北海道 市区町村数 179

	区	市区			事	庁内	日日	男女共	同参画に関する条例			1 /9				
	町	i i		所	務	連絡	機		有		無		有			無
県コード		町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	会議の有無	関の	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
5	J				7	24	-	19				90				
1	100	札幌市	札幌市市民文化局市民 生活部男女共同参画室 男女共同参画課	1	1	1		札幌市男女共同参画推進条例	2002年10月7日	2003年1月1日		第4次男女共同参画さっぽろプラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	202	函館市	市民·男女共同参画課	1	2	1	1	函館市男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	203	小樽市	生活環境部男女共同参 画課	1	1	1	1				3	第2次小樽市男女共同参画基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
		旭川市 室蘭市	総合政策部政策調整課生涯学習課	1	2	1	1	旭川市男女平等を実現し男女共同参 画を推進する条例	2003年3月27日	2003年4月1日	0	第2次あさひかわ男女共同参画基本計画 第2次室蘭市男女平等参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月 2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
	206		<u>年涯子百昧</u> 市民協働推進課		1	0	1	釧路市男女平等参画審議会	2010年12月15日	2011年4月1日	U	第2次主順中男女十号参画基本計画 くしろ男女平等参画プラン	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日 2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	
1	207	帯広市	市民活動課	1	2	1	1				0	第3次おびひろ男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1	
1		北見市	市民生活課	1	2	1	1	北見市男女共同参画を推進するため の条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次男女共同参画プランきたみ	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	209	夕張市 岩見沢市	総務課 市民環境部市民連携室		2						0	# 0.50 L 2. 2. 2. 4. B 4. 4. D 2. T. D 12 1.	0001/5/4/9	,	,	1
			<u>中氏環境部中氏連携至</u> 企画調整課	_	2	0	1					第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン 第2次網走市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月 2012年3月 ~ 2022年3月	1	1	
		留萌市	政策調整課		2	1	Ö				0		2014年4月 ~ 2023年3月	0	1	
1	213	苫小牧市	総合政策部協働·男女平 等参画室	1	1	1	1	苫小牧市男女平等参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
		惟內巾	稚内市企画総務部企画 調整課	1	2	0	1	稚内市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第3次稚内市男女共同参画行動計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
			美唄デザイン課		2			美唄市男女共同参画条例	2009年12月18日	2010年4月1日		美唄市男女共同参画計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
	217	<u>芦別市</u> 江別市	<u>生涯学習課</u> 生活環境部市民生活課	1	2	1	1	江別市男女共同参画を推進するための条例	2009年3月30日	2009年4月1日	U	第2次芦別市男女共同参画推進計画 江別市男女共同参画基本計画中間見直 し版	2020年4月     ~     2030年3月       2019年4月     ~     2023年3月	1	1	
1	218	赤平市	赤平市教育委員会 社会 教育課	2	2	0	0				0					1
1	219	紋別市	市民生活部市民協働課市民協働係	1	2	0	0				0	第2次紋別市男女共同参画プラン	2015年3月1日 ~ 2025年3月1日	1	1	
1	220	士別市	総務部企画課	_	2			士別市男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		第3期士別市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2026年3月31日		1	
1	221	名寄市 三笠市	環境生活課 社会教育課	1	2			<u>名寄市男女共同参画推進条例</u>	2015年12月1日	2016年4月1日	0	第2次名寄市男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	0
	223	根室市	総合政策室	_	2	_	_					根室市男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2024年3月	1	1	U
		千歳市	市民生活課	_	1	1	1				0	第3次ちとせ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日		1	
			くらし支援課 数 会系員会社会教会課		2	0					0	滝川市男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
		印川田	教育委員会社会教育課 <u>社会教育係</u>	2	2	0					0					0
1	227	歌志内市 深川市	総務課 企画財政課	_	2	0	1				0	深川市男女共同参画計画(第2次計画見	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	0
H <sub>1</sub>	229	富良野市	市民協働課	1	2	0	<u> </u>				3	直し版) 第2次富良野市男女共同参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
			市民生活部市民サービスグループ	1	1	1	1				0	登別市男女共同参画基本計画(第2次)	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日		1	
1	231	恵庭市	恵庭市総務部総務課	1	2	1	1	恵庭市の男女が平等に暮らすために 共に歩む条例	2003年7月2日	2003年7月2日		第2次恵庭市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
_	233	伊達市	企画財政部企画財政課		2							第2次伊達市男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日		-1	
		北広島市	市民参加・住宅施策課		2		1					第3次きたひろしま男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日		1	
		石狩市 北斗市	<u>広聴·市民生活課</u> 市民課	_	2	_	1	北斗市男女共同参画推進条例	2006年2月1日	2006年2月1日	U	<u>第4次石狩市男女共同参画計画</u> 第2次北斗市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日 2021年4月 ~ 2026年3月	0	1	
H			住民環境部環境生活課	1	2	0		10-1 リカスハミタ門住佐木門	2000-72/11 H	-000-2/11-H	0	シャング コープングス 四多四条 本日 回	202043月	"	-	0
Ľ	303	当別町	町民生活係	1		U	U				U					U

都道	市区	市			事	庁内	諮問	男女共	同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)							
	町	区		所	務	連絡	機		有		無		有					無
□ : 	村コード	村名	担当課(室)名	属	所	会議の有無	関の有無	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計	画期間		女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
1 3	04 3	新篠津村	教育委員会	2	2	1	0				0							1
1 3		松前町福島町	総務課 総務課	1		0					0							0
1 3		知内町	総務課総務係	1		0					0							0
1 3		木古内町	町民課 住民グループ	1			0				0							0
1 3	_		<u>七飯町総務部政策推進</u> 民生課	1	_		0	七飯町男女平等参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日	0	第2次七飯町男女平等参画基本計画 第5次鹿部町総合計画	2016年4月1日 2013年4月	~	2025年3月31日 2023年3月	0	0	
1 3			<u>氏工味</u> 社会教育課		2						0		2018年4月	~	2027年3月	0	0	
			社会教育課	2	2						0	第2次八雲町男女共同参画プラン	2015年4月	~	2025年3月	0	1	
1 3		長万部町 江差町	保 <u>健福祉課</u> 総務課	1	2	0					0	N 17 27 3 H 1 1 0 3 1 7 7 1 0 H 1	2021年4月 2017年4月	~	2031年3月 2022年3月	1	0 1	
1 3	62	上ノ国町	住民課住民環境グループ	1		0					0	上ノ国町男女共同参画基本計画	2017年4月	~	2022年3月	1	1	
		厚沢部町	住民税務課生活安全係	1		0						第2次厚沢部町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1_	
1 3			総 <u>務課</u> 地域政策課	1	2	0			-		0	第2次乙部町男女共同参画基本計画 奥尻町男女平等共同参画基本計画	2021年4月 2017年4月	~	2026年3月 2022年3月	1	<u>1</u> 1	$\vdash$
1 3	70 :	今金町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	今金町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2023年3月	Ö	1	
1 3	71 -		総務課	1	2							せたな町男女共同参画基本計画	2017年4月	~	2022年3月	1	11	
1 3			総務課総務係 企画課	1		0					0					1		0
1 3	93	黒松内町	総務課	1	2	0	0				0							0
1 3		蘭越町 :	住民福祉課	1		0					0							0
1 3			企画環境課自治創生係 総務課	1		0	0				3	第6次真狩村総合計画	2021年4月	~	2030年3月	0	0	U
1 3	97 f	留寿都村	住民福祉課	1	2	0	0				0	3709( <del>27)</del> 17 10 0 0 0 0	202.   17,		2000   077			0
1 3			総務課企画係	1		0					0							0
			企画振興課 総務課総務係	1	2	0	1	男女が平等に参加する倶知安のまち をつくる条例	2005年3月29日	2005年4月1日	U	男女が平等に参画する倶知安のまちをつ くる推進プラン	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	0
1 4	01 ;		総務課	1	2	0	0				0	第8次共和町総合計画	2019年4月	~	2029年3月	0	0	
		石内町	経営企画部 総務課 総 務係	1	2	0	0				3							1
1 4		泊村	総務課	1	2		0				0							0
		神恵内村 積丹町	総務課 総務課	1	2	0	0				0					1		0
1 4	06	古平町	町民課町民生活係	1	2	0	0				0							0
1 4		仁木町	総務課 総務部 総務課 総務係	1			0	余市町男女共同参画推進条例	2007年2月21日	2007年4月1日	0	第6期仁木町総合計画 余市町男女共同参画計画(改訂版)	2021年4月	~	2030年3月 2027年3月	0	<u>0</u>	
			総務部 総務株 総務係 総務課総務係		2			未印可男女共问参画推進宋例	2007年2月21日	2007年4月1日	0	第4期赤井川村総合計画	2017年4月 2016年4月	~	2027年3月	0	0	
1 4		赤根町	まちづくり課 企画情報グ	1	2	0					0							1
1 4			ループ 企画財政課	1		0					0					$\vdash$		0
1 4	25 .	上砂川町	上砂川町教育委員会	2		0					0							0
	27	由仁町	総務課								0		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					0
1 4			<u>総務財政課</u> 総務課総務グループ	1	_	0			-		0					$\vdash$		0
1 4	30	月形町	企画振興課企画係	1	2	0	0				0		2020年4月1日		2024年3月31日		0	
1 4	31	浦臼町	総務課庶務係	1		0					0	(浦臼町第4次総合振興計画)	2015年4月	~	2025年3月	0	0	1
1 4			住民課 総務課総務グループ	1		0	0		1		0							1
1 4	34	秩父別町	総務課	1	2	0	0				0	第6次秩父別町総合計画《第2次基本計 画編》	2021年4月1日	~	2026年3月31日	0	0	·
1 4		雨竜町 北竜町	総 <u>務課</u> 企画振興課	1		0	0		1		0	北竜町総合計画	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	0	1
1 4	38	沼田町	総務財政課	1		0					0		2013年4月1日		2020年3月31日		U	1
1 4	52	鷹栖町	総務企画課	1	2	0	0				0	+++*****						0
1 4			まちづくり推進課 まちづくり推進課	1		0	0				0	東神楽町男女共同参画計画	2017年4月1日	~	2024年3月31日	1	1	0
1 4		比布町	おら フトリ推進球 総務企画課まちづくり推進室	1	2	0	0				0							0
1 4	56	愛別町	総務企画課	1	2	0	0				0		<u> </u>					0

都道		市			事	庁内	問		男女共	同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
府田	ijŢ	区		所	務	連絡	機			有		無		有				無
県 コード ド		町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	会議の有無	関の有	条例名称	5	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	Ē	十画期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
1 45	57 _	上川町	企画総務課企画グループ		2	0	0					0	第10次上川町総合計画	2018年4月	~ 2027年3月	0	0	
1 45		<u>利町</u> 長瑛町	企画総務課総務室 総務課	1	_		0					0						0
1 46		上富良野町			2		0						(第6次上富良野町総合計画)	2019年4月1日	~ 2028年3月31日	1	0	- 0
		中富良野町		1	_		0					0						0
1 46		月 <u>晶及野町</u> 5冠村	企 <u>画課企画振興係</u> 総務課	1			0					0						0
1 46	64 ₹	1寒町	総務課	1	2	0	0					2						1
1 46		別淵町	総務課 政策推進課		2		0					0	第6期剣淵町総合計画	2021年4月	~ 2031年3月	0	0	0
1 46		· 川町 美深町	美深町教育委員会	2			0					0						0
			総務課総務財政室				0					0						0
1 4			総務課総務町政室 総務課総務係		2		0					0						0
1 48	81 별	91年町	企画財政課 (1)	1	2	0	0						增毛町男女共同参画計画	2016年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
1 48			総務課 住民生活課	1	_		0					0		2021年4月1日 2020年4月1日	~ 2026年3月31日 ~ 2024年3月31日		<u>1</u> 1	+-+
1 48		5前町 3幌町	世氏王冶脉 地域振興課	1			0					0	古削削另女共问参回基本計画	2020年4月1日	~ 2024年3月31日	' '		0
		刀山別村	総務課	1	2	0	0					0	第8期初山別村総合振興計画	2021年4月	~ 2032年3月	0	0	
1 48	86 มี		遠別町教育委員会 社会   教育係	2	2	0	0					0						0
1 48		F塩町	住民課	1	2	0						0	第7期天塩町総合振興計画	2019年4月	~ 2028年3月	0	0	
		表 <u>払村</u>	企画政策課	_	2		0					0	猿払村男女共同参画基本計画	2017年4月	~ 2021年3月	1	1	
1 5 1 5		兵頓別町 中頓別町	住民課 総務課総務グループ	1	2		0					0	第6次浜頓別町まちづくり総合計画	2019年4月1日	~ 2028年3月1日	0	0	1
1 5	14 札	支幸町	総務課	1	1	0	0					0	(第2次枝幸町まちづくり計画)	2016年3月	~ 2025年2月	1	0	
1 5 1 5			<u>地域振興室</u> 総務課				0					0						0
1 5			総務課	1			0					0						0
		引尻富士町	総務課		2		0					0	Mr. c 1-1-17 m- (v) A = 1	0000 5 4 5 4 5			•	0
1 52 1 54	20 ∏ 43 ≣	発延町 長幌町	住民生活課 町民活動課	1	2		0					0	第6次幌延町総合計画 びほろ男女共同参画プラン(第4次)	2020年4月1日 2019年4月	~ 2030年3月31日 ~ 2027年3月	1	<u>0</u>	+
1 54	44 🏃	聿別町	住民企画課住民環境係	1	2	0	0					0		2010   177	2027   071			0
1 54 1 54			総務部企画総務課 総務課総務グループ	1	2		0					0						0
			総務課	1			0						第6次小清水町総合計画	2020年4月1日	~ 2030年3月31日	0	0	
1 54	49 ∄	川子府町	総務課	1			0					0	第6次訓子府町総合計画	2017年4月	~ 2027年3月	0	0	
1 5		置戸町 生呂間町	企画財政課 総務課		2		0					0						0
1 5	55 มี	袁軽町	民生部住民生活課	1	2	0	0					0						0
1 5		勇別町	総務課 総務グループ まちづくり推進課まちづく	1	_	1	0					0						1
1 56		11年11日	り推進係	1	2	0	0					0						0
1 56		理部町 二	総務課 総務厚生係	1		0						0						1
1 56 1 56		5興部村 #武町	企画総務課 総務課	1	2		0					0						0
1 56	64 J	て空町	総務課	1	2	0	0					0						0
1 5		豊浦町 土瞥町	総務課庶務係 総務課	1	2		0					2						0
1 5			総務課 生活環境課	1			1					_	白老町男女共同参画計画	2020年1月	~ 2023年3月	1	1	
1 58		真町	総務課総務人事グループ	1			Ö					Ö	7,500	1	, -/1			1
1 58	84 기	同爺湖町	洞爺湖町教育委員会 社 会教育課	2	2	0	0					0						1
1 58	85 3	安平町	政策推進課	1	2	1	1					0	第2次安平町男女共同参画基本計画	2019年6月	~ 2024年3月	1	1_	
1 58	86 đ	いかわ町	総務企画課政策推進グ	1	2	0	0		<u> </u>			2	第2次むかわ町まちづくり計画	2021年4月1日	~ 2030年3月31日	1	0	
1 60			ループ 社会教育課	2	2	0	0					0	第2次日高町総合振興計画	2018年4月	~ 2028年3月	0	0	+
1 60	02 -	<b>F取町</b>	まちづくり課	1	2	0	0							2018年4月1日	~ 2027年3月31日		0	
1 60	04 余	<sub>折</sub> 冠町	総務課	1	2	0	0			<u> </u>		0						0

都道		市			-	庁内:		男女共	同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
	町	区		所	務	連絡	機		有		無		有				無
1	村 コ ー	村	担当課(室)名	属	所	会議の有	関の有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状	計画名称	計画	期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
ド	ド	名 <u>名</u> 浦河町	企画課	1	掌 2	無					況 2					7374	_
			企 <u>會議</u> 企画調整課	1	2			<b>人</b> 様似町男女共同参画条例	2000年12月18日	2000年12月18日		第3次様似町男女共同参画基本条例	2021年4月1日	~ 2030年3月31日	n	1	
			<u>正圖嗣是除</u> 企画課振興係	1	2	0			2000年12月10日	2000年12月10日	0	第5次條例的另名共同多圖基本采例	2021447111	2030年3月31日	- 0		0
		新ひだか町	総務部企画課	1			0				0						0
1	631	音更町	企画財政部企画課企画 調整係	1	2	0	0				0	おとふけ男女共同参画プラン	2015年4月	~ 2025年3月	0	1	
			士幌町総務企画課	1	2	1		士幌町男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4期士幌町男女共同参画基本計画	E0E1 + 1/1 1 H	~ 2026年3月31日		1	
		上士幌町	企画財政課	1								第5期上士幌町総合計画		~ 2022年3月31日	1	0	
		鹿追町	企画課	1			0					第7期鹿追町総合計画		~ 2027年3月	0	0	
		新得町	町民課	1			0					第8期総合計画	2016年4月1日	~ 2026年3月31日	0	0	السل
			企画課	1	2	0	0	### ### ### ### ### ### ### ###	000450000	000454545	0	Manution = + + = + = + = = = = = = = = = = = =	004054545				0
		芽室町	政策推進課	1	2	0	1	芽室町男女共同参画推進条例	2004年3月3日	2004年4月1日		第3期芽室町男女共同参画基本計画		~ 2026年3月31日	1		
			総務課企画財政グループ	1	2							第3次中札内村男女共同参画推進計画	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	0
			総務課 大樹町役場 総務課	1			0				0						0
			大 <u>倒可仅场 税份缺</u> 広尾町企画課	1			0				0						0
		幕別町	住民福祉部住民生活課	1			0				0						0
		池田町	教育課 社会教育係		2						0						0
1	645		総務課	1	2	0	0				0	第5次豊頃町まちづくり総合計画	2021年4月1日	~ 2031年3月31日	0	0	
1	646	本別町	企画振興課	1			0				0						0
			総務課企画財政室	1			0					足寄町第6次総合計画		~ 2024年3月	0	0	
			総務課	1			0					第6期陸別町総合計画	2020 - 17]	~ 2030年3月	0	0	
1	649	浦幌町	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	浦幌町男女共同参画基本計画	2018年3月	~ 2027年2月	1	1	
1	661	釧路町	釧路町教育委員会社会 教育課	2	2	0	0				0						1
		<b>厚</b>	厚岸町教育委員会生涯 <u>学習課</u>	2	2	0						第6期厚岸町総合計画	2020年4月	~ 2029年3月	0	0	
			総務課	1							0	(IT + 1 T +					0
$\perp$	664		企画財政課	1	2	0	0				0	(標茶町第5期総合計画)	2021年4月1日	~ 2031年3月31日	0	0	
		<b></b>	まちづくり政策課政策調 整係	1		0						弟子屈町男女共同参画計画	2017   177	~ 2022年3月	1	1	
			総務課	1	_		0					第5次鶴居村総合計画	2018年4月1日	~ 2027年3月31日	0	0	$\sqcup$
			企画総務部総務課総務係	1			0				0						0
			福祉部町民課 企画課	1			0				0	第7期中標津町総合計画 前期基本計画	2021年4月	~ 2026年3月		_	0
			<u>企画課</u> 企画政策課	1	_						2		2021年4月	~ 2026年3月	0	0	1
			企画振興課	1	2						2						1

<選択肢回答>

 所属
 庁内連絡会議

 1 首長部局
 1 有

 2 教育委員会
 0 無

事務所掌 諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

## 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

## 男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

## 現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	)21年4月1日現在	で開設済の施設)								٦
道	区	区								施	設		管理·追	営主	<b>Ξ体</b>	
府 県	町 村	町				P.	<b>f在地等</b>	_		形	態		<b>设管理</b>	事	業運営	当
・ コード	ユーロ:	村 相 名	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者	その他
			8							2	6	-	6 0	4	-	0
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター		060-0808	北海道札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内	011-728-1222	011-728-1229	https://www.danjyo.sl- plaza.jp/		0		0		0	1
1	202	函館市	函館市女性センター		040-0042	北海道函館市東川町11番12号	0138-23-4188	0138-23-4189	https://www.hakodate- josen.com/		0		0		0	
1	203	小樽市														$\exists$
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール		070-0035	旭川市5条通4丁目	0166-23-5577	0166-36-7610	http://www.asahikawa- dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiw aindex.html		0		0	0		
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	ミンクール		北海道室蘭市東町4丁目29番1号	0143-44-8184	0143-44-8191	http://www.kujiran.net/d anjo/	0			0	0	0	
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	ふらっと	085-0016	釧路市錦町2丁目4番地釧路フィッシャーマン ズワーフMOO内	0154-65-1034	0154-65-1356	https://furatto946.jimdof ree.com/		0		0		0	
1	207	帯広市														
1	208	北見市 夕張市													₩	-
1	210	岩見沢市														
1	211	網走市			1										$\vdash$	_
		留萌市 苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進セン ター		053-0021	苫小牧市若草町3丁目3番8号	0144-32-3544	0144-37-2233	http://www.tomakomai- shakyo.or.jp		0		0		0	
		稚内市														
1	215 216	美 <u>唄市</u> 芦別市			1										$\vdash$	$\dashv$
1	217	江別市														
		赤平市 紋別市											_		$\vdash \vdash$	$\dashv$
1	220	<u> </u>			<u> </u>										$\vdash \vdash$	$\dashv$
1	221	名寄市														$\Box$
1	222	三笠市 根室市			1								+		$\vdash \vdash$	$\dashv$
1	224	千歳市			<u> </u>											
1	225	滝川市														4
1	226	砂川市 歌志内市			1										$\vdash$	$\dashv$
1	228	深川市													世	
1	229	富良野市													LТ	4
		登別市 恵庭市			1										$\vdash$	$\dashv$
1	233	伊達市			<u> </u>											
		北広島市													LТ	4
		<u>石狩市</u> 北斗市			+							+	+		$\vdash \vdash$	$\dashv$

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(2	021年4月1日現在	で開設済の施設)								٦
	区	区									設		管理·與			
州県	町 村	町				F	近在地等			形	態		<b>设管理</b>		業運営	堂
⊐ 	コー	村	名称	愛称∙通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その他
ド 1		名 当別町								-			者	+	者	_
1	304	新篠津村								╁			+	+	$\dashv$	$\dashv$
1	331	松前町								1				t	$\neg \dagger$	$\exists$
1	332	福島町												Ш	$\square$	
1	333	知内町								-				+	<u> </u>	_
1	334	木古内町 七飯町								+		-		+	$\dashv$	$\dashv$
1	343	鹿部町								1				+	$\dashv$	
1	345	森町												П		
1	346	八雲町 長万部町			1					1		$\vdash \vdash$		+	$\rightarrow$	4
1	347	<u>長万部町</u> 江差町			1					╂		$\vdash$		+	$\dashv$	
1	362	<u>ル左町</u> トノ国町								+				+	$\dashv$	$\dashv$
1	363	上ノ国町 厚沢部町														
1	364	乙部町												Ш	$\square$	
1	367	奥尻町								-				+	<u> </u>	_
1	370	今金町 せたな町								+				+	$\dashv$	-
1	391	島牧村								1				+	$\dashv$	
1	392	寿都町														
1	393	黒松内町								1				$\perp \rightarrow$		_
1	394	<u> </u>								+				+	$\dashv$	
1	396	真狩村								+				+	$\dashv$	-
1	397	留寿都村														
1	398	喜茂別町												$\perp \perp \downarrow$		
1	399	京極町								╄				$\vdash$		_
1	400	俱知安町 共和町								+				+	$\dashv$	-
1	402	岩内町												1 1	$\neg$	$\neg$
1	403	泊村														
1	404	神恵内村								-				+	<u> </u>	_
1	405	積丹町 古平町								+	$\vdash$	$\vdash \vdash$	+	+	$\dashv$	$\dashv$
1	407	仁木町								1		$\vdash$	+	+ +	$\dashv$	$\dashv$
1	408	余市町														
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	健康支援センター	046-0592	北海道余市郡赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0135-34-6644	https://akaigawa.com	0		0	$\perp$	0		
1	423	南幌町 奈井江町								1	$\vdash$			+		4
1	424	余开江町 上砂川町								+	$\vdash$	$\vdash \vdash$	+	+	$\dashv$	$\dashv$
1	427	由仁町								1		$\vdash$		† †	o	一
1	428	長沼町												П		
1	429	栗山町		-						1	$\square$	igspace	$\perp$	$\coprod$	<u> </u>	_
1	430	月形町 浦臼町								╂	$\vdash$	$\vdash \vdash$	+	++	$\dashv$	-
1	432	新十津川町			+					1		$\vdash$		+	$\dashv$	$\dashv$
1	433	妹背牛町													力	
1	434	秩父別町												lacksquare	耳	$\Box$
	436	雨竜町								1	$\vdash$	$\vdash \vdash$	_	+	<del></del>	4
1	437	北竜町			1		ļ	ļ	L		Ш	$\sqcup \bot$		44		

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(2)	021年4月1日現在	で開設済の施設)								$\neg$
道 府		区			1					施	設		管理•選			
県		町		1		Ē	近在地等 			形	態		设管理		業運7	
⊐ 	⊐ I	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その他
ド	ド	名											者	₩	者	
1	452	沼田町 鷹栖町											+	$\vdash$	-+	
1	453	東神楽町														
1	454	当麻町 比布町												1		
H	456	愛別町											+	$\vdash$		-1
1	457	上川町														
1	458	東川町 美瑛町										_	$+\!\!\!-$	$\vdash$		
H	460	上富良野町											+	$\vdash$	-	
1	461	中富良野町														
1	462	南富良野町											+	$\vdash$	$\rightarrow$	_
+	464	占冠村 和寒町											+	$\vdash$	-	
1	465	剣淵町														
1		下川町										_	$+\!\!\!-$	$\vdash$		
1			美深町文化会館COM100	COM100	098-2252	北海道中川郡美深町字西町22番地	01656-2-1744	01656-2-3672	http://www.town.bifuka.h okkaido.jp		0	0		0		
1	470	音威子府村 中川町											-	$\vdash$	_	_
Ħ	472	幌加内町											_			_
1	481	増毛町														
1	482	小平町 苫前町										-	+	₩		
1	484	羽幌町														_
1	485	初山別村														
1	486	遠別町 天塩町											+	$\vdash$		_
1	511	法基门 猿払村 浜頓別町														
1	512	浜頓別町														
H	514	中頓別町 枝幸町												$\vdash$		=
1	516	豊富町														╛
1	517	礼文町				-						_	$\bot$	$\sqcup$	<b></b>	$\dashv$
1	519	利尻町 利尻富士町										$\dashv$	+	+	$\dashv$	$\dashv$
1	520	幌延町													〓	╛
1	543	美幌町				-						_	$\perp$	igwdap	<b></b>	_
1		津別町 斜里町			+					-		-+	+	$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$
1	546	清里町													〓	
1	547	小清水町				-						_	$\bot$	$\sqcup$	<b></b>	_
1	550	訓子府町 置戸町			+							+	+	$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$
1	552	佐呂間町														╛
1	555	遠軽町												igspace	$\Box$	耳
1	559 560	湧別町 滝上町			+							$\dashv$	+	$\vdash \vdash$	$\dashv$	$\dashv$
1	561	興部町														$\exists$
1	562	西興部村						ļ						Ш	$\Box$	

道 区府町町県村町町町     所在地等       ココト目目の     村 名称     愛称・通称 郵便番号 住所 電話番号 FAX番号 FAXAB FAXA	ホームページ	施制	Ĕ.	施記	管理・設管理 指定 そ	事	業運営	
所在地等	ホームページ					-		
コ コ	ホームページ	単独	複合	直	指定そ		44	
***   **	ホームページ	独	複	直			指史	7
1 563 雄武町       1 564 大空町       1 571 豊浦町       1 575 壮瞥町       1 578 白老町       1 581 厚真町       1 584 洞爺湖町       1 585 安平町       1 586 むかわ町       1 601 日高町       1 602 平取町       1 604 新冠町       1 607 浦河町			$\Box$	営	指定管理者	直営	指定管理者	の 他
1 571 豊浦町       1 575 壮管町       1 578 白老町       1 581 厚真町       1 584 洞爺湖町       1 585 安平町       1 586 むかわ町       1 601 日高町       1 602 平取町       1 604 新冠町       1 607 浦河町		-			者		者	
1 571 豊浦町       1 575 壮管町       1 578 白老町       1 581 厚真町       1 584 洞爺湖町       1 585 安平町       1 586 むかわ町       1 601 日高町       1 602 平取町       1 604 新冠町       1 607 浦河町						-	++	-
1 575 社警町       1 578 白老町       1 581 戸真町       1 584 洞爺湖町       1 585 安平町       1 586 むかわ町       1 601 日高町       1 602 平取町       1 604 新冠町       1 607 浦河町			_				++	$\dashv$
1 581 厚真町       1 584 洞爺湖町       1 585 安平町       1 586 むかわ町       1 601 日高町       1 602 平取町       1 604 新冠町       1 607 浦河町								$\exists$
1 581 厚真町       1 584 洞爺湖町       1 585 安平町       1 586 むかわ町       1 601 日高町       1 602 平取町       1 604 新冠町       1 607 浦河町								
1 601 日高町 1 602 平取町 1 604 新冠町 1 607 浦河町							$\perp \perp \downarrow$	_
1 601 日高町 1 602 平取町 1 604 新冠町 1 607 浦河町							+	_
1 601 日高町 1 602 平取町 1 604 新冠町 1 607 浦河町			$\dashv$				₩	$\dashv$
1   602   平取町       1   604   新冠町       1   607   浦河町	+		$\dashv$	-+	_	+	++	$\dashv$
】 1 │607 【浦河町 】							t	$\exists$
】 1 │607 【浦河町 】								
1 608 様似町								
							$\downarrow \downarrow \downarrow$	
1 009[X] 95 m			_				+	_
1 610 新ひだか町			-				++	$\dashv$
1     631 音更町       1     632 土幌町       1     633 上土幌町			$\dashv$				+	$\dashv$
1 633 上十線町								$\exists$
1 634 鹿追町								
1 634 鹿追町 1 635 新得町								
1   636  清水町							$\perp \perp \downarrow$	_
1 637 茅室町			_				+	_
1   636   清水町			-				++	$\dashv$
1 603 文が作			$\dashv$				+	$\dashv$
1 642 広屋町			一				+	$\dashv$
1 643 幕別町								$\neg$
1 644 池田町 1 645 豊頃町 1 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8								
1   645  豊頃町			[				$\coprod$	
1 646 本別町 1 647 足寄町 1 648 陸別町			_				+	_
1 [04] 走台町							++	-I
1 040 [座/川川   1 640   3   4   4   1   1   1   1   1   1   1   1	+		$\dashv$			+	++	$\dashv$
1 661 創降町	+		$\dashv$				+	$\dashv$
1     649 浦幌町       1     661 釧路町       1     662 厚岸町			_				1	一
1 663 浜中町								
1   663   浜中町								
1   665   弟子屈町			[				$\coprod$	
┃ 1   667   鶴居村   ┃			_				++	—
1 668 白糠町	+		+			+	++	$\dashv$
1   692   中標津町					1		1 1	1
1   693   標津町		J.		J			+	
1   694   羅臼町			$\dashv$	$\dashv$			$\dashv$	4

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

|--|

都	市	市	男女共同	参 画 ・女 性 <i>0</i>	) た。	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 E	3 現	,在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	数(人)								主		な	事 業
府	町	Δ															その他
県	村	町	7. Ib	ᇌᆂᄯᄆᄆ		非	予算額	広		相	. 情	苦情処理	交	企業・NPO	国	調	
⊐	⊐		名 称	設立年月日	常	常	(千円)	報	講座	談	· 提報	情	流	の・	際立	査	
1	1	村			勤	勤		広報啓発	座	談事業	・提供集	班	交流促進	携P	国際交流	調査研究	
ド	ド	名						76		^		~±	~=	0	<i>/</i> /IL	76	
$\vdash$			_										_				
			8	222525	/			6	6	4	6	0	5	1	1	0	
		札幌市	札幌市男女共同参画センター	2003年9月1日	15	10	16,108			0	0			0	0		が旧の中佐
		函館市	函館市女性センター	1972年4月22日	7	1	2,720	0	0	0	0		0				託児の実施
1	203	小樽市															  施設及び設備の維持管理,施設使用申請,利
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール	1988年11月1日	11	22	10,372		0				0				用料金 旭川市の事業に関する業務(男女共同参画推進事業に関する受付)
			胆振地方男女平等参画センター	1981年5月1日	0	3	12,047	0	0		0						
			釧路市男女平等参画センター	2015年9月24日	5	0	18,399	0	0	0	0		0				図書貸出
		帯広市															
		北見市															
		夕張市															
		岩見沢市															
		網走市															
1	212	留萌市	*       -														
		古小牧川	苫小牧市男女平等参画推進セン ター	1994年10月23日	4	2	23,832	0	0	0	0						
		稚内市															
		美唄市															
		芦別市															
		江別市															
		赤平市															
		紋別市															
		士別市 名寄市															
		五 <u>奇巾</u> 三笠市															
		根室市															
		千歳市															
		<sup>1 級 円</sup> 滝川市															
		砂川市															
		歌志内市															
		深川市															
		富良野市															
		登別市															
		恵庭市															
		伊達市															

都	市	市	男 女 共 同	参画・女性の	りたる	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 [	3 現	. 在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数									主		な	事業
府	町	ഥ															その他
県	村	町	A 11-	机大车口口		韭	予算額	広		相	. 情	苦	交	企 と業	国	調	
コ	コ	+4	名 称	設立年月日	常 勤	非 常	(千円)	広報啓発	講座	相談事業	· 提供集	苦 情 処 理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究	
I	1	村			到	勤		発	座	業	供集	理	進	携 P	流	究	
ド	ド	名										_					
1	234	北広島市															
		石狩市															
		北斗市															
		当別町															
		新篠津村															
		松前町															
		福島町 知内町															
1	33A	木古内町															
		七飯町															
		鹿部町															
		森町															
		八雲町															
1	347	長万部町															
		江差町															
		上ノ国町															
1	363	厚沢部町															
		乙部町															
		奥尻町															
1	370	今金町															
		せたな町															
		島牧村 寿都町															
		黒松内町															
1	394	<u> </u>															
		ニセコ町															
		真狩村															
		留寿都村															
1	398	喜茂別町															
1	399	京極町															
		倶知安町															
		共和町															
		岩内町															
1	403	泊村															
1	404	神恵内村															
1	405	積丹町															
1	406	古平町															
1	407	仁木町															
1	408	余市町															

都	市	市	男女共同	参画・女性 0	りたる	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 E	3 現	. 在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数									主		な	事業
府	町	₾															その他
県	村	町	2 II-	机士在日日		非	予算額	広		相	,情	苦	交	企業・NPO	玉	調査研究	
⊐	⊐	**	名 称	設立年月日	常勤	常	(千円)	広報啓発	講座	相談事業	· 提供集	苦 情 処 理	交流促進	の i	国際交流	査	
1	Τ	村			玉刀	勤		谷発	座	争業	供集	理	准	携 P	流	究	
ド	ド	名						,,		<i>&gt;</i>  \		_	~	O	7.0	-	
			高齢者・女性等活動支援センター	2001年12月26日	9	1	7,026				0		0				
		南幌町															
		奈井江町															
		上砂川町															
		由仁町															
		長沼町															
		栗山町															
		月形町															
		浦臼町															
		新十津川町 妹背牛町															
		<u>殊月午町</u> 秩父別町															
		雨竜町															
1	437	北竜町															
		沼田町															
		鷹栖町															
		東神楽町															
1	454	当麻町															
		比布町															
		愛別町															
		上川町															
		東川町															
		美瑛町															
		上富良野町															
		中富良野町 南富良野町															
		占冠村															
1	464	和寒町															
		剣淵町															
		下川町															
			美深町文化会館COM100	1998年7月18日	13	0	54,255	0									
1	470	音威子府村															
		中川町															
		幌加内町															
		増毛町															
		小平町															
		苫前町															
		羽幌町															
1	485	初山別村															

都	市	市		数 共 同	参画・女性の	りたと	カ の	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 日	り現	在	で 開 設 済 の 施 設)
道	区	区				職員数	(人)								主		な	事 業
府	町	스																その他
県	村	町	,				∃E	予算額	広		相	情	苦	交	企业	玉	調	
П	⊐		名 称		設立年月日	常	非 常 勤	(千円)	広報啓発	講 座	相談事業	· 提供集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究	
	i	村				勤	勤		啓	座	争	供貨	処=	促光	里 N 隽 P	交法	研究	
١	۲	名							九		木	*	垤	進	0	NIL.	九	
1		<u>石</u> 遠別町																
		天塩町																
		猿払村																
		浜頓別町																
		中頓別町																
		枝幸町																
1	516	豊富町																
		礼文町																
		利尻町																
1	519	利尻富士町																
		幌延町																
		美幌町																
		津別町																
		斜里町																
		清里町																
		小清水町 訓子府町																
1	550	<u>訓丁府町</u> 置戸町																
		佐呂間町												-				
1	555	遠軽町																
		湧別町																
		滝上町																
		興部町																
		西興部村																
		雄武町																
		大空町																
		豊浦町																
		壮瞥町																
1	578	白老町					-											
		厚真町																
		洞爺湖町																
		安平町																
		むかわ町							_						$\dashv$	_		
		日高町							_							_		
1	602	平取町												-	$\dashv$	_		
		新冠町 浦河町													$\dashv$	_		
		用刈町 様似町													$\dashv$	-		
		えりも町							<del>                                     </del>						$\dashv$	_		
	บบษ	んりも叫																

都	市	市	男	女 共 同	参画・女性 0	) た 8	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 E	3 現	,在	で開設済の施設)
道	区	<u>~</u>				職員数	故(人)								主		な	事業
府	町	区																その他
	村	町	名 称		設立年月日	<b>#</b>	非	予算額	広	=#±	相	. 情	苦	交	企 と業	国		
П 	П —	村	ינין נו		放立十八百	常 勤	非 常 勤	(千円)	広報啓発	講座	相談事業	• 提供	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究	
	ド	名																
		新ひだか町																
		音更町																
		士幌町																
		上士幌町																
		鹿追町																
		新得町																
		清水町																
		芽室町																
1 6	38	中札内村																
		更別村																
		大樹町																
1 6	42	広尾町																
		幕別町																
		池田町																
		豊頃町																
		本別町																
		足寄町																
		陸別町																
		浦幌町																
		釧路町																
		厚岸町																
		浜中町																
		標茶町																
		弟子屈町																
		鶴居村																
		白糠町																
		別海町		-														
		中標津町		-														
		標津町																
1 6	94	羅臼町																

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

北海道

都市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況				
道区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府町		言		言	区	女	女 性	市	女 性	女 性	村	女	女 性	町	女 性	女 性	治	女性	女 性 比
県村		年	宣言名称	Ø		性 市 区	比 率	区	性副市	比 率		性 町 村	比 率	村	副町	比 率	会	女性自治会長	比 率
	村	月		形	長	長数	(%)	長	区 長 数	(%)	長	長数	(%)	長	村 長 数	(%)	長	会長数	(%)
ドド	名	日		態	数			数	奴		数			数	奴		数	奴	
			2		35	0	0.0	43	1	2.3	144	1	0.7	143	0	0.0	12,695	464	3.7
	0 札幌市				1	0	0.0	3											
	2 函館市				1	0	0.0	2		50.0							178		9.0
	3 小樽市				1	0	0.0	1	0	0.0							149		5.4
	4 旭川市				1	0		2									1252		3.5
	5 室蘭市 6 釧路市	0010年0日00日		-	1	0	0.0	2									153 490		7.8 8.2
	0 釧路巾 7 帯広市	2018年3月23日	釧路市男女いきいき参画宣言	4	1	0	0.0	2		0.0							746		5.6
	8 北見市				1	0	0.0		0	0.0							740		6.4
	9 夕張市				1	0	0.0	1	0								82		3.7
	0 岩見沢市				1	0	0.0	2	-								215		2.3
1 21	1 網走市				1	0	0.0	1	0	0.0							203		4.9
	2 留萌市				1	0	0.0	1	0	0.0							200	<del>                                     </del>	7.0
	_	2013年11月17日	苫小牧市男女平等参画都市宣言	2	1	0		2									82	2	2.4
	4 稚内市	2010   1177177			1	0	0.0	1	0								66		0.0
	5 美唄市				1	0	0.0	1	0								240		3.8
	6 芦別市				1	0	0.0	1	0	0.0							37	1	2.7
	7 江別市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	9	5.5
	8 赤平市				1	0	0.0	1	0	0.0							41	0	0.0
1 21	9 紋別市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
	0 士別市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
	1 名寄市				1	0	0.0	1	0	0.0							72	0	0.0
	2 三笠市				1	0	0.0	1	0	0.0							95	6	6.3
	3 根室市				1	0	0.0	0									112	1	0.9
	4 千歳市				1	0	0.0	1	0	0.0							146		5.5
	5 滝川市				1	0	0.0	1	0	0.0							282		9.9
	6砂川市				1	0	0.0	1	0	0.0							86		2.3
	7 歌志内市				1	0	0.0	1	0	0.0							18		5.6
	8 深川市				1	0	0.0	1	0	0.0							132		0.8
	9 富良野市				1	0	0.0	1	0								189		2.6
	0 登別市				1	0	0.0	1	0	0.0							92		2.2
	1 恵庭市				1	0	0.0	1	0	0.0							61		3.3
	3 伊達市			1	1	0	0.0	1	0								102		2.9
	4 北広島市			-	1	0	0.0	1	0		-						163		6.7
	5 石狩市			-	1	0	0.0	1	0	0.0	-						121		5.0
1 23	6 北斗市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	4	4.7

都市	ħΙ	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	自 治	会 長	等	の状	況				$\overline{}$
道区		• • •	宣	27 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	宣	市	うち		副	うち		町	55	-,,		うち		自	うち	
		区						女		女	女			女		女	女		女	女
府田			言		言	区	女	性	市	性	性	村	女	性	町	性	性	治	性	性
県本		町	年	宣 言 名 称	Ø	1	性市民	比率	区	副市	比率	''	女性町村長	比率	村	副町	比率	会	性自治会長	性比率
	- 	村	月		形	長	市区長	(%)	長	区長	(%)	長	長	(%)	長	村 長	(%)	長	会長	(%)
r I	ř	名	日		態	数	数		数	数		数	数	, ,	数	数	, ,	数	数	, ,
		当別町	н		163	**			- 20			1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0
		新篠津村										1		0.0	1			31		
		松前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23		
		福島町										1	0	0.0	1	0	0.0	28		3.6
		知内町										1	0	0.0	1	0	0.0	13		
		木古内町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
		七飯町										1	0	0.0	1	0	0.0	72		
1 34	43	鹿部町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
		森町										1	0	0.0	1	0	0.0	41		
1 34	46	八雲町										1	-		2	_		105	1	1.0
		長万部町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	
		江差町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	4	12.5
1 36	62	上ノ国町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1 36	63	厚沢部町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
		乙部町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
1 36	67	奥尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1 37	70	今金町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3
1 37	71	せたな町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	2	3.0
1 39	91	島牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
1 39	92	寿都町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
		黒松内町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	
1 39	94	<b>蘭越町</b>										1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	
		ニセコ町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	7	12.3
		真狩村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	
		留寿都村										1	1	100.0	1	0	0.0	21	0	0.0
		喜茂別町										1	0	0.0	0	0		26	0	
		京極町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
		倶知安町										1	0	0.0	1	0	0.0	96	3	
1 40	01	共和町										1	0	0.0	1	0	0.0	68		
1 40	02	岩内町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	9	
		泊村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	
1 40	04	神恵内村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	
1 40	05	積丹町										1	0	0.0	0	0		20	0	
1 40	06	古平町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	0.0
1 40	07	仁木町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	
1 40	80	余市町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
1 40		赤井川村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
1 42	23	南幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	
		奈井江町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	
1 42	25	上砂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

都「	ħΙ	市		男女共同参画に	異	する	 宣言						首	長、目	自 治	会 長	等	の状	況				$\overline{}$
道			宣					宣	市	うち		副	うち			うち	-		うち		自	うち	
		区	_					_			女		#	女			女	_	女	女		4	女
府田	ĦŢ		吉					言	区	女	性比	市	性	性	村	女		町	性	性	治	性	性
県村		町	年	宣	言	名	称	の		性市	比率	区	女性副市区長	比率	,,	性 町 村 長	性 比 率	村	性副町	比率	会	女性自治会長	性比率
	□ 	村	月					形	長	市区長	(%)	長	区長	(%)	長	村 長	(%)	長	村 長	(%)	長	会長	(%)
	ド	名	В					態	数	数	( / 6 /	数	数	(,0)	数	数	(70)	数	数	(,0)	数	数	(,0)
		由仁町	н					悲	奴			奴			女 1	0	0.0	女 1	0	0.0	30	1	3.3
		長沼町													1		0.0	1			46		2.2
		栗山町													1		0.0	1			62		
		月形町													1		0.0	1			13		
		浦臼町													1		0.0	1			15		
		新十津川町													1		0.0	1			11		
		妹背牛町													1		0.0	1			32		
1 43	34	秩父別町													1	0	0.0	1			11		
		雨竜町													1	0	0.0	1			11	0	
1 4	37	北竜町													1	0	0.0	1			10		
		沼田町													1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	
1 4	52	鷹栖町													1	0	0.0	1	0	0.0	44		2.3
		東神楽町													1	0	0.0	1	0	0.0	60		
		当麻町													1	0	0.0	1	0	0.0	28		
		比布町													1	0	0.0	1	0	0.0	34		0.0
1 4	56	愛別町													1	0	0.0	1	0	0.0	47		
		上川町													1	0	0.0	1	0	0.0	18		11.1
		東川町													1	0	0.0	2	0	0.0	5		
		美瑛町													1	0	0.0	1	0	0.0	32		
		上富良野町													1	0	0.0	1	0	0.0	104	7	
		中富良野町													1	0	0.0	1	0		52		
1 4	62	南富良野町													1	0	0.0	1			5		
		占冠村													1	0	0.0	1	0	0.0	13		
1 4	64	和寒町													1	0	0.0	1	0	0.0	12		
		剣淵町													1	0	0.0	1	0	0.0	11		
		下川町													1		0.0	1			18		
1 40	69	美深町													1		0.0	1			17		
1 4	70	音威子府村													1	0	0.0	0	0		2	0	
1 4	71	中川町													1	0	0.0	1	0	0.0	18		
		幌加内町													1	0	0.0	1	0	0.0	15		
		増毛町													1		0.0	1			57		
		小平町													1	0	0.0	1			35		
		苫前町													1		0.0	1			15		
		羽幌町													1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	
		初山別村													1		0.0	1			17		
		遠別町													1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	
		天塩町													1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	
		猿払村													1	0	0.0	1	0	0.0	13		
		浜頓別町													1	0	0.0	1	0	0.0	33		
1 5	13	中頓別町													1	0	0.0	1	0	0.0	22		

都「	ħⅠ	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	自 治	会 長	等	の状	況				
道			宣	NY Y PO DE LA POET	宣	市	うち		副	うち		町	55	,		うち		自	うち	
		区	_		_			女		女	女			女		女	女		女	女
府田			言		言	区	女	性	市	性	性	村	女	性	町	性	性	治	性	性
県村		町	年	宣 言 名 称	Ø	1	性市	比率	区	副市	比率	''	女性町村長	比率	村	副町	比率	会	性自治会長	性比率
	□ 	村	月		形	長	市区長	(%)	長	区 長	(%)	長	村 長	(%)	長	村 長	(%)	長	会長	(%)
	ř	名	日		態	数	数	( , , ,	数	数	( , , ,	数	数	( /	数	数	(12)	数	数	( ) 2 /
		枝幸町	н		rex	3X			- 3X			1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
		豊富町										1		0.0	1		0.0	31	0	
		礼文町										1	0	0.0	1		0.0	29	0	
		利尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	
		利尻富士町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	
1 52	20	幌延町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1 54	43	美幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
1 54	44	津別町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
1 54	45	斜里町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
		清里町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	
1 54	47	小清水町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6
1 54	49	訓子府町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
		置戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
		佐呂間町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1 5	55	遠軽町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
1 5	59	湧別町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
		滝上町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	
		興部町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	
1 56	62	西興部村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
		雄武町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	
		大空町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	
		豊浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
		壮瞥町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
		白老町										1	0	0.0	2	0	0.0	102	10	
1 58	81	厚真町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	
		洞爺湖町										1		0.0	1	0	0.0	42		
1 58	85	安平町										1	0	0.0	1	0	0.0	34		
		むかわ町										1		0.0	1	0	0.0	58	0	
1 60	01	日高町										1	0	0.0	1	0	0.0	91	2	
1 60	02	平取町										1		0.0	1		0.0	15	0	
1 60	04	新冠町										1		0.0	1	0	0.0	34		
		浦河町										1		0.0	1	0	0.0	81	0	
		様似町										1		0.0	1			25	0	
		えりも町										1		0.0	1		0.0	46		
		新ひだか町										1		0.0	1		0.0	163	2	
		音更町										1	+	0.0	1		0.0	181	1	0.0
		士幌町										1		0.0	1		0.0	70		
		上士幌町										1	0	0.0	1		0.0	50		
1 63	34	鹿追町										1		0.0	1		0.0	60		
1 63	35	新得町										1	0	0.0	1	0	0.0	91	6	6.6

都i	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	1 治	会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち			うち		副	うち		自	うち	
	町	区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	女性	村	女	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性 比
	村コ	町	年	宣言名称	Ø	-	性 市 区	性比率	区	副市	性比率		性 町	性 比 率	村	副 町	比率	会	女性自治会長	比率
	_ 	村	月		形	長	長数	(%)	長	区 長	(%)	長	村 長 数	(%)	長	村 長	(%)	長		(%)
ド	ド	名	日		態	数	-		数	数		数	-		数	数		数	数	ı
		清水町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	1	0.8
		芽室町										1	0	0.0	1	0	0.0	88		1.1
		中札内村										1	0	0.0	1	0	0.0	31		6.5
		更別村										1	0		1	0	0.0	24		0.0
		大樹町										1	0	0.0	1	0	0.0	39		
1 6	42	広尾町										1	0		1	0	0.0	38		
		幕別町										1	0		1	0	0.0	113		4.4
		池田町										1	0		1	0	0.0	21		
1 6	345	豊頃町										1	0	0.0	1	0	0.0	34		0.0
		本別町										1	0	0.0	1	0	0.0	75		1.3
		足寄町										1	0		1	0	0.0	89		1.1
		陸別町										1	0	0.0	1	0	0.0	31		3.2 1.7
		浦幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	59		1.7
1 6	61	釧路町										1	0	0.0	1	0	0.0	59		1.7
		厚岸町										1	0	0.0	1	0	0.0	30		0.0
		浜中町										1	0		1	0	0.0	28		
		標茶町										1	0	0.0	1	0	0.0	38		2.6
		弟子屈町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
		鶴居村										1	0	0.0	1	0	0.0	13		0.0
		白糠町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	2	2.6
		別海町										1	0	0.0	1	0	0.0	115		0.9
		中標津町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
		標津町										1	0	0.0	0	0		44	0	0.0
1 6	94	羅臼町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 男女共同参画に関する宣言<br/>宣言の形態1 首長声明2 議会の議決3 庁内連絡会議の決定4 その他

7	と答ぶ	

調査時点コード 1 2021年4月1日 2 その他

都市道区府町	市区	目相	票設定の対象で	である審	議会等	の目標	及び現れ	<b></b>	目標設定の対象である審議会等の範囲			第202条の こおける登		< :				95)に基づく 登用状況	(再掲) 市町村防 (委員の		ř	(再掲) 市町村  会長を	防災会訓 含む)	Ř			調	査時点コード		
県 村 コ コ I I	町村	目標値 (%)	目標達成期限	音議会等	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	委 1	5 等 性 当 (9	ŧ Ł	5 女性委員	を含む	総委	ち 女性 性比率 (%)	総委	うち 女数 性委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性 委員	女性比率(%)	目定象 審等の を で 議の 及状値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委に 会等に ける登用 状況	その他
F F	- R			0.400	1,737	07.400	7.70			0.004	0.004	07.000	2000		000	504 4	070	770 450	0.000	126	0.0	0.004	145	0.7						
$\mathcal{H}$	小計	$\sim$		2,163	1,/3/	27,402	1,123	3 28.2		3,204		37,323 36,870	3,690 23			531 4, 525 4,	,979	778 15.6 772 15.6	3,322	126	3.8	3,901	145	3.7						
1 100	札幌市	40.0	2023年3月	86	86	1,833	3 586	6 32.0	法律・条例に基づき設置する附属機関等	3,107	2,309	1,833	586 32		6	5	37	9 24.3	66	4	6.1	67	4	6.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
1 202	函館市	35.0	2028年3月	103	69	1,122	278	8 24.8	1.法律または条例により設置されている審議会等 2.要領等により設置されている懇談会、会議等	50	42	758	194 2	- 1	6	2	38	3 7.9	46	4	8.7	47	4	8.5	1		1		1	
1 203 1 204	小樽市 加川市	45.0 36.0	2023年3月 2031年3月	91 90	76 81	2,012	698	8 34.7 4 24.9	要綱等により設置されている協議会、会議等 附属機関及び要綱等により設置されている懇談会	44 61	38 57	506 852	123 24 220 25	4.3 5.8	6	4	31 58	5 16.1 11 19.0	27 28		11.1 17.9	28	3	10.7 17.2	1		1 1		1	
1 205	室蘭市	30.0	2024年3月	32	26	408	3 84	4 20.6	自治法180-5、203-3に基づく審議会・委員会 地方自治法第202条の3に該当する審議会等、及び釧路市の要綱に	27	24	392	81 20	0.7	5	2	16	3 18.8	35	1	2.9	36	ı 1	2.8	1		i		i	
1 206	釧路市	40.0	2028年3月	76		1,006		5 29.3	基づき設置された審議会等	54		797	218 2		6	4	41	6 14.6	38	5	13.2	39	-			2021年1月1日		2021年1月1日	2	2021年1月1日
1 207	帝仏巾	40.0	2025年3月	32	31	470	) 159	9 33.8	法律・条例などにより設置されている常設の審議会等 1.地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等 2.規則等で設置する	31	31	470	159 33	3.8	6	5	46	7 15.2				26	3	11.5	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1	
1 208	北見市	40.0	2027年4月	86	68	1,614	503	3 31.2	委員会等 3.要綱等で設置する委員会等 4.地方自治法(第180条の 5)に基づく委員会等 5.法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱 する委員	41	33	583	135 23	3.2	6	2	68	8 11.8	45	1	2.2	46	1	2.2	1		1		1	
1 209									法律又は政令により設置されている審議会等。条例により設置されて	18		174	24 13		6	2	23	3 13.0	23	1	4.3	24		4.2	1		1		1	
1 210	岩見沢市	40.0	2026年3月 2022年4月	32 58	29 35	423 539		3 26.7 5 23.2	いる懇談会、会議等。 条例、規則及び要綱等により設置されている審議会、会議等	32 17	29 15	423 198	113 26 63 3	- 1	6	4	53	7 13.2 3 8.3	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
1 212					19				1.法律または政令により設置されている審議会	14	12					4	27		07	0	- 4	28			1		1		1	
		50.0	2023年3月	25		271			2.法律により設置されている委員会 3.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等			150			ь	4	21	6 22.2	27	2	7.4		2	7.1			, i		!	
1 213 1 214	<u>苫小牧市</u> 稚内市	30.0 30.0	2022年4月 2024年3月	58 34	51 25	768 340	226	6 29.4 3 21.5	3条例、規則等により設置されている翡絲会、会議等 付属機関及びその他機関 種内市で設置している各種審議会	35 33	34 24	457 325	131 28 68 20		6 5	5 4	32 29	10 31.3 6 20.7	41 28	3 0	7.3	42 29	3	7.1	1		1 1		1	
1 215			2028年3月	57	37	582	105	5 18.0	法または条例により設置されている審議会等	29 22		306 257	46 15 44 1		6	2	38	5 13.2 2 6.3	25 24		0.0 12.5	26 25	3	12.0	2	2021年7月1日	1		1	
1 217	江別市	40.0	目標達成期限はない	59	53	868	3 267	7 30.8	すべての審議会	37	33	675	211 3	1.3	6	5	37	8 21.6	31	1	3.2	32	1	3.1	1		1		1	
1 218										13	9	105	29 2		6	3	28	5 17.9	0	0	0.0	23	2	8.7	11		1		1	
1 219									地方自治法第138条の4の規定による付属機関、他の法律の規定に	17	12	219	37 16		6	4	34	6 17.6	30	1	3.3	31	1	3.2	1		1		1	
1 220	士別市	50.0	2026年3月	36	35	387	7 139	9 35.9	より市町村が義務設置、任意設置する付属機関、独自の条例で設置する付属機関 ①地方自治法第202条の3に基づく法、条例の定める調停、審査、審	35	33	438	146 33	3.3	6	4	43	9 20.9	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
1 221	名寄市	50.0	2023年3月	73	67	966	383	3 39.6	「地方日本成果が必要が、多大の大学的ないのの飼育・者は、普集、調査を行う機関で地方自治法第180条の5に基づ、執行機関として法律の定める地方公共団体に置かなければならない委員会③国の機関が委嘱④規則要綱によるもの、①~④すべて	51	47	618	194 3	1.4	5	4	40	8 20.0				40	3	7.5	1		1		1	
1 222	三笠市 根室市	30.0	2025年3月	37	29	441	105	5 23.8	地方自治法第202条の3に該当する審議会	23 37	18 29	232 441	65 28 105 23	3.0	6	5	26 26	3 11.5 7 26.9	22	2	9.1	20		5.0 8.7	1		1		1	
1 224		45.0	2027年3月	72		1,071			地方自治法第202条の3、地方自治法第180条の5、法律の規定により 国の機関が委嘱、その他会議(私的諮問機関)	48		587	162 2		6	4	37	5 13.5				37	1	2.7	1		1		1	
1 225	滝川市	35.0	2024年3月	29	25	283	3 66	6 23.3	本語会(審議委員会)、審査会(審査委員会)及び調査会(調査委員会)等	23	20	204	42 20	0.6	5	5	30	7 23.3	25	2	8.0	26	2	7.7	2	2020年12月1日	2	2020年12月1日	1	
1 226	砂川市								日安日本/守	12 14	11 11	140 126	31 22 17 13	2.1	6	3	29	3 10.3	24 15	1	4.2 6.7	24	1	4.2 6.3	11		1		1	
	歌志内市								・地方自治法第202条の3、第180条の5に基づく審議会等							2	16	5 31.3				16								
1 228		40.0	2023年3月	52	44	868			・法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員 ・規則等で設置する委員会等	20		252	57 22		б	5	43	7 16.3	23		39.1	24	9	37.5	1		1		1	
1 229	富良野市	30.0	2029年3月	21	17	292	2 67	7 22.9	広域を除いた審議会 1. 法律又は政令により設置されている審議会等	21	17	292	67 22	2.9	6	4	39	4 10.3	33	1	3.0	34	1	2.9	1		1		1	
1 230	登別市	40.0	2022年4月	44	39	622	149	9 24.0	<ol> <li>法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)</li> <li>条例・規則等により設置されている懇談会、会議等</li> <li>要綱等により設置されている懇談会、会議等</li> </ol>	23	21	289	51 1	7.6	6	4	25	5 20.0	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1		1	
1 231	恵庭市	40.0	2025年3月	105	89	1,396	374	4 26.8	地方自治法第138条の4第3項に規程する附属機関及び市の規則又 は要綱等に基づき、審議又は審査等を行う組織	47	40	493	121 24	1.5	6	5	31	9 29.0	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1	
1 233	伊達市	40.0	2028年3月	19	17	194	1 45	5 23.2	公募I.でいる憲議会等	12	10	160	27 16	6.9	5	3	24	4 16.7	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
1 234	北広島市 石狩市	50.0	2031年3月 2026年3月	50 51	44 39	512 460	149	9 29.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、会議等	50 31	44 28	512	149 29 107 3	9.1	5	3	30 31	8 26.7 7 22.6	27 27		11.1 14.8	28 28	3	10.7 14.3	1		1		1	
1 236	北斗市		1-77						(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	21		372 165	54 14	1.5	5		28	4 14.3 3 10.3	29 23		6.9	30		6.7	1		1		1	
1 304	当別町 新篠津村 松前町							1		7	7	68	32 19 20 29	9.4	5	3	28	4 14.3	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1 1		1	
1 331	福島町	38.0	2023年	40	23	379	121	1 31.9	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	17	8	169	23 20 24 14	1.2	5	2	20	4 19.0 2 10.0	20 19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1 333	木古内町							$\perp$		10 11	7 8	121 132	17 14 27 20	1.0 0.5	5	3	25 23	6 24.0 5 21.7	16 18	0	0.0	17 19	0	0.0	1		1		1	
1 337		20.0	2025年3月	25	15	160	32	2 20.0	本件照会と同様に地方自治法に基づく審議会等の女性の登用状況	22 8	14 7	182 68	43 23 10 14	3.6 4.7	5 4	3	27 12	5 18.5 2 16.7	19 15		0.0 6.7	20 16	0	0.0 6.3	1		1		1	
1 345	취									18	13 28	191 410	42 22	2.0	5	3	27	3 11.1	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
1 347	<b>長刀部</b> 则									32 32	26	261	105 25 72 2 69 3	7.6	5	3	24	6 22.2 7 29.2	18	0	0.0	19	0	0.0	i		i		i	
1 361 1 362	<u>江差町</u> 上ノ国町 厚沢部町									16 8	6	206 65	69 30 14 2 32 25	1.5	5 5	2	26 23	5 19.2 3 13.0	18		0.0	19		0.0	1		1		1	
1 363	厚沢部町 乙部町						1	1		12 16		128 141	32 25 20 14	1.2	5	2	28 19	3 10.7 2 10.5	17 19	0	0.0	18 20	0	0.0	1		1		1	

都道区府町	市区	目相	票設定の対象	である署	F議会等(	の目標に	及び現れ	犬値	目標設定の対象である審議会等の範囲	地方	自治法	(第202身 手における	の3)に る登用状	<b>基づく</b> 兄				の5)に基づ。 登用状況	LL1 m1 s	引) 村防災会i (のみ)		(再掲) 市町村 (会長を	  防災会調  合む	Ř			調	査時点コード		
月 見 コード	町村	目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員	女性比率 (%)	安員会等	ち女性委員	総委員数	うち 女等 性数 性数 は 本等 は は な の の の の の の の の の の の の の	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	目定象審等標現 標のある会目び値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づ等に議 会等に登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく等 会等を計 ける数 状況	その他
1 367	型 製尻町 今金町									18	1	6 80 7 19	9 39	11.3 19.8	5 5	2	20 28	2 10 7 25		19 1	5.3	20	1	5.0 5.0	1 1		1 1		1	
1 371	せたな町 島牧村									20 13	1-	6 11	50 14	19.8 18.7 12.2	5 5	3	28 19	4 14 4 21	.1 2	25 (	0.0	38 25		2.6 0.0	1		1		1	
1 392 1 393 1 394	里松 内町									16	1	5 100 3 170 5 9	31	9.3 17.9 8.2	5	2	20 22 28	5 25 3 13 3 10	.6	25 (	0.0 0 0.0 1 3.1	22	0	0.0 0.0 3.1	1 1 1		1 1 1		1 1	
1 395 1 396 1 397	三七二町 真狩村									21			38	22.0 13.5	5	3	25 24	5 20 3 12	.0	10 (	0.0	11	0	0.0	1		1 1		1	
1 397 1 398	留寿都村 喜茂別町 京極町									17 11	1	3 15 <sup>-</sup> 5 78	42	27.8 10.3	5 5	2	24 22	3 12 3 13	.6	13 C	0.0	14 12	4 0 2 0	0.0	1		1 1		1	
	具知安町	40.0	2028年3月	30	27	330	77	23.3	法律又は整理により設置されている審議会等/条例、規則等により 設置されている懇談会、会議等/要綱等により設置されている懇談 会、会議等	30	2	7 330	77	23.3	5	3	25 27	6 22		29 2	2 6.9	30	2	6.7	1		1		1	
1 401	共和町								AL AUGS T	20			26	12.4 19.4	5	3	33 23	4 12		25 (	0.0	26		0.0	1		1		1	
1 402 1 403 1 404	日内町 白村 神恵内村									21 12		9 23: 8 10: 4 6:	24	22.0 19.4	4	1 2	12 14	6 26 2 16 5 35	.7 2	24 1 22 1 20 0	4.2 4.5 0 0.0	25 23 21	1	4.0 4.3 0.0	1 1 1		1 1		1 1	
1 405 1 406	責丹町									7		5 5 7 8	13 27	22.8 31.0	5	3	21	3 14 2 11	.3	14 1	7.1	15		6.7	1 1		1		1	
1 407		30.0	2030年3月	24	16	217	36	16.6	法律により設置されている委員会等及び条例、規則等により設置されている懇談会、会議等での委員	16			25	15.9	5	2	25	4 16		20 2	10.0	21		0.0	1		1		1	
1 408 1 409	余市町 赤井川村								hat the projection is 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	31		3 5		16.6 7.3	5	3	29 20	2 6 3 15	.0	9 (	5.0	10	0	4.8 0.0	1	*****	1 1		1	
1 423	有幌町 奈井江町	30.0	2022年3月	24	19	364	69	19.0	法律・条例等により設置されている審議会等	28	2	4 369 5 40 2 50	83	22.5 37.5 20.0	5	3	28 22	5 17 4 18	.2		0.0	22		0.0	1	2020年4月1日	1		1	
1 424 1 425 1 427 1 428	上砂川町 由仁町 巨沼町									13	1	1 124	24	19.4 15.8	6	1	12 30 32	2 16 2 6 1 3	.7	21 C	0.0	22	2 0	0.0	1 1		1 1		1	
1 429	東山町 目形町									10	1	B 13:	31	23.3 19.7 19.1	5	3	32 30	5 15 5 16	.6		4.2	25	5 1	4.0 9.4	1		1 1		1	
1 431	前臼町 新十津川町									13		B 130	26	19.1 17.0	5	4	26 33	5 19 4 12	.1 ;	30 (	0.0	21		0.0	2	2021年5月1日	2	2021年5月1日	2	2021年5月1日
1 434	新十津川町 味背牛町 狭父別町									10		7 13 1 1	21	17.0 15.2 11.1	6 5	1 3	29 25	2 6 5 20	.0		4.3	24		4.2	1		1 1		1	
1 436 1 437	北竜町									12	1	7 7	21	18.9	6	1	26 27	1 3	.7 :	18 1 20 0	5.6	19 21	0	5.3 0.0	1		1 1		1	
1 438 1 452 1 453	名田町 鷹栖町 東袖窓町	7.0	2023年7月	1	1	12	2	16.7	農業委員会	8		3 6: 7 20: 9 10:	54	16.7 9.5 26.7	5	3	25 25	1 4 5 20	.0	18 (	0.0	19	9 0	0.0	2	2021年6月24日	2	2021年6月24日	2	2021年6月24日
1 454 1 455	当麻町									11		7 12	15	31.0 11.7	5	2	26 10	5 20 2 7 2 10	.7	15 0	0.0	25	5 1	4.0	1 1		1 1		1	
1 456 1 457	北布町 愛別町 上川町									14	- 1	5 60 0 13 6 10	24	26.7 17.5 16.5	5	3	27 23	6 22 8 34	.2 2	23 (	0.0	24	4 0 3 0	0.0	1 1		1 1		1	
1 458	東川町 美瑛町									14	- 1	1 6	18	26.5 15.4	5	3	26 28	5 19 4 14	.2 2	28 C 25 1	0.0	29	0	0.0	1 1		1 1		1 1	
1 460 1 461	中富良野町	22.0	2023年3月	16	14	160	33	20.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16 14	1-	4 160 0 15	33	20.6	5 5	3	26 27	4 15 2 7	.4 2	22 (	0.0	26 23	3 0	3.8	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
1 462 1 463 1 464	南富良野町									8		5 8 8 6	7 23	8.6 34.3	5 5	3 4	23 21	5 21 5 23	.8	17 1	5.9	20 18	1	5.0 5.6	1		1 1		1	
1 464 1 465 1 468	削淵町									13	1	9 8: 1 10: 0 14	31	16.5 28.7	5 5	4	25 25	4 16 5 20	.0	15 (	5.6	19	6 0	5.3 0.0	1 1		1 1		1	
1 469	下川町 美深町 音威子府村									13	11	7 75 4 76	13	28.7 30.5 17.3 11.8 19.0	5	3	24 25	1 4 5 20 3 15		23 1	1 3.6 1 4.3 0 0.0	29	1 1	3.4 4.2 0.0	1 1		1 1		1	
1 470 1 471 1 472	中川町									4		4 /1 3 4: 6 90	8	19.0 15.6	5 5	1	21 24	2 9	.5	20 (	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1 481	曾毛町 小平町	30.0	2026年3月	13	10	125	17	13.6	法令~要綱	13	1	3 6	7	10.6 13.6 9.8	5	4	24 24 24	4 16	.7	17 (	0.0	18	3 0	0.0	1		1		1	
1 483 1 484	当前町 羽幌町		1-77			2	- 1	2		13		B 133	13	9.8 21.2 17.6	5	2	25 25	2 8 5 20	.0 :	20 0	0.0	21	0 0	0.0	1		1 1		i	
1 485 1 486 1 487	切山別村									9		5 68 7 93	12	17.6 20.4 29.8	5 5	3	24 29 24	4 16 4 13	.8		0.0	15 21	5 0 I 0	0.0	1		1		1	
1 511	<b>袁払村</b>									26	2.	6 5 4 31	76	24.4	5	3	24 28	5 20 7 25	.0			21		4.8	1	2021年7月1日	1	2021年7月1日	1	2021年7月1日
1 512 1 513									) ナ(本)	17	1	3 13i 2 3i		31.2 26.3	5 5	3	23 18	4 17 4 22	.2	20 (	0.0	13	3 0	0.0	1		1		1	
1 514	技幸町 豊富町	30.0	2020年3月	52	45	496	150	30.2	法律により設置される委員会等及び条例等により設置される審議会 等	26 17				27.6 23.0	5	3	28 33	3 10		22 1 21 1	4.5 4.8	23		4.3 4.5	1		1 1		1	
1 517	世典型 科文町 利尻町 利尻富士町									10	) 1	6 9i 9 8:	10	10.2 19.3	4	2	13 13	3 23 1 7	.1	21 1	4.8	22	2 1	4.5	1 1		1		1	
1 519	利尻富士町	05.5	2005/= 2 =					000	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び第180条の5に基づく委	10		7 74	13	17.6	4	2	13	3 23	.1	0 0		18	0 0	0.0	1		1		i	
1 520			2025年3月	18		139		23.0	員会等と、法律の規定により国の機関が委嘱する委員 地方自治法第180条の5 地方自治法第202条の3 法律の規定により	9		7 7		23.4	5	2	22	3 13		17 (	0.0		_	0.0	1		1		1	
1 543		30.0	2027年3月	50	40	614	196	31.9	国の機関が委嘱する委員 町が条例で設置する委員会 町が委嘱す る委員会等	26				22.7	6	3	36	5 13		28 (	0.0	29		0.0	1		1		1	
1 544	科里町									11		9 13:	41	25.8 26.6	5 6	2	32 32	10 31 4 12	.5	18 C	0.0	19	1 1	7.1	1		1 1		1	2021年6月30日
1 546	<sub>青里町</sub> 小清水町	20.0	2022年3月	24	18	209	45	21.5	   法律・政令又は条例に基づく付属機関   規則等に基づき設置する私的諮問機関	17	1:	7 104		18.2	5	4	27 27	5 18		19 (	0.0	20		5.9	1		1		1	
1 549	17.有水町	20.0	7022+3H	24	16	209	40	21.0	がおけい マング 改画 する 体 印 部 同 機 関	11	"	9 12		21.3	5	3	26	6 23		16	0.0	17	7 0	0.0	1			2021年3月31日	2	2021年3月31日
1 550										10		7 12	31	24.6	5	2	26	2 7	.7 :	24 (	0.0	25	5 0	0.0	1		1	-02. T0/101H	1	202.70/30114

都市道区府町		市区	目柱	票設定の対象	である署	審議会等	の目標	限及び弱	見状値	I	目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法 審議会等						(180条の5)にま おける登用状だ		(再掲) 市町村防 (委員の			(再掲) 市町村 (会長を	防災会議 合む)	l				時点コード		
県村コー		村	目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち女性委員	等 [	女性 比率 %)		お 女性委員 を含む数	委員	うち女性委員		委員会等数	うち女性委員	うち 女性委員 数 総委員数	女性比率(%)	総委員	うち 女性 委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女 性 比 率 (%)	目定象審等標現標のある 標のある で議の及状	その他	地方第202 条の3)に 基のづく審議 会のる等 は 会 が る 等 り 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基会づく 会に登 ける 表別 状況	その他
1 55	佐呂								+			6	4 8	6 1	13 15.1		5 1	29 2	6.9	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1 55	遠朝 湧別		25.0	2032年3月	24	200	40	1	77 1	10.0	タ Dulla 相向し アルフ 密発 人物	15 1: 23 1:		1 4	14 23.0 75 19.1		6 1		5.7 5.1	40	0	0.0	18 41		0.0	1 1		2 20	021年6月1日	1 2	2021年6月1日
1 560	) 滝上	- BT	20.0	2032年3月	24	20	40	1	// 1	19.2	条例に規定している審議会等	10			31 22.3		5 3		20.0	34		5.9	35		5.7	1			021年6月1日	1	2021年6月1日
1 56 1 56	興部	B田T B ### ++										14 1:	2 15		25 16.6 11 13.9		5 2		8.7	28 21		7.1	29 22		6.9 4.5	1		1		1	
1 563	雄武	問	13.2	2023年3月	21	9	19	7	22 1	11.2	地方自治法に基づく審議会以外のもの	8	6 12	3 1	18 14.3		5 2	32 4	10.0 12.5	32		4.8 9.4	33		9.1	2	2015年4月1日	i		1	
1 564 1 57	大空 世界	287 687			-	-	-	+	-			14 1	4 160 7 4		17 28.0 14 29.8	-	5 3	37 4 25 5	10.8 20.0							1	-	1		1	<del>                                     </del>
1 57	1 壮智	鲄										9	B 78	3 1	10 12.8		5 2	20 2	10.0	25	0	0.0	26	0		1		1		i	
1 578	日本 厚重		50.0	2023年3月	17	14	18	5	43 2	23.2	地方自治法(第138条の4)第3項に基づく審議会	16 1	3 154 4 8	1 3	36 23.4 7 8.2		5 4		16.7 12.9	28 27	2	7.1	29 27	2	6.9 7.4	1		1		1	
1 584	1 洞爺	初町										26 1	9 278	3 4	17 16.9		5 2	27 3	11.1				19	0	0.0	1		1		1	
1 58				2023年3月	34	29					安平町非常勤公職者名簿に基づく 町村非常動職員職種別加入者報告書の報告範囲及び地方自治法	17 1			10 19.9		5 4		20.0	17	0	0.0	18		0.0	1		1		1	
1 58			20.0	2026年3月	46	15	23	8	39 1	16.4	202条の3に基づく審議会	19 1	20,		39 16.4		5 2		10.0	30	0	0.0	31		0.0	1		1		1	
1 60	平野	如町										11 1	9 140	) 3	36 20.0 26 18.6		6 1		3.2 12.0	40 23	0	2.5 0.0	41 24	1 0	0.0	1		1		1	
1 604	1 新冠	建町										7 .	4 79 2 14	)	12 15.2		6 3	27 3	11.1	19 21		0.0 4.8	20 22	0	0.0 4.5	1		1		1	
1 60	油油	i) Hij							+		地方自治法(第180の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の	12 1	2 14	;	33 23.4		5 3	25 5	20.0	21	- 1	4.8	22	1	4.5	_1_		1		1	
1 608	様化	以町	30.0	2030年3月	25	20	21	8	59 2	27.1	3)に基づく審議会等、法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱す	16 1	3 174	1 3	38 21.8		6 4	22 5	22.7	27	0	0.0	28	0	0.0	1		1		1	
1 60	ラレ	±.RT							-		る委員	7	3 6		9 13.6	<u> </u>	6 3	25 3	12.0	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
		トだか町										30 2			39 23.4		6 5		25.9	24	0	0.0	25			1		1		1	
1 63	音更	更町	40.0	2022年3月	34	28	370	0 1	05 2	28.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域の審議会を除く)	34 2	B 370	10	28.4		6 3	35 3	8.6	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1	
1 633	士帧	見町	30.0	2026年3月	30	23	29	3	60 2	20.5	地方自治法第202の3に基づく審議会等及び地方自治法第180条 の5に基づく委員会等	8	8 113	3 2	20 17.7	1	6 3	31 6	19.4	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
1 63	上土	- 幌町										6 : 20 1:	3 7 <sup>-</sup> B 190		5 7.0		6 1		7.4	17 17	0	0.0	18 18		0.0	1		1		1	
1 634			20.0	2025年4月	20	11	16		32 1	19.0	法律又は条例に基づき設置する審議会及び規則その他規定に基づ	14	9 140		35 34.2 28 20.0		6 4		16.7 14.3	17	U	0.0	18	U	0.0	1		1		1	
1 63			30.0	2023年4月	20	- ''	10	٥	32 1	19.0	き設置協議会、委員会等	14	5 7:		14 19.4		0 2		15.2	23		4.3	24		4.2	1		1		1	
1 63	芽室	图										24 2			79 31.9		6 4		15.2	27	2	7.4	28		7.1	1		1		i	
1 63			35.0	2021年3月	23	18	20:	3	54 2	26.6	地方自治体で設置の義務がある教育委員会等と、附属機関として条例で規定している総合行政推進委員会等のこと。	16 1	4 150	) 4	18 32.0		6 4	30 6	20.0	20	2	10.0	20	2	10.0	1		1		1	1
1 63	更別	則村									WISCOND OF A MIND OF IT INVITED BY THE	16 1			30.3		6 4	32 8	25.0	11	0	0.0	12		0.0	1		1		1	
1 64 1 64	上 大位	STELL REST										16 1: 20 1:			29 13.4 30 12.3		6 3		11.4 14.8	20 25		0.0	21 26		0.0	1		1		1	
1 643	幕 第	川町										32 2	6 43	3 11	19 27.2		6 3	40 6	15.0	32	4	12.5	33		12.1	1			021年6月25日	2	2021年6月25日
1 64	豊頃	<u> </u>	30.0	2031年3月	6	3	31	0	5 1	16.7	地方自治法第180条の5に基づく審議会等	16 1- 21 1:			51 31.5 27 13.9		6 4 6 3	32 5 30 5	15.6 16.7	0 29	0	0.0	30	0	0.0	1		1		1	$\vdash$
1 64	本別	川田丁							-			13 1	1 149	) ;	35 23.5		6 2	31 3	9.7	19		0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1 64 1 64	<u> </u>	in mil						ᆂ				12 1: 8	5 7:	3	36 21.3 9 12.3		6 6	26 6	10.7 23.1	24		4.2	25 15	0	4.0 0.0	1 1		i		1	
1 649	浦朝	配町										19 1 40 3	5 209	9 5	58 27.8 04 27.7		6 3	30 4	13.3 26.3	17 27	0	0.0 3.7	18 28	0	0.0	1		1		1	
1 662	厚岸	声町	30.0	2025年3月	30	29	33	7	98 2	29.1	地方自治法に基づく審議会等	28 2	7 314	1 9	30.6		5 4	28 6	21.4	23	2	8.7	24	2	8.3	1		i		1	
1 66	浜中	Þ⊞T ¢æ⊤										19 1: 23 1:		5 2	27 17.4 15 18.6		5 3	25 4 29 4	16.0 13.8	16 16	1	6.3	17 17		5.9 5.9	1		1		1	
1 66	弟子	7屈町										25 1	7 22	5 4	16 20.4		5 3	25 3	12.0	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1 66	1 鶴居				-	-	-	+	-			7 .	4 7: 9 100	3 1	23 23.0	-	5 4		23.8 13.6	18	0	0.0	19	0	0.0	1	-	1		1	<del>                                     </del>
1 69	別海	頭町										33 2	36	3 10	29.3		5 3	41 5	12.2	17	1	5.9	18	1	5.6	i		i		i	
1 693			30.0	2021年3月	28	21	30	9	51 1	16.5	法律により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3)	28 2	1 309		51 16.5 12 15.4		5 2		9.7 16.7	17 16	1	5.9 6.3	18 17		5.6 5.9	1	-	1		1	<del>                                     </del>
1 694												13 1:	2 169		36 21.3		4 3		42.9	20	1	5.0	21		4.8	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

北海道

都道府	市区町	市 区	目	標設定の対象	である智	審議会等	の目標	及び現状	値	目標設	定の対	象であ	る審議	会等の			第202条( における						:の5)に基			村防災: 委員のみ			村防災st 長を含む	
県コード	村コード	村名	目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	/	/	/	/		審議会等数	うち 女性委員		うち 女性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女 性 比 率 (%)
Ż	Ż				/	/	/				_	/	/	/	37			137	30.2	15		42		14.3						
1	$\leq$	札幌市 函館市 小樽市	$\leq$					$\neq$	$\langle \  \  \                             $	$\leq$	$\leq$	$\leq$	=		0	0	0	0		0 0	0	0	0		$\neq$	$\neq$	$\leq$	$\neq$	$\neq$	
	$\leq$	旭川市 室蘭市	$\geq$						$\geq$	$\geq$	$\geq$	$\geq$		$\geq$	0	0	0	0		0	0	0	0				$\geq$			$\geq$
K	$\leq$	釧路市 帯広市 北見市	$\leq$	=					/	$\leq$	$\leq$	$\leq$			0	0 0 2	0	0 0 13	27.7	0 1 0	0	3	0	0.0	$\leq$	/	$\leq$	$\leq$	$\leq$	=
Z	Z	夕張市 岩見沢市									$\leq$				0	0	0	0	27.17	0	0	0	0							
K	$\leq$	網走市 留萌市 苫小牧市	$\langle$	=			$\leq$	$\neq$	$\langle$	$\langle$	$\leq$	$\leq$			0	0	0	0		0 0	0	0	0		$\neq$	/	$\langle$	/	$\neq$	
	Z	稚内市 美唄市			$\leq$		$\geq$				$\leq$	$\geq$	$\leq$	$\leq$	1			5 0	33.3	0	0	0	0							
6		芦別市 江別市 赤平市	$\neq$	=			$\leq$		/	$\neq$	$\neq$	$\leq$			0	0	0	0		0 0	0	0	0			/	$\leq$	$\neq$	/	
	Z	紋別市 士別市									$\leq$				0	0	0	0	40.0	0	0	0	0							$\leq$
	$\frac{1}{2}$	名寄市 三笠市 根室市	/	=							$\neq$	$\neq$			0	0	0	12 0 0	40.0	0	0		0						/	
	Z	千歳市 滝川市 砂川市													0	0	0	0		0 1 0	1	3	1	33.3	$\mathbb{N}$					$\equiv$
		歌志内市 深川市													0	0	0	0	38.2	0	0	0	0							
K	/	富良野市 登別市 恵庭市							/	$\langle$	$\leq$	$\leq$			0	0	·	5 0	20.0	0	·	0	0			/	$\leq$	$\langle$	$\langle$	
	2	伊達市 北広島市									$\geq$		$\geq$		0	0	0	0		1	0	2	. 0	0.0						
K	$\leq$	石狩市 北斗市 当別町	$\backslash\!\!\!/$		=	=	=		//	$\backslash$	/	=		=	0		0	0		1 0	0	3 0	0	33.3	$\backslash\!\!\!/$	//	/	/	/	=

都		市								□ +m=r	ı=o+	4	ファギ	<b>〜</b>	4JL <del></del>	白沙汁/	<b>第000</b> 多:	<b>D</b> 2\1-	せべく	1·L -	古込汁	生ものを	- O E \ ! = 1	せべ!	(再掲)			(再掲)		$\Box$
道府	区町	区	目	標設定の対象	である署	審議会等	の目標	及び現状	値	日標部	ぎ定の 素	「家であ 範囲	る審議会	会等の			第202条( における						:の5)に3 3登用状:		市町	村防災会長のみ		市町	村防災会 長を含む	
県コ	村コ	町	目標	<u>B</u>	審議	うち 女を	総	うち 女等	女性				/		審議	うち 女を	ibics	うち 女等	女性	委員	うち 女を	総	うち 女等	女性	総	うち 女数	女性	称	うち 女数	女性
-		村	値 (%)	標 年 度	会等数	性委員数	委員数	性委員	比 率 (%)	_		/			会等数	性委員数	委員数	大 性 委 員		委員会等数	生委員数	委員数	性数 長	性 比 率 (%)	委員数	女性 委員	性比率(%)	委員数	性委員	比 率 (%)
۴	ド	名 新篠津村								$\leq$		_	_		0		0			0		C								
	$\overline{}$	松前町		$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	1	1	5	- 2	_	0	_					$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	
Z	$\geq$	福島町									$\geq$	$\geq$		$\geq$	0			(	ס	0	_									$\geq$
$\mathbb{Z}$		知内町					$\leq$		$\leq$	$\leq$	$\leq$	$\leq$		_	0		·	(		0					$\leq$	<	<			
	$\prec$	木古内町 七飯町	$\leftarrow$				$\sim$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\leftarrow$	$\leftarrow$		$\leftarrow$	0			(		0		_			$\leftarrow$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$ \langle                                   $
	$\overline{}$	鹿部町		-					$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0	0		(		0		0				$\overline{}$				
Z	$\geq$	森町									$\geq$	$\geq$		$\geq$	0			(		0		C								$\geq$
$\vee$	4	八雲町	$\leq$				$\leq$		<	$\leq$	<	$\leq$		_	0	0		(	_	0		C	_		$\leq$	<	<	$\sim$	$\leq$	$ \longrightarrow $
	$\prec$	長万部町 江差町	$\leftarrow$				$\sim$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\leftarrow$	$\leftarrow$		$\leftarrow$	0			(		0					$\leftarrow$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
		上ノ国町							$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0				_	0			_			$\overline{}$				
Z	$\geq$	厚沢部町												$\geq$	0	0	0	(		0			0							
$\angle$		乙部町	$ \angle $				$\leq$		<	$\leq$	$\leq$	$\leq$		_	1	1	·			0					$\leq$	<			$\leq$	$ \longrightarrow $
	$\prec$	奥尻町 今金町	$\overline{}$				$\sim$		$\overline{}$	$\overline{}$	-	$\sim$		-	0	0		(		0		C				$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	せたな町		-			$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	0			(		0						$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
		島牧村													0	0		(		0		C	_							$\overline{}$
$\angle$	$\angle$	寿都町	$\setminus$	-					$\backslash$	$\setminus$	$\angle$			$\angle$	0			(		0			_		$\setminus$					
$\vdash$	$\prec$	黒松内町 蘭越町	$\sim$				$\sim$		<	$\sim$	-	$\sim$		$\leftarrow$	0	0		(		0	0	3	_		$\sim$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\boldsymbol{\prec}$
	$\overline{}$	エセコ町		_			$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	0			(		0	_					$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
		真狩村													0	0	0	(		0	0	C	0							$\overline{}$
$\mathbb{Z}$	$\angle$	留寿都村	V	-			$\angle$				=			$\angle$	0			(		0					N			$\angle$		=
$\vdash$	$\leq$	喜茂別町	$\sim$				$\leq$		<	$\sim$	<	$\leq$		<	0		-	(		0	_	_			$\sim$	<	$\sim$		$\overline{}$	
	$\overline{}$	京極町 倶知安町							$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			-	0			(		0						$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
		共和町		-					$\overline{}$					$\overline{}$	0			(	_	0						$\overline{}$				$\overline{}$
Z	$\angle$	岩内町			=	$\geq$	$\geq$		=		$\geq$		=	$\geq$	0			(		0		C			N	=	=		=	=
$\mathbf{L}$	$\leq$	泊村	$\sim$				$\sim$		<	$\sim$	<	$\sim$		_	0			(		0					$\sim$	<	$\sim$	$\sim$		$ \longrightarrow $
	$\overline{}$	神恵内村 積丹町							$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\leftarrow$	0			(		0						$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
		古平町							$\overline{}$					$\overline{}$	0		-	(		0										$\overline{}$
Z	$\angle$	仁木町	N		=	=			=		$\geq$		=	$\geq$	0			(		0					N	$\geq$	=		=	$\geq$
$\vee$	$\leq$	余市町	$\sim$				$\leq$		<	$\sim$	<	$\leq$		<	0			(		0					$\sim$	<	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	
H	$\overline{}$	赤井川村 南幌町							$\overline{}$	$\overline{}$	-			-	0	0	-	(		0		C				$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	
$\triangleright$		奈井江町									$\overline{}$			$\overline{}$	0	0		(		0		0								
Z		上砂川町			$\angle$				$\overline{}$				$\angle$		0					0										$\supset$
$\mathbb{Z}$	$\triangleleft$	由仁町							$\leq$	$\leq$	$\leq$	$\leq$		$\leq$	0			(	_	0						<				
$\mathbf{F}$	$\langle$	長沼町 栗山町	$\overline{}$						$\overline{}$	$\overline{}$	-			-	2			(		0					$\leftarrow$	-	$\overline{}$		$\overline{}$	$\langle \cdot \rangle$
1		月形町							$\overline{}$		$\overline{}$				0			(		0						$\overline{}$				
Z		浦臼町		_							$\geq$	$\geq$		$\geq$	0	0		(		0	0									$\geq$
$\mathbb{Z}$		新十津川町							=	$\angle$	=	=		$\geq$	0			(		0						=	$\angle$			=
K	$\langle$	妹背牛町 秩父別町							$\overline{}$	$\overline{}$	-	$\leftarrow$		$\leftarrow$	0	0		(		0		C	_			$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\langle \cdot \rangle$
1	$\overline{}$	秩文別可 雨竜町							$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	0			(	1	0		_ `				$\overline{}$	$\overline{}$			
$\triangleright$		北竜町													0			(		0										

都	市	市																							(五坦)			(再掲)		$\neg$
道府	区町	区	目	標設定の対象	である署	審議会等	の目標	及び現状	:値	目標設	定の対	象であ 範囲	る審議	会等の			第202条( における						の5)に る登用状			村防災会		市町	村防災会 長を含む	
県	村	町	目		審	うち	40	うち	女					/	審	うち	443	うち	女	委	うち	40	うち	女	443	うち	女	40	うち	女
П —	⊐  -	村	標値	目標年度	議会等数	女を 性含 委む	総委員数	女等 性数 委	性 比 率		/	/			議会等	女を含む。	· 私	女等 性数 委	性比率	委員会等数	女 を 含 む	総委員数	女等 性数 委	性 比 率	総委員数	女数 性 委	性 比 率	総委員数	女数 性 委	性 比 率
۴	۴	名	(%)		剱	員数		Į.	(%)	/					数	員数		員	(%)	数	員数		員	(%)		<b>員</b>	(%)		į į	(%)
	$\leftarrow$	沼田町 鷹栖町	$\overline{}$	-					-	$\overline{}$	-		-	-	0			0		0						$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	東神楽町		-					$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0	·		0		0		_ ,				$\overline{}$				
		当麻町		$\overline{}$											2	2	15	7	46.7	0	_	C	0							
$\mathbb{Z}$	$\angle$	比布町							$\geq$					$\geq$	0	0	0	C	)	0	0	C	0						=	$\geq$
$\square$	$\angle$	愛別町	$\angle$						_	$\angle$		$\leq$		_	0			C	_	0					$\leq$	$\angle$	$\angle$			
$\mathbf{Z}$	4	上川町	$\leq$		$\leq$				_	$\leq$	_	$\leq$	/	_	0	0		0	_	0		C			$\leq$	$\leq$	$\leq$	$\overline{}$	$\leq$	
$\mathbf{F}$	$\leq$	東川町 美瑛町	$\sim$						-	$\sim$	-	$\sim$		-	0	0		0		0		C			$\sim$	$\overline{}$	$\sim$		<	$\overline{}$
	$\overline{}$	上富良野町		-					$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	0			- 0		0			_		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			
	$\overline{}$	中富良野町		-					$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0			- 0		0						$\overline{}$				
		南富良野町		$\overline{}$											0			C	+	0			+							
	$\backslash$	占冠村				$\setminus$	$\setminus$					$\setminus$			0	0	0	C	)	0	0	C	0		$\setminus$					
$\square$	$\angle$	和寒町							_		_	$\angle$		_	0			C		0					$\leq$	$\angle$				
$\mathbf{Z}$	4	剣淵町	$\angle$	-					_	$\angle$	_	$\leq$	/	_	0					0		_			$\sim$	$\sim$	$\angle$	$\sim$		
$\mathbf{H}$	$\leq$	下川町	$\sim$						-	$\sim$	-	$\sim$	$\sim$	-	0	0		0		0		C			$\sim$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
$\mathbf{H}$	$\prec$	美深町 音威子府村	$\overline{}$	_					$\leftarrow$	$\overline{}$	$\leftarrow$			$\leftarrow$	0	0		0		0		C			$\leftarrow$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	中川町		-					$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	0	·		0		0		_ ,				$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$
		幌加内町		$\overline{}$					$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0	0				0		C	_			$\overline{}$				
		増毛町		_										$\overline{}$	1	0		C	0.0	0			+			$\overline{}$				
	$\angle$	小平町										$\setminus$			0	0	0	C	)	0	0	C	0							
$\square$	$ \angle                                   $	苫前町							$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\leq$		_	0		·	C		1	0	,			$\leq$	$\angle$	$\angle$			
	4	羽幌町	$\sim$						_	$\sim$	<	$\leq$	$\sim$	_	2			8		0					$\sim$	<	$\sim$			$\overline{}$
$\mathbf{F}$	$\leq$	初山別村	$\overline{}$	-					-	$\overline{}$	-	$\sim$	-	-	0	_	-	0		0	_	_	_		$\sim$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\leftarrow$
	$\overline{}$	遠別町 天塩町	$\overline{}$	-					-	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	0			- 0	_	0					$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	猿払村		$\overline{}$					$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0			- 0	+	0		_	_			$\overline{}$		$\overline{}$		
		浜頓別町		_					$\overline{}$						0			C		0			_			$\overline{}$				
		中頓別町													0	0	0	C	)	0	0	C	0							
$\square$	$\angle$	枝幸町							$\angle$		$\angle$		$\angle$	$\angle$	1	1	5	2		0					$\setminus$	$\angle$	$\angle$			
$\mathbb{Z}$	4	豊富町							_		_	$\leq$		<	1	1	15	5		1	0				$\sim$	<				
$\mathbf{H}$	$\prec$	礼文町						$\leftarrow$	-	$\overline{}$	-			-	0	0	·	3		0						$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
	$\prec$	利尻町 利尻富士町						$\leftarrow$	-	$\overline{}$	-			-	1	0	9	0	00.0	0						$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	
	$\overline{}$	<b>帆延町</b>		_					$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0	0		0	_	0	_	0				$\overline{}$				$\overline{}$
		美幌町							$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	3	_		7	_	1						$\overline{}$				$\supset$
	$\overline{Z}$	津別町							$\geq$		$\geq$	$\geq$		$\geq$	0	0		C	_	0		C	_							$\geq$
	$\angle$	斜里町							=		=	$ \angle $	=	=	0				_	0									=	$ \mathbb{Z} $
	4	清里町							<		$\leq$	$\angle$		$\angle$	0			0	_	0	_	_	_			<				
$\mathbf{K}$	$ \langle                                   $	小清水町							_		-			<	0			0		0						-				
K	$\prec$	訓子府町 置戸町						$\leftarrow$	$\leftarrow$	$\overline{}$	$\leftarrow$			$\leftarrow$	0		-	0	_	0					$\leftarrow$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\leftarrow$
H	$ \forall$	<u></u> 佐呂間町							$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$	0			- 0		0						$\overline{}$				$\overline{}$
	$\supset$	遠軽町									$\overline{}$				0		-	0	_	0		_	_							>
	$\overline{}$	湧別町													0			C		0										$\supset$
	$\angle$	滝上町		_										$\geq$	0	0	0	C	)	0	0	C	0							$\geq$
	Z	興部町									$\overline{}$			$\geq$	0			C		0		_ `								$\angle$
$\square$		西興部村													0	0	0	C	)	0	0	C	0		$\overline{}$				$\overline{}$	

都	市	市																												$\neg$
道	区		В.	標設定の対象	でもるち	z i	の日悔	ひょくだけ	- /古	目標認	设定の対		る審議:	会等の			第202条			地方	自治法(	第180条	の5)に基	基づく	(再掲)	±+17± <<< ×	<b>≻</b> ≆≇	(再掲)	±+R± <<< 4	∆≅±
		区	H 4	<b>標設正の対</b> 象	じめる者	一天子	・00日標	及ひ現状	.1世			範囲			灌	議会等	における	登用状:	況	3	<b>長員会等</b>	における	登用状:	況		村防災会			村防災st 長を含む	
府	町																													
県	村	町			-			,						/	-		ı			-								Г		
I_	_		目標	且	審議	うち	総	うち 女 笙	女性				/		審議	うち 女を	総	うち 女等	女性	委員会等	うち 女を	総	うち 女等	女性	494	うち 女数	女性	総	うち 女数	女性
□	⊐	村	値	標年	議会	女を 性含	委員	性数	性比			/			議会	姓含	総委員	性数	性比	会	性 会	委員	性数	性比	委員	性	性 比	総委員	性性	性比
1	Ι		(%)	度	等 数	委む	数	女等 性数 委 員	率 (%)						等数	委む	数	委	率 (%)	等数	1委員数	数	委	率 (%)	数	委員	率 (0/)	数	委員	率 (0()
ľ	۲	名	(%)		叙	員数		貝	(%)						叙	員数		員	(%)	釵	負数		員	(%)		貝	(%)		貝	(%)
		雄武町													0	0	0	0		0	0	0	0			$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$
	$\geq$	大空町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
$\angle$	$\angle$	豊浦町	$\leq$			$\angle$			$\angle$			$\angle$		$\angle$	0	0		0		0		0			$\leq$	$\angle$	$\leq$			
	4	壮瞥町	$\leq$		$\sim$	_			$\sim$			$\leq$	$\sim$	$\leq$	0	0		0		0		0			$\leq$	<	$\leq$		<	
	$\leftarrow$	白老町 厚真町	$\leftarrow$	-		-			$\sim$						0	0		0		0					$\leftarrow$	$\overline{}$	$\leftarrow$	$\overline{}$	$\leftarrow$	$\leftarrow$
	$\overline{}$	洞爺湖町		-		$\overline{}$									0	0		0		0						$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$
		安平町		$\overline{}$											0			0		0										$\overline{}$
$\mathbb{Z}$	$\angle$	むかわ町												$\geq$	0	0		0		0									=	
$\angle$	4	日高町	$ \angle $	-		_			$\angle$			$\leq$		$\leq$	0			0		0					$\leq$		$\leq$			
$\mathbf{L}$	$\leq$	平取町	$\sim$			<		$\sim$	$\sim$			$\leq$		$\leq$	0	0	0	0		0			_		$\leq$	<				$\overline{}$
	$\leftarrow$	新冠町 浦河町	$\sim$	-		-			$\overline{}$			$\sim$		$\sim$	0	0	·	0		0		0	·			$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	様似町		-		$\overline{}$			$\overline{}$						0	0		0		0		_				$\overline{}$	$\overline{}$			
		えりも町		$\overline{}$											0	0	0	0		0		0								$\overline{}$
$\mathbb{Z}$		新ひだか町													1	1	15	8	53.3	0	0	0	0							$\geq$
$\angle$	4	音更町		-		_			$\angle$			$\leq$		$\leq$	2	2	50	14		0	_	·			$\leq$	$\angle$				
K	$\leq$	士幌町	$\leq$			$ < \! >$		$\sim$	$\sim$			$\leq$		$\sim$	0	0		0		0					$\sim$	$\overline{}$	$\leftarrow$	$\overline{}$	$\leq$	$\overline{}$
	$\leftarrow$	上士幌町 鹿追町	$\sim$	-		-			$\overline{}$						0	0		0		0		0			$\overline{}$	$\overline{}$	$\leftarrow$		$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	新得町		-		$\overline{}$									0	_		0		0		_								
		清水町													0	0	0	0		0		0	0							
$\overline{Z}$	$\angle$	芽室町										$\setminus$			0	0	0	0		0		0	0							=
$\angle$	4	中札内村	$\leq$	-		_			$\angle$			$\leq$		$\leq$	1	0		0		0					$\leq$	$\leq$	$\leq$	$\sim$		
K	$\leq$	更別村 大樹町	$\leq$			$ < \! >$		$\sim$	$\sim$			$\leq$		$\leq$	0	0	0 11	0	36.4	0					$\sim$	$\overline{}$	$\leftarrow$		$\leq$	$\overline{}$
	$\overline{}$	大倒町 広尾町	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$						1	1	11	4	36.4	0		_			$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	幕別町		-		$\overline{}$									2	2	25	3	12.0	0										
$\overline{Z}$	$\geq$	池田町													0	0		0		0										$\geq$
$\mathbb{Z}$	Z,	豊頃町				=						=		=	0	0		0		0						=	=			
$\mathbb{Z}$	4	本別町				$\leq$	$\leq$					$\leq$		$\leq$	1	1	10	2		0					$\leq$					
K	$\prec$	足寄町	$\leftarrow$			-									1	1	10 10	2	20.0	0		_				$\overline{}$	$\prec$			$\overline{}$
1	$\overline{}$	陸別町 浦幌町				-									0	0	0	0		0						$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$
1	$\overline{}$	釧路町		_		$\overline{}$									0			0		0							$\overline{}$			$\overline{}$
		厚岸町													0	0		0		0		0								$\geq$
$\mathbb{Z}$		浜中町										/		/	0			0		0		0			$\setminus$					$\overline{}$
K	4	標茶町				$\angle$									0			0		0		_								
K	$ \langle                                   $	弟子屈町 韓民共	$\prec$			<						$\leq$		$\leftarrow$	0	0		0		0		·			$\leftarrow$					$\overline{}$
H	$\prec$	鶴居村 白糠町	$\leftarrow$			-									0	0		0		0	0	3	-	_	$\leftarrow$	$\overline{}$	$ \leftarrow $		$ \leftarrow $	$\leftarrow$
1	$\overline{}$	別海町													0	0		0		0	0	0	<u> </u>	00.0			$\overline{}$			
5		中標津町				$\overline{}$									0	_		0		0		·					$\overline{}$			$\supset$
Z	$\angle$	標津町												$\geq$	1	1	10	7	, 0.0	0										$\geq$
	Z	羅臼町													0	0	0	0		1	1	3	1	33.3			$\overline{}$			

北海道

調査時点コード 1 2021年4月1日 2 その他

都市	市										9	管理職の	在職状	況													N.	職務上の	の地位別	職員在	職状況				調			防	災·危机	機管理部.	局への前	己置状法	兄郎		
道 区 府 町	区	as [5]			うち一般	行政職	or.	うち		うち	一般行政	<b>文職</b>		. [		うちー	般行政	ii ii	Fe.			うち一般	<b>亍政職</b>	課	うち			一般行	政職				うち・	般行政戦	查 t 時			防然	うち			<b>空</b> 理職支	故時		
県村コココ	町		ち管理	女性 比率 総	うち	女性	局		女性比率	部局	うち	女性	長相	55 ≠	女性比	次長	55 #	女性	課 長相	ち 女性数 (%)	1	# 5t	女性比率	課長補佐相当職		女性比率(%)	課長補佐相:	うち	女性	係 長 相	j5 ≠	女性比率(%)	係長	うち #	女点性。		o tt	災・局職	女	女性比率	ľ	ち #	女性 =		の 他
1 1	Ħ	理職総数	生職	女性比率 総数	うち 女理 性影	女性比率 (%)	長相当職	女性数	率 (%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	当職	女 性 数	性比率(%)	次長相当職	ち 女 性 数	女性比率(%)	当職	性 事 9	6)	ままり かっち 女性数	年 (%)	相当	女性数	率 (%)	佐相当贈	うち 女性数	女性比率 (%)	当職	女性数	事(%)	係長相当職	うち 女性数	女 点性 コー%)			機員 管数 理	女性数	率 (%)		女 性 数	女性 = 1(%)		
F F	*	7,680	1,062	13.8 5,1		451 8.7	1,270	13	1 10.3		41	6.3	478	85	17.8	302	34	11.3	5,932	846 1			76 8.9		5 846	26.0	職 2,364	437	18.5	13,420	3,723	27.7			F 20.1			3,807	200	5.3	437	18	4.1	+-	
	礼幌市 函館市	1,020	165	16.2 65 15.7 17	52	71 10.9 28 16.4	332	2 5:	2 15.7	182	18	9.9	38	4	10.5	23	2	8.7	688	113 1	5.4	470	53 11.3	-,	9 2	22.2	0				379		1542	213	13.8 1 16.8 1			1859	74	4.0	76	2	2.6 1 0.0 1		
1 203 /	小樽市 但川市	266 351	53	19.9 12 13.1 23	29	13 10.1 27 11.6	45	5 : 1 :	2 4.4 5 8.1	10 34	0	0.0	31 72	7	22.6	20 44	4 5	20.0 11.4	190 205	44 2: 27 1:	3.2	99 154	9 9.1 19 12.3	23:	0 0	19.7	0 173		17.9	367 801	103 206	28.1 25.7	183 592	36 119	19.7 1			10	7 0	0.0	3	0	0.0 1 0.0 1		
1 206 \$	室蘭市 訓路市	188 321	58	18.1 14	\$7	6 7.6 15 10.2	116	1-	7.4 4 12.1	20	0	0.0	11 41	4 5	36.4 12.2	2 29	2	0.0 6.9	150 164	36 24 39 23	3.8	98	6 8.8 13 13.3	27	4 71	0.0 25.9	5 173	37	0.0 21.4	247 310	80 118	32.4 38.1	93 157	46				138	5 0	2.9	0	0	0.0 1		
	帯広市 北見市 夕張市	132 169 18	14	7.6 10 8.3 16 0.0 1	54	9 9.0 10 6.1 0 0.0	20		1 4.2			5.0 5.0	26 31	1	3.8	31	1	4.8 3.2	82 118 18	8 : 12 10 0 0	0.2	59 113 11	7 11.9 8 7.1 0 0.0	2:	0 0	12.5	0	0	38.5	230 261 46	75	23.0 28.7 23.9	241	37 55	22.8 1			8		12.5	4		0.0 1 0.0 1		
1 210 3	台見沢市 尚走市	189		12.2 10	05	7 6.7			5 11.1			8.3	9	1	11.1 25.0	8	1 0	12.5	126	16 1:	2.7	85 44	5 5.9 3 6.8	2	, ,	12.5	13		10.0	236 56	73	30.9		38				6		16.7 12.5	1 2	0	0.0 1		
1 213	留萌市 答小牧市	68 169	36	25.0 2	07	3 5.4 0 0.0 12 11.2	19 17	7 :	4 21.1 3 17.6	14	0	0.0 14.3	32	7	21.9	22	3	13.6	49 120	13 2 26 2	5.5 1.7	23 71	0 0.0 7 9.9	9:	2 26	10.0 28.3	5 54	0 13	0.0 24.1	83 366	30 86	36.1 23.5	38 190	5 32	13.2 1 16.8 1			246	10	0.0	1 23	0	0.0 1		
1 215	推内市 美唄市		6	10.9	35	8 16.7 1 2.9	15 15	5	1 6.7 1 6.7	9	0	0.0	8	5	62.5	2	2	100.0	78 40	20 2: 5 1:	2.5		6 15.4 1 3.8	3	7 11	29.7	25	6	24.0	124 71	23	31.5 32.4	73 51	19 18	35.3 1			64	2 0	0.0	7	0	0.0 1		
1 217	一部別市 エ別市 表平市	47 142 18		12.0 10	)1	4 13.8 7 6.9	10 14		1 10.0		0	0.0	21	1	4.8	19	1	5.3	37 107	9 2- 15 1-	4.0	71	4 16.0 6 8.5	5:		36.4 16.2	17 29	1	5.9	62 243 43	69	27.4 28.4	127	10 31 13	24.4 1			135		0.0 4.4	14		7.1 1		RIH
1 219 1	文別市 士別市	62 50	3	4.8 5 12.0 5	50	0 0.0 3 5.4 6 12.0	15 7		0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47 42	3 1	5.4 4.3	42	0 0.0 3 7.0 6 14.3	41	0 0	35.0	0	0	35.0	100 48	27 18	53.5 27.0 37.5	80 48	19 18	23.8 1 37.5 1			12	4	0.0	2		0.0 1 33.3 1		
1 221	名寄市 三笠市	189 36		30.2 T	79	13 16.5 0 0.0	44 7	7 1	13.6	9	1 0	11.1	47	18		8	2	25.0	98 29	33 3	3.7	62	0 0.0 0 0.0							170 44	73 7	42.9 15.9	73 29	20 : 5	27.4 1 17.2 1			34	0	0.0	2 5		0.0 1		
1 224	投室市 千歳市	78 186	22	11.8 11	39 13	0 0.0 5 4.4 5 12.5	23 16	3	2 8.7 1 6.3	11	0	0.0 0.0 0.0	27	3	11.1	19	1	5.3	55 143	5 ! 18 1:	2.6	83	4 4.8		2 22	34.9	35		20.0	121 253	70	24.8	64 175 62	43	15.6 1 24.6 1			9	7 0	11.1	2	0	0.0 1 0.0 1 0.0 1		
1 226	竜川市 沙川市 吹志内市	84 89 35	8	9.0	38	1 2.6 3 12.5	42 17	,	5 11.9 1 5.9	11	0	0.0	U	J		U	-	=	72 35	13 3 7 ! 7 2	9.7	27 27 24	5 18.5 1 3.7 3 12.5	2		22.2		5	20.0	106 123 50	58	48.1 47.2 38.0	39 19		25.6 1 10.5 1			2	2 0	0.0 0.0 25.0	0 2	0	0.0 1 0.0 1		
1 228 2	架川市 宮良野市	89 49	22 9	24.7	42	10 23.8 5 11.4	20 8	3 (	20.0	6	2	33.3 0.0	0	0		0	0		69 41	18 20 9 21 8 1	5.1	36	8 22.2 5 13.9	5	1 20	39.2	21	8	38.1	99 73	43 20	43.4 27.4	54	25 15	34.7 1 27.8 1			7		0.0	2	0	0.0 1		
1 231 2	き別市 恵庭市	90 94	9	9.6	0 B1	9 11.1	9 12	2 (	0.0	11	0	0.0	13 19	1 2	7.7 10.5	17	2	11.8	68 63	7 1	1.1	53	7 13.2							108 149	19 31	17.6 20.8	118		22.0 1			109	0 2	0.0	4 15	0	0.0 1		
	尹達市 北広島市 石狩市	43 87 80	10	11.5	55	2 4.9 5 9.1 4 5.9	16	3	0.0	12	1	0.0 8.3 0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	32 67 57	9 1:	3.4	31 43 49	2 6.5 4 9.3 4 8.2		0 0	0.0	0	0	0.0	173 155	40	19.3 23.1 21.3	96 121	17	13.4 1 17.7 1 15.7 1			3	6 0 5 0		0	0	0.0 1 0.0 1		
1 236	比斗市 当別町	38 39	3	7.9	0	0 1 2.6	10	) (	0.0		0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28 25	3 1	0.7	25	1 4.0	11	3	16.7	18	3	16.7	41	9	14.6	47		27.7 1			4	1	25.0 12.5	1	0	0.0 1		
1 331 4	斯篠津村 公前町	13 25	2	0.0 1 8.0 1	12 11	0 0.0													13 25	2 :	0.0 8.0	12 11	0 0.0	2:		31.8			28.6	12 26	3	25.0 30.8		1 5	10.0 1 29.4 1			3	2 0	0.0	0	0	0.0 1		
1 333 5	福島町 田内町 木古内町	11 10	0	0.0	10	0 0.0 0 0.0 0 0.0													11 10	0 1	0.0	10 10	0 0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	20 22 26	5	40.0 22.7 26.9		3 :	20.0 1			4	2	33.3 50.0 25.0	1	0	0.0 1 0.0 1 0.0 1		
	比飯町	22	3	13.6 2	20	3 15.0 1 9.1	3	3 (	0.0	3	0	0.0							19	3 1	5.8	17	3 17.6		5	0.0	5		0.0	65 20	19	29.2		11 :				5	5 0	0.0	1	0	0.0 1		
	(雲町	42 58	3 11	19.0 2	28	2 7.4 4 14.3	2	2 (	0.0				2	0	0.0				42 54	3 11 2	0.4	27 28	2 7.4 4 14.3	3-		32.4 27.6		1 2	9.1 12.5	91 94	24	28.6 25.5		6	22.4 1 15.0 1			47 56	7 2 6 2		6		0.0 1 0.0 1		
1 361	長万部町 工差町	23 15	2	13.3	12	0 0.0													23 15	3 1:	3.3	16	0 0.0	:	3 1 8 1	33.3 12.5	7	0	0.0	47	18	10.6	31	8 :	12.9 1 24.2 1 28.6 1			3	8 0	0.0	1	0	0.0 1		
1 363 J	Eノ国町	13 10 18	2	20.0	8	3 23.1 0 0.0 0 0.0													10	3 2 2 2 1	0.0	8	3 23.1 0 0.0 0 0.0	2:	7 2	13.0 28.6 40.0	5 5	1	8.7 20.0 0.0	35 16 24	4	42.9 25.0 29.2	28 15	3 :				2	2 0	33.3 0 0.0 0 0.0	1 2	0	0.0 1 0.0 1 0.0 1		
1 367	製尻町 今金町	19		10.5	15	0 0.0													19	2 1	0.5	15	0.0	11	8 4	22.2			0.0	38	17	44.7 25.0	22	7 :	31.8 1			18	3	0.0	3		0.0 1		
1 391 J	せたな町 島牧村	19 9	0	0.0	8	3 18.8 0 0.0													19 9	5 2	0.0	16 8	3 18.8	5	7 18 8 3	31.6 37.5	39 5	5 1	12.8 20.0	43 15	2	46.5 13.3	12	0	15.8 1 0.0 1			1		0.0	1		0.0 1 0.0 1		
1 393 4	等都町 黒松内町 顕越町	19 10 11		0.0	9	2 16.7 0 0.0 1 9.1	1		1 100.0	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0	17 10	0 1	0.0	9	1 10.0 0 0.0 1 9.1	1:		8.3 12.5	0 10 24	0	0.0	26 16 42	3	11.5 18.8 26.2		2	14.3 1 14.3 1 18.4 1			4	0	9.1 0.0 11.1	3	0	0.0 1 0.0 1 0.0 1		
1 395	和 たい ニセコ町 直狩村	19	1 2	5.3	18	1 5.6 2 18.2													19	1 2 1	5.3	18	1 5.6	2	, ,	12.5	24	3	12.3	40 27	10	25.0 25.9	37	9 :	24.3 1 14.3 1			2	2 0	0.0	1 0	0	0.0 1		
1 397 1	留寿都村 喜茂別町	13	0	0.0	8	0 0.0													13	0 1	0.0	12 8	0 0.0		2 2	100.0 33.3	1	1	100.0 33.3	17 21	8	47.1 33.3	14 20	5 7	35.7 1 35.0 1			6	6 0	0.0	2	0	0.0 1		
	具知安町	18		11.8	17	1 6.3 2 11.8													18	3 1	1.8	16	1 6.3 2 11.8	2:		16.7 27.3	5 18		0.0 27.8	22 56	14	36.4 25.0		5 7	15.2 1			4	0	0.0	1		0.0 1		
	共和町 台内町 白村	12 30	4	13.3 2	27	1 10.0 4 14.8 1 9.1	8	3 (	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12 22 10	1 1 4 1 1 1	3.2	10 20 10	1 10.0 4 20.0 1 10.0	1	1 5	20.0 45.5	4	0	45.5	38 43	12	26.3 27.9	32 37	11 :	18.8 1 29.7 1 11.1 1			3	0 0	0.0	1	0	0.0 1 0.0 1 0.0 1		
1 404 1	責丹町	10 13		0.0 1 15.4 1	10 13	0 0.0	L	Ŀ	F	L							j		10	0 (	0.0 5.4	10	0 0.0	1	5 3	60.0 41.2	3	7	0.0	11	1 0	9.1	9	0	0.0 1	Ŀ			2 0	0.0	1	0	0.0 1		
1 406 T	5平町 二木町	8 14		25.0 7.1	1 14	0 0.0	1	-	0.0				1	0	0.0	1	0	0.0	6 14	2 3	3.3 7.1	14	1 7.1		6 2	33.3	6	2	33.3	29 19	3	10.3 15.8	19	3	13.0 2 15.8 1	2021年6	月1日	16 4	s 0	0.0	1 2	0	0.0 2 0.0 1	2021年6月	月1日
1 409	全市町 赤井川村 有幌町	27 8 11	1	12.5	8	2 8.0 1 12.5 1 9.1	-	, ,	0.0	7	0	0.0	2	1	50.0	2	1	50.0	20 6	0 1	0.0	18 6	2 11.1 0 0.0 1 9.1	4	2 0	15.2 0.0 18.2	2	0	14.6 0.0 18.2	49 11	0	30.6 0.0 36.0	- 11	0	17.1 1 0.0 1			3	5 0 3 1	33.3 16.7	1	0	0.0 1 0.0 1		
1 424 3	有幌町 設井江町 上砂川町	35 8	7	20.0	30	1 9.1 6 20.0 2 25.0												=	35 8	7 2	0.0	30	9.1 6 20.0 2 25.0	2:	5 2	18.2 40.0 28.6	4	1 2	25.0 28.6	25 58 12	22	36.0 37.9 33.3		14 :				4		0.0	1 0		0.0 1		
1 427 E	由仁町 長沼町	13 15	0	7.7	11	0 0.0		E	Ŀ										13	1 0	7.7	11	0 0.0	2	5 2	40.0 29.2	5 20	2	40.0 20.0	33 51	11	33.3 43.1	30 38	9 10	30.0 1	L		10		10.0	1	0	0.0 1		
1 429 5 1 430 J	月形町	19 12	1	8.3	16 11	0 0.0													19 12	1 :	3.3	16 11	0 0.0	31		28.6 10.0	8	7	25.0 12.5	29 28	8	44.8 28.6	22		0.0 1			5 17	5	0.0	2	0	0.0 1 0.0 1		
	南臼町 折十津川町 味背牛町	12 20 10	2	10.0	18	2 18.2 0 0.0 1 10.0												_	12 20	2 10	0.0	11 18 10	2 18.2 0 0.0 1 10.0	2:	5 4	0.0 16.0 23.5	24	3	0.0 12.5 23.5	24 15 20	2	37.5 13.3 25.0	15		30.0 1 13.3 1 25.0 1			7	7 0	0.0	1	0	0.0 1 0.0 1 0.0 1		
	<b>头父别町</b>	10	0	0.0	9	0 0.0												=	10	0 1	0.0	9	0 0.0	1	1 3	27.3 45.5	7	0 5	0.0 45.5	14 16	3	21.4 18.8	8		25.0 1			4 58	0	0.0	2 21	0	0.0 1 28.6 1		
1 437 2 1 438 3	化竜町 召田町	13 13	3	23.1 1 15.4 1	10	3 30.0 2 15.4													13	3 2	3.1 5.4	10	3 30.0 2 15.4 0 0.0		9 4	44.4 12.5	7	3 2	42.9 14.3	16 25	8	50.0 32.0	11 17	4 :	36.4 1 41.2 1			10	5 1	20.0	2	1	50.0 1 0.0 1		
1 452 J	高栖町 東神楽町	12 19	0	0.0	12	0 0.0 1 5.9	E	E	E	E	$\vdash \exists$							1	12 19	0 (	0.0	12 17	0 0.0 1 5.9		9 2	22.2 20.0	7 13	1	14.3 15.4	41 41	11	26.8 43.9		9 5		2021年6	月24日	1 8	0	12.5	0	0	0.0 1		月24日

都市市										管理	職の在則	微状況												職者	5上の地位別	川戦員在職七	況			-	河		防災	•危機	管理部局	への配置状況	調査	
府町	管	うち	П	うち一般		部	うち	_		般行政職		うち			5一般行		F	55 +		ち一般行政		課言ち	_	100	設行政職		-		般行政	<b>微</b> B	時		防 う 災部	is	女	うち管理職数	時	
<ul><li>果 村 町</li><li>コ 村</li><li>ド 名</li></ul>	理職総数	管 女性 戦 数	率	管理 うち 女性 数 管数		部局長相当職	女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち 女 性 数 (9	次長相当職	女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女 性 比 率 (%)	課長相当職	<ul><li>55</li><li>女性</li><li>女性</li><li>女性</li><li>数(%)</li></ul>		うち女性数	女 性 比 率 (%)	課長補佐相当職	女性比率(%)	まる 対	(,		女性比率(%)			性 : 率 (%)	r.	の 他	· 危機管理	女性数	性 比 率 (%)	女性比率(%)	点コード	その他
1 454 当麻町 1 455 比布町	15	0		10	2 15.4 0 0.0												15 10	3 20 0 0	.0 1	0 0	15.4	21 5	23.8	13	5 27.8		8 40	17	5		1		19	0	0.0	2 0 0.0		
1 456 受別町 1 457 上川町 1 458 東川町	12 12 35	0		10 12 30	0 0.0 0 0.0 5 16.7												12 12 35	0 0 0 0 8 22	.0 1	2 0	0.0 0.0 16.7	15 7 10 4	46.7 40.0 46.7	8	5 41.7 2 25.0 5 38.5	28 54 6 23	17 60. 31 57. 9 39.	1 22	6	50.0 27.3 22.2	1		3	0	0.0 0.0 0.0	1 0 0.0 1 0 0.0 1 0 0.0	1 1	
1 459 美瑛町 1 460 上富良野町	32 13	7	21.9	22	2 9.1												32 13	7 21	.9 2	2 2	9.1	19 2	10.5	18	2 11.1	40	7 17.	5 36	7	19.4	1		4 2	0	0.0	2 0 0.0	1	
1 461 中富良野町 1 462 南富良野町	15 11		20.0 9.1	12	2 16.7 1 9.1												15 11	3 20 1 9	.0 1	_	16.7 9.1	17 3	17.6 16.7	16	2 12.5	9	1 11. 3 20.		0		1		2		0.0	1 0 0.0		
1 463 占冠村	8 12	0	25.0 0.0	12	2 25.0 0 0.0												8 12	2 25 0 0	.0 1	8 2 2 0	25.0 0.0	20 E	30.0 66.7	6	6 30.0 3 50.0	3 28	2 66. 8 28.	3 20	3	66.7 15.0	1		2	0	50.0 0.0	1 0 0.0	1	
1 465 剣淵町 1 468 下川町	13 16	1	30.8 6.3	12 11	3 25.0 0 0.0												13 16	4 30 1 6	.3 1	2 3	25.0 0.0	18 6 31 6	33.3 19.4	18	3 20.0 2 11.1	41	13 50.0 13 31.	7 21	3	42.9 14.3	1		5 1	0	20.0 0.0	2 0 0.0 1 0 0.0	1	
1 469 美深町 1 470 音威子府村	9	1	11.1 16.7	5	1 12.5 1 20.0												9	1 11 1 16	.7	8 1 5 1	12.5 20.0	18 2	11.1 0.0	2	2 13.3 0 0.0	38	7 18. 0 0.	5	0	20.0 0.0	1		7	- 1	28.6 25.0	2 0 0.0 2 0 0.0	1 1	
1 471 中川町 1 472 幌加内町 1 481 増毛町	6 5 21	0	16.7 0.0 0.0	5 0 15	1 20.0 0 0.0												6 5 21	1 16 0 0 0 0	.0	5 1	20.0	9 2 22 5	22.2 22.7 19.0		1 12.5	12	6 50. 5 26. 2 9	3			1		7 5 27	0	14.3 0.0	1 0.0		
1 481 塔毛町 1 482 小平町 1 483 苫前町	14 11	1	7.1	13 11	0 0.0	0	U		- 0	U		0 0		0	U		14 11	1 7	.1 1	3 0	0.0 9.1	14 1	7.1 25.0	12	0 0.0		6 20	18	0	0.0	1		5	0	0.0	2 0 0.0		
1 484 羽幌町 1 485 初山別村	15	0	0.0	14	0 0.0							1 0	0.0	1	0	0.0	15	0 0	.0 1	4 0 7 0	0.0	7 1	14.3	6	0 0.0	46	6 13.	40		10.0	1		4		25.0 0.0	1 0 0.0	1	
1 486 遠別町 1 487 天塩町	10 29	7	10.0 24.1	9 22	0 0.0 4 18.2	0	0		0	0		0 0	33.3	0	0	25.0	10	1 10 2 14	.0	9 0	0.0 10.0	10 2 15 5	20.0 33.3	9	0 0.0 3 25.0	16	5 31. 14 38.	3 14	7	28.0	1 2 202	21年7月1日	2	0	0.0	0 0	1 2	2021年7月1日
1 511 猿払村 1 512 浜頓別町	12 16	1 2	8.3 12.5	11 10	0 0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1 0	0.0	1	0	0.0	10 16	1 10	.5 1	9 0	0.0	13 3 10 3	23.1 30.0	9	2 22.2	27	8 29. 17 45.	15	5	13.3 31.3	1		7	3	0.0 42.9	2 0 0.0 3 0 0.0	1	
1 513 中頓別町 1 514 枝幸町	17 27	5	5.9 18.5	17 22	1 5.9 1 4.5 1 7.1	0	0		0	0		0 0		0	0		17 27	1 5 5 18	.5 2		5.9 4.5	8 2 46 13	20.0	40	1 14.3 9 22.5	63	5 35. 33 52.	1 39	14		1		5 3	0	40.0 0.0	1 0 0.0		
1 516 豊富町 1 517 礼文町 1 518 利尻町	17 11	1	11.8 9.1	10	0.0	0	0		0	0		0 0		0	0		17 11	2 11 1 9	.1 1	0 0	7.1 0.0	20 2	10.0	3	1 5.9	18	6 30. 2 11.	16		6.3	_		62 3		3.2 0.0	4 0 0.0 1 0.0	1	
1 519 利尻富士町	11	1	7.1	12	0 0.0												11	0 0	.1 1.	2 0	0.0	2 (	25.0 0.0	1	0.0	20	7 28.0 5 25.0	14	2	17.6 14.3	1		5	- 1	20.0	2 0 0.0	1	
1 520 幌延町 1 543 美幌町 1 544 津別町	10 61 9	7	0.0 11.5 0.0	27	0 0.0 1 3.7 0 0.0	18	2	11.1	8	0	0.0						10 43	0 0 5 11 0 0	.6 1	9 1	0.0 5.3 0.0	11 4	36.4 28.6	9	0 0.0	16 83 27	4 25 22 26 8 29	5 37	5	7.7 13.5 0.0	1 2 202	21年6月30日	2	0	33.3 0.0	1 0 0.0 1 0 0.0 5 2 40.0	1	2021年6月30日
1 544 洋別町 1 545 斜里町 1 546 清里町	38 19	8	21.1 15.8	27	2 7.4 3 21.4	11	1	9.1	6	0	0.0						27 19	7 25 3 15	.9 2		9.5	1 1	100.0 42.9	6	3 500	41	9 22	29	3	10.3	2 202 1	21年6月30日	10		30.0	1 0 0.0	1 1	2021年6月30日
1 547 小清水町 1 549 訓子府町	15 16	2	13.3	13	1 7.7												15 16	2 13	.3 1	3 1	7.7	4 1	25.0 26.7	2	0 0.0	30	5 16. 13 37.	7 23	4	17.4	1		5 22	- 1	20.0		1	
1 550 置戸町 1 552 佐呂間町	14 16	1	21.4 6.3	16	3 23.1 1 6.3												14 16	3 21 1 6	.3 1	6 1	23.1 6.3	6 2 19 7	33.3 36.8	3 18	1 33.3 6 33.3	29	6 20. 10 34.	5 23	4	17.4	1		2	2	0.0 50.0		1	
1 555 遠軽町 1 559 湧別町	31 19	0	3.2 0.0	19	1 3.6 0 0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	0 0		0	0		26 19	1 3 0 0	.0 1	9 0	4.2 0.0	27 6 32 4	22.2 12.5	22 32	5 22.7 4 12.5	71	25 35. 6 22.	2 27	6		1		0	0	0.0	1 0 0.0 0 0	1	
1 560 滝上町 1 561 興部町 1 562 西里部村	22 17	1	13.6 5.9	12	0 0.0												22 17	3 13 1 5	.9 1	4 0 2 0	0.0	9 3	33.3	7 2	2 28.6	36 42	5 13: 17 40: 1 9	5 27	9	33.3	2 202	21年3月31日	4		0.0	0 0 2 0 0.0	1 1	
1 562 四典部刊 1 563 雄武町 1 564 大空町	18	2	11.1	14	0 0.0 1 7.1 0 0.0												18	0 0 2 11 0 0	.1 1		7.1 0.0	9 3	33.3 18.2	5	0 0.0	28	3 10. 16 45.	7 23		8.7	1 1		3	0	0.0	2 0 0.0	1 1	
1 571 豊浦町	14	6	42.9	13	6 46.2 0 0.0	4	3	75.0	3	3 10	0.0	2 2	100.0	2	2	100.0	8	1 12	.5	8 1	12.5	10 1	10.0	5	0 0.0	19	4 21.	1 18	2		1		4	- 1	25.0 0.0	1 1 100.0	1	
1 578 白老町	27	3	11.1	16	2 12.5												27	3 11	.1 1	6 2	12.5 9.1	40 12	30.0		5 22.7	55	22 40.	27	12	44.4 28.6	1		55	1 0	1.8	6 0 0.0	1	
1 584 洞爺湖町 1 585 安平町	20 22		5.0 0.0	20 16	2 9.1 1 5.0 0 0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	0 0		0	0		17 22	1 5 0 0	.9 1	7 1 6 0	5.9 0.0	23 9 24 4	39.1 16.7	23	5 21.7 1 5.9	38	10 26. 8 20.	38	6	15.8	1 1		3 7	1	33.3 0.0	1 0 0.0	1	
1 586 むかわ町 1 601 日高町	20 31	5	16.1	24	0 0.0												20 31	2 10 5 16	.1 2	4 2	8.3	17 3 99 42		68	1 7.1 18 26.5	94	14 35.0 44 46.0	36	7 8	22.2	1		8		0.0	1 0 0.0	1 1	
1 602 平取町 1 604 新冠町	26 18	1	19.2 5.6		2 12.5 0 0.0												26 18	5 19. 1 5.	.6 1	4 0	12.5 0.0	31 9 20 2	29.0 10.0	18	9 29.0 1 5.6	70	13 37. 20 28.	3 46	2	4.3	1		3		0.0		1	
1 607 浦河町 1 608 様似町	25 15	0	4.0 0.0	15	0 0.0												25 15	1 4	.0 1		0.0	41 13 14 5	35.7	12	10 29.4 4 33.3	27	26 44. 8 29.	5 22	8	36.4	1		4	0	16.7 0.0	1 0 0.0	1	
1 609 えりも町 1 610 新ひだか町 1 631 音更町	15 40 39	3	6.7 7.5 12.8	9 37 27	0 0.0 3 8.1 3 11.1	6	0	0.0	5	0 1 2	0.0	0 0	0.0	0	0	0.0	15 34 31	1 6 3 8 4 12	.8 3		9.4 9.5	7 1 88 25	14.3 28.4 66.7	68 0	0 0.0 13 19.1	145 82	13 33. 73 50. 12 14.	3 77	7 16 6	21.9 20.8	1		5 3 52	0	20.0 0.0 0.0	1 0 0.0 0 0 8 0 0.0	1 1	
1 632 土幌町	22 16	4	18.2	18 15	3 16.7 1 6.7	3	0	0.0	0	0		-	0.0		U	0.0	19	4 21	.1 1	8 3	9.5 16.7 6.7	14 4	28.6		4 33.3	43	26 60.	5 34	18	52.9	1 1		4 22	- 1	25.0 4.5	2 1 50.0	1	
1 634 鹿追町 1 635 新得町	21	1	4.8 8.3	18 11	0 0.0						+						21	1 4	.8 1		0.0 9.1	23 5	21.7	17	2 11.8	47	16 34	29	6	20.7	1		2	0	0.0	0 0 0.0	1	
1 636 清水町 1 637 芽室町	19 20	0	0.0 5.0	17 0	0 0.0												19 20	0 0	.0 1	7 0	0.0	29 6	20.7		3 15.8	28 56	10 35. 16 28.	7 20	5	25.0	1		6	- 1	16.7 33.3	2 0 0.0 0 0	1	
1 638 中札内村 1 639 更別村	22 12	0	18.2	19 12	4 21.1 0 0.0	9	1	11.1	8	1 1	2.5	2 1	50.0	2	1	50.0	11 12	2 18 0 0	.0 1	9 2	22.2 0.0	11 1	9.1	8	0 0.0	27	6 22: 7 31:	3 16	4	25.0 25.0	1		2	0	0.0	1 0 0.0 1 0 0.0	1	
1 641 大樹町 1 642 広尾町	23 16	- 1	13.0 6.3	0	2 12.5 0												23 16	3 13 1 6	.3	6 2	12.5	8 2 21 8	25.0 38.1	6 16	0 0.0 3 18.8		13 26. 15 34.	9 24	3	12.5	1	21年6月1日	26 5		3.8 20.0	6 0 0.0 1 0 0.0		
1 643 幕別町 1 644 池田町	38 21	2	7.9 9.5	36 17	3 8.3 2 11.8 1 10.0	9	0	0.0	9	0	0.0	0 0		0	0		29 21	3 10	.5 1	7 3	11.1	2 0	0.0	2	0 0.0	78	18 23. 9 15.	5 47	2	4.3	1		13 7	0	7.7	4 0 0.0 2 0 0.0	1	
1 645 豊頃町 1 646 本別町 1 647 足寄町	10 24 12	1	10.0 4.2 16.7	15	1 10.0 0 0.0 2 18.2						1						10 24 12	1 10 1 4 2 16	.2 1	U 1	10.0 0.0 18.2	10 1 28 8	10.0 28.6 18.4	20	1 10.0 4 20.0 1 3.2		6 25.0 28 43. 12 25.0	33	9	14.3 27.3 11.8	1		5 19	6	20.0 31.6 16.7	2 0 0.0 4 2 50.0 1 0.0	1	
1 647 足寄町 1 648 陸別町 1 649 浦幌町	12 11 15	0	0.0 0.0	9	2 18.2 0 0.0 0 0.0						+						12 11 15	2 16 0 0 0 0	.0	9 0	0.0 0.0	10 1	18.4 10.0 25.0	9	0 0.0	24	12 25 5 20 10 25	3 21	3	11.8 14.3 10.3	1		4	0	0.0 0.0	1 0 0.0		
1 661 釧路町 1 662 厚岸町	25 78	2	8.0	21	0 0.0 7 13.5	5	0	0.0	5	0	0.0	0 0		0	0		20 78	2 10 17 21	.0 1		0.0	5 2	40.0	3	0 0.0	52	11 21. 13 26.	2 42	4	9.5 12.1	1		5 7	1	20.0 14.3	1 0 0.0	1 1	
1 663 浜中町	21	1	4.8 4.3	16	1 6.3												21	1 4	.8 1	6 1	6.3 5.9	19 11	57.9		2 20.0	42	13 31.	37	8	21.6	1		3	0	0.0	1 0 0.0	1	
1 665 弟子屈町 1 667 鶴居村	21	1	4.8	10	1 5.9 1 5.0 0 0.0												21	1 4	.8 2	0 1	5.0	18 2 11 4	11.1	15	1 6.7	43	12 27. 7 46.	31	7	22.6 36.4	1		4 2	0	0.0	1 0 0.0	1	
1 668 白糠町 1 691 別海町	23 55	1 6	4.3 10.9	21 36	1 4.8 2 5.6	5 16	0	0.0 6.3	8	0	0.0	1 0 7 0	0.0	1 7	0	0.0	17 32	1 5 5 15	.9 1 .6 2	6 1 1 2	6.3 9.5	20 2 40 18	10.0	17	0 0.0 3 13.6	39 63	14 35. 30 47.	31 3 34	9	29.0 23.5	1		5 7	- 1	20.0	2 0 0.0 2 0 0.0	1 1	
1 692 中標津町 1 693 標津町	70 15	16 1	22.9 6.7	43 13	4 9.3 0 0.0	14	2	14.3	10	1 1	0.0	2 2	100.0	0	0		54 15	12 22 1 6	2 3		9.1	19 7	36.8		1 8.3	83	28 33. 9 31.	7 61 21	15 4	24.6 19.0	1		3 24	0	0.0	1 0 0.0 6 0 0.0	1	
1 694 羅臼町	19	3	15.8	15	1 6.7		Ш							Ш			19	3 15	.8 1	5 1	6.7					36	11 30.	34	9	26.5	1		11	0	0.0	2 0 0.0	1	

調査表4-5 市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

北海道

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都	市	市			/			市区	町村	議会の議員の両	前 立 支	援 体 制	に関する調査						
府	区町村	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		同1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次の	問4 問1で1. を選択 した場合、出産	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ	問6 問1で1. を選択	た場合、休暇期	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	ついて1~ とがある とはないが とが無く、退		りていない	
п –	п -	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上を認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の衆文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	産前産後の就業制限の 期間よりも短い。	<ol> <li>明記した規定がある。</li> <li>明記した規定はない。</li> </ol>		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病 そ	の他
۴	F	8																	
И	4	_	35		1の合計	144	21	0 87	86		20			70	68	68	68		57
K	4	$\leftarrow$	37 4		2の合計	12	122	87 57	58		121			33 10	13	35 13	36 13		30 12
Н	₩	=	103		3の合計 4の合計	0		57			<del></del>			65	66	62	61		74
Ħ	7			札幌市職員旧姓使用取扱要綱	107 H HI	-				札幌市議会会議規則									
1	100 利	4.模市	1	議事) 新来 この実際は、職員が特施、妻子線報での他の事品に以下特殊等という。により、戸場 から、企の実際は、職員が特施、妻子線報での他の事品に以下特殊等という。により、戸場 したりたを切から続き、対しきが表現をある。 したりたを切かられる。 しているなな事事を求めるものとして、 に目を使用の表現を使用したしてもできない。 またが、できないるないます。 ないます。 ないます。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	札幌巾護会	1	2	2		第2条 議員は、公孫、孫高、育児、君雄、小 薬の間から地でできないた。又は蓋剣はより対 本のから地域できないたさ、又は蓋剣はより対 までに議た、細か地なければならない。 2 議員は、地震から地域できないときは、出 差子を10の週間(多妙は何からはからない。 を子と10の週間(多妙は何からはからない。 を子と10の週間(多妙は何からはからない。 を子と10の週間(多妙は何からはからない。 を子と10の週間(多妙は何からはからない。 を子と10の週間(多妙は何からはからない。 を子と10の週間(多妙は何からはからない。 を明かかにして、あらかじめ様様に文集階を提 出することができる。					1	1	1	1	4

都	市	市						市区	町村:	議会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
適府県		K	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	能な休業期間は、次の	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4のいず がある はないが、運用」 が無く、運用上も	認めていない
- I	T	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の象文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明配した規定はないが、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明記 配偶者 の 出産	育児	が無く、過去に事 家族の 看護 介護	
F	ř	名		(責務)													
				第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、 市民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努め なければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切 な運用が図られるよう努めなければならない。													
1	100 #	1.幌市		な連用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使 用に関心必要な事項は、総務局長が別に定め													
				る。 附 則													
				この要網は、平成16年4月1日から施行する。													
1 :	202 🖺	<b>百館市</b>	1	菌館市職員旧姓使用取扱要綱 (趣管)第1条 この悪側は、難員が増減。乗子 連組その他の事項に以下物機を上いう。)によ り、戸籍上の氏を改めた後も、引き練き物間等の 前の戸籍上の氏に以下16時上にり、)と文書等 に使用することに関し必要な事項を定めるものと する。	函館市議会	1	2	3	2		2			4	4	4 4	1 1
										小樽市市議会会議規則							
1:	203 /]	小排市	2		小樽市議会	1	2	2	1	第2条 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席・子と日のお園に 多胎状態の場合は きま、出席・子と日のお園に 多胎状態の場合は 多間に 各種のも日本での部園川において、そ の期間を移画がらして、あらかじめ議長に欠席 履を提出することができる。	2			1	1	1 1	1 1
-				旭川市職員旧姓等使用取扱要網第1条						旭川市議会会議規則							
1:	204 加	即市		第1条 この要綱は、職員が帰風 兼子縁続于 の他の毎年は「北京県 一部場合」により、戸籍 上の氏を改めた後も、帰郷帝の前の戸籍上の氏 (以下) 位野上から、を使用することのJア籍上 の長 (以下) 位野上から、を使用することのJア第上 も着が日常生活において使用している氏名(以 下) 番号にかり、を使用することに関し必要な 事項を定めるものとする。	旭川市議会	1	2	2	1	第2条第2項、議員は、出版のため出版でを改む、 と社は、出巻子で日の名間の参加等が無の場合 にあっては、14週間前の日から地域出版の日 後名間節を経過する日本での範囲において、 あらかじめ、その期間を明らかにして議長に履 け出ることができる。	2			1	1	1 1	1 2
	t			室蘭市職員旧姓使用取扱要綱						室蘭市議会会議規則							
1:	205 室	<b>官蘭市</b>	1	京3家 順度は、任命機者の矛足を受けて、別素に掲げ ら申項において、日廷を使用することができる。	室蘭市議会	1	2	2	1	第2条2項 議員は、出産のため出策できないときは、出産 予定日の週間(多見妊娠の場合にあっては、 は週間前の日から当社出産の日後2週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明 らかにして、みちかじめ3種長に欠席版を提出す ることができる	2			1	1	1 1	1 1
1:	206 🗐	路市	2		釧路市議会	1	2	2		報路市議会会議規則 第2条2 編奏は、出産のため出席できないとさ は、出産予定日の6週間(多粉技術の場合に あっては、14週間 前の日から当該出産の日後 8週間を経過する日末での範囲内において、そ の開配を明らかにして、あらかじか議長に欠席 届を提出することができる。	2			1	1	1 1	1 4

都	rt	市			/	1		市区	町村	議会の議員の7	前 立 支	援 体 制	に関する調査					
道府県	区町村	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	した場合、出産	問5 同4で1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由につい 記した規定 記した規定 記した規定	D両立の観点かいて1~4のいがある はないが、運用上が無く、運用上が無く、過去に	ずれか一つ 上認めてい も認めてい	いる ない
п –	1	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く。 場別した規定が無く。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めばない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 家族 看護 介		有 その他
12	207 帯点	名	2		帯広市議会	1	2	3	2		1		等に市協会議員の議員報酬及び費用弁領等に 関する条例 関する条例 新なので、当該大原期間が1年を担えた場合 合における場話。1年を担えた日の第下る月の男 月かい議会の会議等に出席して日の第下る月の 別が1年での1985年で、日本日の第下る月、 第一項の数字にかかわらず、同項各等に定めた 「現実を持ち、日本日の第一名 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名 「日本日の第一名」である。 「日本日の第一名 「日本日の第一名 「日本日の第一名 「日本日の第一名 「日本日の第一名 「日本日の第一名 「日本日の第一名 「日本日の 「日本		4	2 2	1	2
1.3	ins Hr B	1 *	2		少日市協会	1	2	9	2		2			4	4	4 4	2	4
12	10 岩	市 表市 見沢市	4 2	網走市職員旧姓使用取扱規程	北見市議会 夕張市議会 岩見沢市議会	1 3	2	3	2	網走市議会会議規則	2			4	4	4 4	- 4	4
113	211 網元	<b>他</b>	1	目的 新会 この提程は、最高(地方公園長法院院25年 年前条 1 年前	網走市議会	1	2	2	1	(久度の国出) 現 疾病、病児、養生、今に生産を養力に生産と 議会に登録した。 本書のため、知識できないとされ、その理由なけ、 本書のため、知識できないとされ、その理由なけ、 はならない。 出意の外に対しています。 はならない。 出意のために出意できないとされ、 はならない。 出意のために出意できないとされ、 はならない。 出意のために出意のできないとされ、 はならない。 出意のために出意のを はないます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、					1		1	1

					NO 1	III o	市区	町村	養会の議員の両	i 立 支 援 体 制	に関する調査	les o					
г					回! 議員の出産を欠席事由と して明配した規定(座休を 含む)があるか。	回2 間1で、1. を選択した場合、「欠席事由と た場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	能な休業期間は、次のうちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	間5 間4で1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	回り 間で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	回/ 間ので1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下( てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由につい。 い。 記した規定 記した規定 記した規定	Oいて1~ Eがある Eはないが Eが無く、i	4のいずれ 、運用上認 E用上も認	か一つにOマ !めている めていない	つい をつけ
	Ħ	認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、	左記で、1. を選択した場合 族当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。	がある。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病 - 1	その他
1 網走			に含かっては、家に協称、進出等が生じないよう (四姓使用中止の申請及び承認等) 那多年 旧姓を使用する個異点での使用を中止 したうでもなどは、同様使用中心を開発しての使用を中止 したうでもなどは、同様を用するのです。 第一条 一番														
2 留萌	有市	2		留萌市議会	1	-	2	1	福斯市場会会提出所で企業で3 事業には、2007年の出来できないをは、出産 14年の必要別を創業を必要を行かっては、 14年の必要別を創業を必要を行かっては、 14年の必要別を創業を必要を行かっては、 14年ののを別をのいたがある。 日本のは、 日本の	2		1	1	1	1	1	1
3 苫小	\牧市	1	第2条 旧姓を使用することができる文書等の基 準及びその例は別表第1に、旧姓を使用するこ とができない文書等の基準及びその例は別表第 2に掲げるとおりとする。 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、 即終申用金貨申請集を検す第1条1により、任命	苫小牧市議会	1	1	2	1	第2条 2 前項の出産については、出産予定日の6中間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の	2		1	1	1	1	1	1
2	柳州	町村			期 1	東京した現在があり、 成のでした。 (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	(工物配した開発が多り、		東京		### 1	### 1	### 1	### COLUMN   Column	Part	### PART   PART	### 12   Part   Part

都	市	市			/	1		市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	立 支	援 体 制	に関する調査						
遊府	町	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 関4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 閉1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下( てください 1.明) 2.明 3.明	り事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが が無く、選	4のいずれ;	欠席事由に か一つに〇 めている めていない	ついをつけ
- -	T	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の象文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産業の主要をの 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		和 明 配偶者 の 出産	育児	か無く、追 家族の 看護			その他
1	115 美明	名	1	表現市職員旧技使用取扱変稱 協計 場合、の表観は、職員(地方公司員法(研究25 年法律第26)等)第2条第2項に提定する一般を 年法律第26(等)第25人が、在職中に対し、 接対してのの事前に以下が開始。という、によ が開かるに対すが開始。という、によ のの事情との任意に対けありませい。 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	美唄市議会	1	2	3	2	展現市議会会議規則 火車の温祉) 公庫の温祉) 公庫、展展、買用、看護、介 原本の選詢は、公路、疾病、買用、看護、介 電域、尾線布の出産物助その他のできた格立い 市場のため出版でないときは、不可能が は、高口の機関的までに接えい届け出なけれ と、海側は、間の心の機関や向きまでは 展子を上の連測が最終は一般でないとのである。かって は、は通期があり、単位を一般である。 を登ませられまでない。 が成功がある。 は、は通期がある。 を登ますられまでなかかが。 他が、ことができる。 は、ことができる。 は、ことができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	216 芦汉	别市	1	展別市職員の旧技権用に関する要綱 第3条 旧技士使用することができる大書等は、 本等を関こ機能するとかがな、かつ、機関を 行上支援がないと認められる文書で、別側に 用する基準のいずれかに該当するものとする。	弄別市議会	1	2	3	2		1		第3所直金譜の議員報酬及び費用弁償等に 即する条例 割3条の2 課表、副議長等及び議員の議員報 制は、引き終わりた記えて市場企の会議員を 制は、引き終わりた記えて市場企の会議員を が対象者を、議員を付き着や金店、全角知識 会、近報な店委員者をどう。以下同に、12比議 特別責命、議員を持て着き合意。全角知識 会、近報な店委員者をどう。以下同に、12比議 技術を持足して市場金の会議等に出席しない。 技術と同じた。 技術と同じた。 は、選長機械機の100分のの全議等であっただし は、選長機械機の100分のの金属を出出度しない。 中心を起えて市場の金属等に出度しない。 は、選長機械機の100分の金属を出てしました。 は、選長機械機の100分の金属第一は思えい。 さる表でない。(1) 戸別議会の金属 は、これに対しました。 さる機一位のより発展が一般である。 規定により選集が一会表では 規定により選集が一会表である。 規定により選集が一会表である。 は、「最大か全表との質害 に等すると認めるもの		4	4	4	1	1
1	:17 iI5	别市	2		江別市議会事務局	1	2	2	1	江別市議会会議規則 (人席の屋田) 第2名・議員は、公路、疾病、育児、者護、介 選、配保者の出産補助その他のでして必ない。 東市のから加度でないと対は、大の環境を付 手向のから加度でないと対は、大の環境を付 はならない。 は、原本の連続を向までに基本に面が出立する は、は、運動制のから、動物であるかとは、出 産予2日のの運搬に多齢は無のが合こかって は、は、運動制のから、動物にあるできる。 を表することで、のからいのでは、 とのである。 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、「のからいのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は				1	1	1	1	1	1
1	218 赤斗		4		泰平市議会	1	2	2	1	条平市議会 会議規則(第80条第2項) 第85条 奏能上等故かためは原できないとき は85条 奏能上等故かためは原できないとき 長見に面けなければならない。 受験としているというないとないときは、日 数を思めて、あらかじめ委員長に欠席福を提出 することができる。				1	1 4	1	1	1 2	

都	市	市			/			市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	i 立 支	援 体 制	に関する調査				
遊府	区町村	区	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		間1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	して明記した規定」は	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の粂文(本文)を配入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	り事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4のいず がある はないが、運用上 が無く、運用上も	認めていない
* II -	T	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上に認めている。 3. 運用上も認めている。 3. 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 連用生も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の象文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はないが、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明i 配偶者 の 出産	では、現実では、	が無く、過去に事 家族の 看護 介護	
1	F 220 1	名 士別市	4		士別市議会	1	2	2		市技市議会会議規制 定心書 1項 議員は、小馬、産島、再児、豊 第・小雅、阿海の山産時から他やだら年以 い事命のため欠席又は選申、よンセイもとは、 に関け出びすればならない、グラスを受ご項 1機 に関け出びすればならない、グラスを受ご項 1機 と思り出びませならない、グラスを受ご項 1機 選出の当成の自然の自然にあった。 至日の意間が、毎日にあった。 日の日本の自然はの自然にあった。 一名日までの範囲において、その原理の かにして、あるかしの随業に欠集態を提出する ことができる。				1	1	1 1	1 1
1	221 4	名寄市	2		名寄市議会	1	2	2		各資市議会会議規則 第2条 2、議員は、出席のため出版できないときは、出 展予第1日の連額が原始技術の場合にあって は、14週前前のから地域出版の目的の目 間を整備する日本での機関内において、その期 開発を選手をしますのと機関内において、その規 提出することができる。	2			1	1	1 1	1 1
		三笠市		務置市職員旧社使用取扱要属 第1条 この要側は、職員が、在職中に帰席、要 子機構をの他の参加により、戸籍上の氏を改め たたい。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 には、第1条 この要側は、無料が、在職中 に関係、妻子経験で砂心の事により、上の氏を機力とのより、 というに、 というに、 は、 にのない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	三笠市議会 根室市議会	1	2	2	1	模室市議会会議規制 (久席の届出) 第2条 2 議員は、出意のため出席できないと 第2条 2 議員は、出意のため出席できないと を表し、出意予定的の意理を含む活動である。 8 書間を発展する日本での範囲内において、そ の関節を明らかに、あらかじめ議業に文庫 展生世末もことができる。	2			1	1	1 1	1 1
1	224 न	干歳市	1	干液市職員旧姓使用取扱要網第3条 (旧姓使用) 那条、職員は、任命権者の承認を受けて、別表 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、別表 (18月7年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	干蔵市議会	1	2	3	2		2			2	4	4 4	2 4

都市		市		/			市区	町村	議会の議員の両	i 立 支 援 体 制	に関する調査						
道区府町県村	г	区町	職員の遷称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	合、取得することが可能な休業期間は、次の うちどれか。	した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	該当部分の条文(本文)を記入してくださ	間6 間1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明言 2. 明言 3. 明言	事と生活の)事由につい。 こした規定が こした規定が こした規定が こした規定が こした規定が こした規定が	いて1〜4 がある まないが、 が無く、運	のいずれ: 運用上認 用上も認る	か一つに めている めていなし	○をつけ
3 3		Ħ	1. 明記した規定があり、 起かている。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定はない。 3. 明記した規定が高い。 4. 明記した規定が無く。 4. 明記した規定が無く。 4. 明記した規定が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より長短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
F F		名							<b>滝川市議会会議規則</b>								
	5 滝川		4	海川市議会	1	2	2		福川町橋東京橋原列 変とを、2 議員は、出産のため出席できないときは、出産 予定日の必遇所を参照交社編の場合にあって は、14日間 第の日から無数出産の日接の通明 を参考さらまでの場所内にあいて、その期間 を考めないこと、あらかしの機能に大乗業を提 出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1 22	6 砂川	市	4	砂川市議会	1	2	3	2	歌志内市議会会議規則	2		4	4	4	4	4	4
	7 歌志		4	敬志内市議会	1	1	2	1	(文集の周出) 公孫、李高、青児、君護、介 原之を、諸具は、公孫、李高、青児、君護、介 原之を 諸具は、公孫、李高、中の、君 、ないた年の以、神田のの 新聞きてに暴化、田田のの が明までに暴化、田田ののは、田田のはないとさは、出 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	2		4	4	4	4	4	4
1 22	8 深川	市	4 富良野市職員の旧姓使用取扱規程	深川市議会	3							4	4	4	4	2	4
1 22	9 富良	野市	割ら この教授は、海地、男子機能での他の争 出により、戸路上の任意の心を指していて、引 き続き改き館の氏(以下「野北」という。)を市の 文書をはいて(以門することに関し、必要な事項 1 を定めるものとする。	富良野市議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4
1 23	0 登別	市	型別市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この即向は、帰順、妻子経報その他の 事由によって記定的たけ後も、19 は他会変更明の 戸職とのとはない。 19 は他会変更明の 戸職とのとはない。 19 は他会変更明の にはない。 19 は他会変を はない。 19 は、19 は、19 は、19 は、19 は、19 は、19 は、19 は	登別市議会	1	2	2		登別市議会会議規制 (グ度、遅刻又は早退の層出) 22、議員は、出度のために大度まさたた。出席予 22、議員は、出度のために大度するたた。出席予 22、日本日本の経過の場合にあっては、14 週間前の日から当該社場の自体を退間を増進 かたして、あらかじか議員に届け出することができます。	2		1	1	1	1	1	1

1 23	市	市	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。					市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	立 支	援 体 制	に関する調査					
適府県	町村	区町				問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(座休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	問3 関1で1. を選択した場 : 合、取得することが可 は 能な休業期間は、次の うちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 同4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	間6 間で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の欠席事由につい れか一つに○をつけ 認めている 忍めていない 列が無い			
- I	п	Ħ	1. 明配した規定があり、認めている。 2. 明配した規定はないが、連用上認めている。 3. 明配した規定が無く、連用上記めていない。 連用上に認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 産前産後の就業制限の 規制間以上である。 3. 期間の定めはない。	2 田印 た相定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の 家族の 看護 介護	疾病 その他	
1	231 夏	惠庭市	1	「重原市職員旧括使用及股票網」に規定 第1条 この英側は、職員(地方公務員法(昭和 20年法博家201号)第29第第29第27第27876 第一条子機能で他の場合は以下が開始を対している。 第一条子機能で他の地域以下が開始を対している。 により評単との任意改合と様人、引き続き帰認 等の間の严重とのに変めた様人、引き続き帰認 を関のア軍主とのにでいるといているという。 番号に使用することに関して、の要な事項を定め 企とつだ。よる	惠庭市議会	1	2	2	1	高度市議会会議規則 (久度の選出) 東北集 徳) 総長のため出版できないときは、出 長子生日の必要別を参比版の場合にあって は、14週別前の日から当該は長の日報会開開 を明らかにして、あらかにが過去して経過素問 を明らかにして、あらかにが優集に大乗業を提 世界を発生されている。			原面市議会の議員の議員報酬及び責用弁領 に関する条例 形念の、議員報酬は、会議、定別会、認助 会、実行委員会、議会会業委員会とも物業員会 及び基底市協会を提供別(明心の年間があり 第二号、別表に関げる会議性いり、以下同じ、)に 足が基合は高計算報酬計画のいかのかから、45 起きるとは議計報酬計画のいかのから、45 を全観えるとは議構報酬計画のいかのから、45 中を担えるとは基準報酬計画のいかのから、45 中を担えるとは基準報酬計画ののかかかと、45 中を担えるとは基準報酬計画のがかかと、45 (7) 表面で開始の関係との情報をは一条例 第1991)に関する公路との関係 10) 形成の地の場合の表した。 (2) 以第名の他の個人の責によらない事故等 (3) 以第一次を対したの以第一次 (4) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	1	1	1 1	1 1	
1	233 €	伊達市	2		北海道伊達市議会	1	2	2		伊達市議会会議規制 第2億第2項 議員は、出意のため出席できない を仕上り発を予かれ服务予目のを通順を 対議の場合にあっては、14週間側の日から当 転出意の日後を選がを出まった。 において、その期間を得らかしてして、あらかしめ 議長に欠席事を提出することができる。				1	1	1 1	1 1	
1	234 ‡	北広島市	2		北広島市議会	1	2	2	1	定広島市議会会議規制 第2条2項 議員は、出居のため出席できないときは、日数 を完かては、4週間の日から場覧がありまから にあっては、4週間の日から場覧があり であっては、4週間の日から場覧があった。 では、2000年 その開閉を明らかにして、あらかしめ議長に文 産階を提出できる。	2			1	1	1 1	1 1	
1	235 ₹	石狩市	1	石吟市職員旧廷使用な扱要網 (回域の規則) 第3条 観賞は、市長の承認を受けて、別表1一掲 ける事項において、旧姓を使用することができ 6。	石狩市議会	1	2	2		石時市議会提明 (人度の固曲) 第2条 議員は、公路、疾病、背界、者護、介 度重、影解者の出産機動者の他のむらで終立。 中心、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	,		田戸南藩会の諸人の諸人和協力の諸人和協力の諸人和協力の諸人和協力の諸人和協力の諸人和協力の法人の諸人で、 東京を、諸長、別諸長及び諸人の諸人和協力の諸人和協力の法人の諸人の諸人の諸人の法人の法権でのがられて、 を引き続きら月を超えて金浦に出版していた。 を引き続きら月を超えて金浦に出版していた。 を見てたる。 を超えて金浦に出版していた。 を超えて金浦に出版していた。 を超えて金浦に出版していた。 を超えて金浦に出版していた。 を超えて金浦に出版していた。 では、 のいたのからのから、ただし、次、地域がらない。 のいたのからのを観には無ないた。 ののとのいたがある。 は、一般のでは、 ののとのいたが、 のので、 の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	1 1	1 1	

都市	7	市	職員の連称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
迎 府 村	T t	区町				問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下 てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由につい。 い。 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~ がある はないが が無く、選	見点からの のいずれ 運用上認 用上も認 去に事例	かーつに めている めていない	Oをつけ
3 3 I I	1	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、適用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 適用上を設めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当都分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 産前産後の就業制限の 連前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児		家族の介護	疾病	その他
1 23/	: 86 최나	名	4	当为司職員自任使用な返至網	北斗市議会	1	2	3	2		1		年 年 市直会の議員の議員報酬及び賃用弁領等 に関する条例 家会・議員等の議員報酬は、引き続き日月起 では難している。 では、1世紀では、1世紀である。 には、1世紀では、1世紀である。 には、1世紀では、1世紀では、1世紀である。 は、1世紀では、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀では、1世紀では、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には、1世紀には	2	2	2	2	2	3
1 303	03 当5	別町	1	第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第 201号)第2条配名第1項第7名 - 即職に属する 中職に属する 他の寿権(以下に関係事業とは今、)により手稿の 長を改めたは、精細等の他の声動氏(以下 日間とはいう。2を書きに使用することに関し では、この要素の定めるところによる。	当別町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	4
1 304	314 第行	薩津村	1	新福基村職員旧授使用股股要領 〇新龍海村職員旧授使用取扱要網 帝和2年0月16日 要類策27号 億 旨 第 条 この要網は、職員が位置中に消傷、養子 継長の他の事在以下「婚姻等」という。こよ リ、戸倉上の形を改めた後も、引き続待婚姻等の 即の申着立のたに対し、「砂速持ちが、企業を で、定 数 20条 この要網において旧姓を使用できる職員 は、次、取げるものをいう。 (1) 地方公務員法関係が5年法律第25号。以下 16年公主という。 17年2日	新铣准村膳会	1	2	S	2		2			2	2	2	2	2	2

都	市	市			/			市区	町村:	議会の議員の両		援 体 制	に関する調査				
道府	BŢ	E .	職員の通称又は旧姓の使用を認	めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ	問6 問1で1. を選択! 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	事由につ。 さした規定 さした規定 さした規定	はないが、運用上設 が無く、運用上も認	か一つにOをつけ dめている めていない
県コー	_	町村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めている。 は用した認定が無く、 連用上を認めている。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	c.1. を選択した場合 部分の条文(本文)を紹入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)		1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明語 配偶者 の 出産	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	家族の 看護 か無く、過去に事例 家族の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	が無い 疾病 その他
ĸ	ř	名	(ID46)	吏用の範囲)													
			第3条 しても ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	旧姓を使用できる文書等は、旧姓を使用 主令等に把触するおそれがなく、かつ、職 ド上支障がないと認められる文書等とし、お 別表第に掲げるものとする。 主を使用することができない文書等は、旧 用することにより特別なは報酬係を生じる のあるもので、おおむれ別来窓のに掲げる													
1 3	304 新篠	津村	第4条 用申請 ならない (旧姓(	使用の承認)													
			に通知 (旧姓代 第6条 I けた戦 は、III	村長は、旧姓使用を承認したとさは、旧 承認通知書様式第2号/により、当該職員 するものとする。 使用の中止) 前条の規定により旧姓の使用の承認受 員が、その使用を中止し方とするとき 数使用中止届(株式第3号)を村長に提出し ばならない。													
			(台帳の 第7条 を備え ればな (責務)	村長は、旧姓使用職員台帳(様式第4号) 、旧姓使用の適正な管理運営に努めなけ らない。													
			受けた 務の遂 めなけ、 (委任) 第9条	第5条の規定により旧姓の使用の承認を 職員は、旧姓を使用するに当たって、公 行上混乱を与えないよう適正な使用に努 ればならない。 この要欄に定めるもののほか、職員の旧 用に関し、必要な事別は村長が別に定め													
			る。 附 則 (施行兆	明日) ア要網は、公布の日から施行する。													
			2 この り戸籍 用申請 承認を 別表第	要綱の施行日前に在職中に婚姻等によ 上の氏を改めた職員は、第4条の旧姓使 播を提出することにより、旧姓の使用の 受けることができる。 (1(第3条関係) 使用することができるもの													
			基準 例 1 単に 記名章	- 氏名が記載された文書等 ((名札)、名刺、職場での呼称、廃席表、機													
			構図、I 2 組織 性を容 起案文 ループ	内線番号簿 裁内部で使用される文書等で、職員の同一 場に確認できるもの 「書及び決裁文書等に係る署名、押印、グ ウエアの氏名、支出負担行為等会計伝票													
				他権利、義務等に関する文書等で、職員 性を容易に確認でき、旧姓使用を原因と 争のおそれがないもの 等勤務命令書兼復命書、週休日指定簿、 (、休暇等処理簿、営利企業等従事許可 動風、住居服、技養戦旅風、出張何及び F、出張命令簿、人事異動内示表													

都	市	市						# 6	Br ## 1	議会の議員の両	≠	型 休 却	(- 間 オ ス <sup>600</sup> **				
	区 町 村	区町	職員の通称又は旧姓の使用	見を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明配した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次の	問4 問1で1. を選択 した場合、出産	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ	間6	た場合、休暇期 で減額の規定はあ	四7   四7   の   四7   四7   四7   四7   四7	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	り事由につ 記した規定 記した規定 記した規定 記した規定	D両立の観点からのいて1~4のいずれがある。 はないが、運用上部が無く、運用上部が無く、運用上部が無く、適去に事例	.か一つにOをつけ 忍めている めていない
1	п –	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	た記で、1. を選択した場合 羨当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護 介護	疾病 その他
1	304	名	交 中 5 " 古物活动" 別 目 湖 優 1 に思 間(信服員 2 号段 最終活済等者 3 間 が記述する	到外別に使用される文書等で、法令上特別な 原を主じるおそれのないもの 原を主じるおそれのないもの 才投等に対する事務に進りないまな事の担当者名 その他 たりでは、一体では、一体では、一体では を使用することができないもの 基準 を見かりが高いに対しても支援がないと行表が認 のもしたもの は、を使用することができないもの 基準 無異の分が開放に関わる文章等で、法令等 を関係の大型は大学等に、第二条の を見かりが表現に関わる文章等で、法令等 第1年 人名英博の大型は大学等に基づく等有処理 第1年 人名英博の大型は大学等に基づく等有処理 第1年 人名英博の大型は大学等に基づく等有処理 第1年 人名英博の大型は大学等に基づく等有処理 第1年 人名英博の大型は大学等の 20年 英東の野田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田													
1	331	松前町	4		松前町議会	1	2	2		松前町議会会議規則 第2名 朱原の園、出産、育児、介護、配 保者の出産権助その他のやにを確ない事由の らの出席できないとは、その間面を行っていませる。 日の間間等時までに議長、国が出なければな うない。 記さい、は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の は、日本ので	2			2	2	2 2	2 2

都	市	市						市区田	丁 村 3	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
府	区 町 村	区町	職員の通称又は旧姓の使			含む)があるか。	して明記した規定」は いつ制定されたか。	能な休業期間は、次の に係 うちどれか。 期間 るか	系る産前産後 間の明記はあい。	問5 問4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択し 間の報酬につい るか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明言 2. 明言 3. 明言	の事由につい。 記した規定: 記した規定: 記した規定: 記した規定:	いて1~4のいす	認めていない
п –	П	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より起い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	明配した規定 する。 明配した規定 いた規定 いる		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護 介護	か 疾病 その他
1	332 福	島町	4		福島町議会	1	2	2		福島町議会会議条例 第3条、議員は、公孫、痛痛、出産、青戸、希 議、小孫、私所者の出版構動、たつ他のべきを を付し、自己の関議等制までに選択に国け出 を付し、自己の関議等制までに選択に国け出 が関係でななときな、他者予定日の処国に多 の出版でななときな、他者予定日の必国に多 当批准の日後の選問を持ちてはて、 のにおいて、ののに 当批准の日後の選問を持ちたして、あらかじ の選集に欠乗届を提出する。				3	3	3 3	1 3
1	333 知	内町 古内町	4 2		知内町議会	1 2	2	3	2		2			3	3 3	3 3 3 3	2 3
	334 木			七箇可職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の原用) 家企業 職員は、ごの要綱の定めたところにより、 文書等、役に制ける6の之間が、第1984にあいて 文書等、役に制ける6の之間が、第1984にあいて 、1984年、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	本古内町議会 七版町議会	3				<b>商部可議会会議規則</b>				3	3	3 3	1 3
1	343 鹿	: <b>AD B</b> T	4		底部町議会	ı	2	2	1	無即可漢字法論規則 所名を議員は、公孫、傷病、出産、育児、着 第名を議員は、公孫、傷病、出産、育児、着 第二の計画の出席できないと含は、その理由を行 、当日の開議等では、連合に関するに対す。 、当日の開業等では、連合に関するとは、 の対策でないとさば、出巻子度のの別策にかからず、議解が出産のた の批策でないときば、出巻子度のの日から 動数は無の自身の場合にあっては、14週間前の日から 通数は無の自身の関係を誘うたして、あらか しか次属したがして、その期間を明らいして、あらか しか次属した機能を結構があった。				1	1	1 1	1 1

			/			市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
Z	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由として明記した規定」は	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してくださ	問6 問1で1. を選択し 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1. 明言 2. 明言 3. 明言	り事由につ 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4のいす がある はないが、運用. が無く、運用上も	"れか一つにOをつけ L認めている 認めていない
Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く。 3. 明記した規定が無く。 4. 明記した規定が無く。 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の	がある。 2 明記1.た規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明a 配偶者 の 出産	育児	家族の 家族	D
名			森町議会	1	2	2		第2条第1項 「公務、編集、育児、看護、配偶者の出産補助 その他やむを得ない事由。を届けなければなら ない。ただし、議員が出産のために出席できな いとさは、出産予定日の6週間(多齢好塩の 会にあっては、14週間)前の日から当該出産の 日本トの週末を掲するオーマの節冊 四に 13	1		第2条第2項 届出(以下「離席届出」という。)があったのち、 帰町届又は護会活動及び護員活動ができる日 の届出(以下"帰席届出」という。)があるまでの 期間が次のいずれかに該当する場合は、その 期間の避損目間について、連絡を考に逃げる		1	1 1	1 1
八雲町	4		八雲町議会	1	2	2	1	田を付け、当日の開議時刻までに議長に届け 出なければならない。 2 前項の規定 にかかわらず、議員が出産のため出席できない ときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日 後8週期を終過まス日エマの範囲内に対して	3	長期間の欠乗による連絡環定はある が、出産について が、出産について は適用除外してい る。		1	1	1 1	, ,
長万部町	2		長万部町議会	1	2	3		閉)前の日から当林出産の日後八週間を経過				4	4	4 4	2 4
江差町	4		江差町議会	1	2	2	1	(5.5%)	2			1	1	1 1	1 1
上/国町	4		上/国町議会	2								2	2	2 2	2 2
乙部町	4		2 部町議会 工部町議会	1	2	3	2		2			4	4	4 4	2 4 4 4
吳尻町 今金町	2		型	1	2	2		妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から、 当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらか	2			4	4	4 4	4 4
	町 村 名	町	町 1. 明紀した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	市			関係の条件以目目の使用を認めていますか。	国際の連邦文は国際の信用を認めていますが。	1	日本の日本の日本の日本の日本の大きなできた。	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	### 1	報告の基本では、1、1 を担いています。	議議 (日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	### ABOUT COMPANY OF THE PROPERTY OF THE PROPE

都市	ī	市					市区	町村	養会の議員の両	j 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査						
道府町	Г	Ø	職員の連終又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	節6 割7 間間で1、を選択した場合、休暇期間の6で1、を選択した場合、協同の6で1、を選択した場合、 協同の報酬について減額の規定はあ した。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	記した規定が 記した規定に 記した規定が	ハて1~4 がある まないが、 が無く、運	のいずれ; 運用上認 用上も認る	かーつに めている かていない	Oをつけ
果 = -		村	1 明記した規定があり、	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上級力にいる。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2 明記1.た規定		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	4. 明語 配偶者 の 出産	己した規定が	が無く、過 家族の 看護	去に事例	が無い 疾病	その他
F F	_	名							せたな町議会会議規則							$\sqcup$
1 37	11 せた	たな町	3	せたな町議会	1	2	2		などな場合機能不無機利用 2条2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予 定日の心理師(多数計版の)着らにあってに、14 通知)前の口からがは近点の(自後の証明を するまでの範囲所において、その期間を勢か たいてきる。 かいできる。	2	1	1	1	1	1	4
1 39	自島物	技村	2	島牧村議会	1	2	3	2	寿都町議会規則第2条の2	2	3	3	3	3	3	3
1 39	12 寿都	都町	4	寿都町議会	1	2	2		議員が出産のため出席できないときは、出産予 定日の4週間(多数計議の7番におっては14週 間前の日から連出後の日後3回間を15を15では14週 日までの整調内において、その開閉を呼らか にして、あらかじの加美に大黒電を提出すること ができる。	2	1	1	1	1	1	4
1 39	3 黒松	公内町 速町	4	黒松内町議会 蘭越町議会	3						4	4 3	4	4	2	4
	5 = t		4	ニセコ町議会	1	2	2	1	工で可能金額規則 欠乗の届け出席企業・議員は、公務、出産 男人、作業、原味者の出産機関やの他やなを 環境、作業、原味者の出産機関との他やなを 関係を付す。毎日の開議申請すに議れて届け って、業者が出産のため出席できないと考は、 のは付れながらか、2 前項の規定ではいと考は、 がまる場合である。 第2年 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	2	4	4	4	4	4	2
1 39	6 真狗	符村	4	真狩村議会	3				留寿都村議会規則		2	2	2	2	2	3
1 39	7 留寿	寿都村	4	留寿都村議会	1	2	2	1	(少乗の出出) 家と、 今報 2 前項の規定しかかわらず、議員が出席のた 2 前項の規定しかをしませまれる。 前近後で名がよさは、出番予定日の名間信争 前近接の分割にあっては、14週間前の日から 前近は毎日の基金の開発を封下る日本であかり が最近は毎日の基金の開発を封下る日本であかり の議員に大席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4
1 38		<b>支別町</b> 豪町		喜茂別町議会 京極町議会	1	2	2		■及別申請金金舗提出 売を募項事 第、項の間空からからず、重要が 出席のため出席ではないときた。出席予定日の 電視側前を開放を対象にあっては、 総別前のを開放を対象にあっては、 間別前ののから無は出来の日本の影響があった。 にして、あらかこの加減と、て、その間間を明らか にして、あらかこの加減と、大乗艦を提出すること からきる。		4	4	4	4	2	4

都市		市						市区	町村	養会の議員の両	i 立 支	援 体 制	に関する調査						
通所町県村		区	職員の通称又は旧姓の使用			含む)があるか。	して明記した規定」は いつ制定されたか。	能な休業期間は、次の うちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	るか。	にた場合、休暇期 いて減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下 てください 1. 明 2. 明 3. 明	・事と生活でいる。 の事由についた規模が 記した規模が 記した規模が 記した規模が 記した規模が 記した規模が	Dいて1~ Eがある Eはないか Eが無く、i	4のいずオ 、運用上記 運用上も認	iか一つに 認めている !めていな!	:0をつけ
n n		村	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 族当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも超い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
	俱知	名   安町	4		俱加安町議会	1	2	2	1	係到定有議会議議則 (次集の周出) 家免、福興は、事な公務、福興、出産、買売、 家企、福興は、事な公務、福興、出産、買売、 を得ない事態のため出席できないとせば、その 環地を付け、通りの間無利度では高級制度では高級 け出なければならない。 ・温無発明の規定できないとせば、日歌を定かて出産 のため出席できないとせば、日歌を定かて出産 のため出席できないとせば、日歌を定かて出産 ものため出席できないとせば、日歌を定かて出産 通常な日までの原則内において、その刷削を明 ものにして、あらかしの錯異に欠業器を提出す ることができる。	2			2	2	2	2	2	2
1 402	共和 岩内		2		其抱即[議会 若内町[議会	1	2	2		窓内町議会会議規則 第2条 議員は、公原、編集、出意、展界、着 後、介護、配得者の出差結動その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理 性を付け、当日の知識的言なては悪いときは、その理 は世代付、当日の知識的言なでは、出事を目の自己の が出来でないときない。出事を目の自己の 過程を認め、当まない。 との報のが表にあっては、14億別別の日から 通知場合の「他のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	1		田内町道会議員の選員報酬及び費用弁債等に関する条例 関する条例 (国長報酬の減能) 第2条の3 議員が、議員法動をできない期間 第2条の3 議員が、議立条の限度にかかわってきない事態である。 (1) 北京連盟中村議会議員公園では、 (1) 北京連盟中村議会議員公園では、 (2) 北京連田村議会議員公園では、 (3) 東京が指導とから、 (3) 東京が指導とから、 (4) 東京との表現では、 (4) 東京との表現では、 (4) 東京との表現では、 (5) 東京が出来である。 (6) 政策のが、議員として実際が実際が、 (6) 政策のが、議員として実際が実際が、 (6) 政策のが、議員として実際が実際が、 (6) 政策のが、議員として実際が実際が、 (6) 政策のが、議員として実際が実際が、 (7) その機能業が中等が、 (8) 政策のが、 (8) 日本の表現では、 (8) 政策のが、 (8) 日本の表現では、 (8) 政策のが、 (8) 日本の表現では、 (8) 日本の表現を (8) 日本の表現では、 (8) 日本の表現では、 (	1	1	1	1	1	1

都	市	市		/	1		市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	〕 立 支 援 体 制	に関する調査						
道府	区町	Ø	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明配した規定(産休を 含む)があるか。	間2 間1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	てください	事と生活の り事由につい こした規定が こした規定が こした規定が こした規定が	パある			
果	村コー	村	1 明記した規定があり、 左記で、1 を選択した場合 認めている。 明記した規定はない まました。 明記した理定はない まました。 明記した理ながにいる。 明記した理なが無く。 運用上も認めていない。 4 明記した規定が無く。 過去に事例が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも扱い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2 明記1.た規定		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		3.明音 4.明音 配偶者 の産	己した規定が	が無く、過	用上も認め 去に事例が 家族の 介護	が無い	その他
1	405 積	丹町	4	核丹町議会	1	2	2	1	機弁可議会会議規則 (欠集の出出) 窓名・譲渡、公務、傷病、出産、育児、着 策念・譲渡、記隣者の出産相称での他のやさを 様ない事由のため間まできないと対え、出口が打ながらい はつければならが、一場口の間議等制度では選続に個け はつければならが、からが、「最も出産のた の出版でからが、「最も出産のた の出版でかなれ、とは、出港デジロのる間域を 助送を回場合にあっては、1週間があり日から 当該は座の日後の書間を軽する日本での他 場合の「最初」において、そのか にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。	2		1	1	1	1	1	4
1	406 古	平町	4	古平町議会	1	1	2		古平町議会金護規則 第2条 議員は、公底、標係、出産、育児、介 第2条 議員は、公底、標係、出産、育児、介 第4回がたり出席できないとだは、その環境を付 ができないとでは、よの環境を付 はていない、ときまないとでは、出番予定 日の中間が、原料の発足にかからでは、出番予定 日の中間が、原料の場合にあっては、出番予定 間、前の日から間は出版の場合にあっては、 間、前の日から間は出版の場合にあっては、 にして、あらかしの速度を促出者できないとなる。 にして、あらかしの速度と大変態を提出すること かできる。	2		1	1	1	1	1	1
1	407 (=	木町	4	仁木町議会	1	2	2	1	仁木町議会会議規則 第2条第2章 前項の規定にかかわらず、議員 が出意のため出版できないときは、出産予定日 のの週間を設計を開発しませる。 前期の日から連続を開発しまりは88間を基金計 にして、あらしいの議員に大生態を表示してして、あらしいの議員によいて、その機関を終め にして、あらんしの議員に大生態を提出すること ができる。	2		2	2	2	2	2	2
1	408 余	市町	4	余市町議会	1	2	2		条市町議会会議規則 新章 総別 第2条 3の地定にかからず、議員が出席のた 第3条 3の地定にかからず、議員が出席のた 第4年でないたさは、出名予定日の連盟(多 助社者の治をにあっては、4名間の前の日から 通社域を自任金の部隊を接着でも日である。 たいて、その制限を起きていまっていまった。 にかほと、大変態をといっていまった。 にかほと、大変態をといっていまった。 にかほと、大変態をといっていまった。	2		1	1	1	1	1	1
	409 赤 423 南	<b>井川村</b> 機町	4	泰 <u>井川村議会</u> 南视町議会	1	2	2		高根町議会会議規則 窓企業 議員は、公原、偏有、出産、育児、着 選、介護、記信者の出産制力を心他のやさの理 様ない事命のためは影響的方では他とは、 神ない事命のためは影響的方では最大に動す 出なければならない。 があるというない。 が表現の表でした。 が表現の表でした。 がは、 が出来のたる。 がは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	1	南根市協会議員の議員報酬及び費用弁償等に 第7名を引 用機町協会会議規則(平成14年議 第2条に34 用機町協会会議規則(平成14年議 発展制制等1号)定型による場合があったのか。 名までの制度が次のいずれかに進出する場合 は、その期間の機能が成のいずれかに進出する場合 は、その期間の機能が最近に対した場合を発 号に関いて適合の機能を規模するについて、 10条 実際開間が190日以上190日来第(100分 (2) 欠集開間が190日以上270日来第(100分 (3) 欠集開間が270日以上100分の75	1	1	1	1	1	1

都市	7	市			/			市区	町村	議 会 の 議 員 の 雨	立 支	援 体 制	に関する調査						<del></del>
道府県村	6		<b>職員の通称又は旧姓の使</b>			問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。			<b>るか</b> 。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て滅額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の余文(本文)を記入してくださ い。	て、以下( てください 1.明 2.明 3.明	の事由につい。 記した規定記した規定記した規定	かある はないが が無く、選	見点からの: 4のいずれ: 連用上認る 第月上も認る まに事例:	か一つに( のている めていない	Oをつけ
n -	*	村 3 4	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く。 雇用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	はない.		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
	祭井江		2		察井江町議会	,	2	2		条井江町議会会議規則 第2を、算算は、公務、傷病、出産、育児、君 ・分理、製造へ ・分理、製造へ ・分理、製造の ・の出資を持た、地口の開議時候まで、議業 ・日本の出産を行い、地口の開議時候まで、議業 ・日本の出産でない。とは、出産予度日の合理的に ・日本の出産でない。とは、出産予度日の合理的に ・日本の出産でないとは、出産予度日の合理的に ・日本の出産でないとなり、は、出産予度日の合理的に ・日本の出産の主義の主義の制度を結果する日本での ・日本の主義の主義の主義の主義の制度を ・日本の主義の主義の主義の制度を ・日本の主義の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の主義の ・日本の主義の主義の ・日本の主義の主義の ・日本の主義の主義の ・日本の主義の主義の ・日本の ・日本の主義の ・日本の ・日本の ・日本の ・日本の ・日本の ・日本の ・日本の ・日本			意井江町議会の通真智能等の特別に関する条 (福養報酬の減額) 第39年 調査が展現を表現を表現を見からした。 (国養報酬の減額) 第39年 調査が展現を表現所で成した。 との対象は、高量的機能が表現を表現所で成した。 との対象は、高量的機能が表現を表現が表現を表現がある。 との対象は、自動を表現を表現が表現を表現が表現を表現が表現を表現という。になて、議員整體条列部の支援という。になて、議員整體条列を表している。 東上で得る場面にからずなの表に変あする。 東上で得る概念は、高度を表現したがある。 東上では、一般の規定にからずなの表に変あする。 との規定にからずなの表に変あする。 との規定にからずなの表に変あする。 との規定にからずなの表に変あする。 との規定にからずなの表になる。 198日 日上198日 未満1000ののの。 198日 日上198日 未満1000のの。 198日 日上198日 未満1000のの。 198日 日上198日 年末前1000のの。 198日 日上198日 年末前1000のの。 198日 日上198日 年末前1000のの。 198日 日上198日 年末前1000のの。 198日 日上198日 年末前1000のの。 198日 日上198日 年末前1000のの。 208日 日上198日 年末前1000のの。 208日 日上198日 年末前1000のの。 208日 日上198日 年末前1000のの。 208日 日上198日 日本前1000のの。 208日 日上198日 日本前1000のの。 208日 日本1000のの。 208日 日本1000のの。 208日 日本1000のの。 208日 日本1000のの。 208日 日本1000のの。 208日 日本1000のの。 208日 日本10	1	1	1		-	1
1 425	上砂川	IIIBT	4	由仁町職員旧姓使用取扱要領	上砂川町議会	1		2	1	由仁町議会会議規則									
1 427	由仁司	म	1	旧数性用の物類 変を 無利は、文等等に目性を使用したシナラ もとせは、旧様を放下所のと続する事業を施 付し、日は使用来逐中財産が別路を表する事を施 付し、日は使用来逐中財産が別路を表する。 第3条 前長は、前条の日は使用来逐中情報 第3条 前長は、前条の日は使用来逐中情報 第3条 前長は、前条の日は使用来逐中情報 ると対し、日間の使用の変形するがのとする。 とは、日間の使用の変形するがのとする。 これが、日間を対しませない。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 東京とは、日間の使用を選挙するがのとする。 またり、日間の関係を表示を表示がある。 またり、日間のでは、	由仁町議会	1	2	2	1	由上下議会会報酬 第1章 影明 第2章 第四 (大阪の田出) 第2章 建設は、再位公然、保育、出産、育児、 電流、作品、配格等の出産情報から他のからい 電流、作品、配格等の出産情報から他のからい 可能の対象があった。 は、配格等の出産情報があるからい は、配格等のの出産情報をいました。 は、配格等の出産情報をいました。 は、日本の出産者によったからりでは、 は、日本の出産者によったは、 は、日本の出産者によった。 は、日本の出産者によった。 にして、日本の生まる。 にして、日本の生まる。 にして、日本の生まる。 にして、日本の生まる。 にして、日本の生まる。 ・日本の生まる。	2			1	1	1	1	1	1
1 428	長沼町	By	4		長沼町議会	1	2	2	1	長沼町議会会議規則 第2条窓2業 前項の規定にかかわらず、議員 が出産のため出版できないときは、日数を定め て出産予定日の2週間季粉計議の場合にあっ ては、14週間前の日から無数に毎0日後8週 間を接着する日までの範囲向において、その期間を表からにと、あらかしめ議長に大工業価を 現場であったして、あらかしか議長に大工業価を 提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1 429 1 430	栗山町月形町	ej	2 4		栗山町議会 月形町議会	1 1	2 2	3 3	2 2		2 2			3 4	3 4	3 2	3 2	3 2	3 2

都	市	市			/			市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
道府県	町村	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	した場合、出産	勝5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬につい るか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1. 明言 2. 明言 3. 明言	)事由につ 。 ○した規定 ○した規定 ○した規定	いて1~4のいず	認めていない
n – u	- I	Ħ	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 運用上記めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護 介護	) ## ZOM
14	431 浦	旧町	4		浦臼町議会	1	2	2	1	湯田町議会会議規則 (欠席の届出) 窓条・議員は、公路、傷病、出産、胃児、着 選・介護、記候者の出産補助・他のやさき 様々以等毎のから間できないと世末、一日の 場合は、当日の創職を持ち、では、大日の また、日日の創業を持ち、日日の とが、日日の創業を持ち、日日の とが、日日の制業を持ち、日日の とが、日の とが、日の はが、日の	2			1	1	1 1	1 1
14	432 新	计津川町	2		新十净川町議会	1	2	3	2		1		新十海川南道会議員の諸員報酬、費用弁領等 に関する条例 窓条第6項 需金額高少は己参念、疾病その他の理由によ 議書は無金別が日本から、作力にした色社、調賞 の名分に広い、無数を勢に定から割合を乗して 等に数を観して、133か日を超えるの割合を乗して (1)35か月を超え15か月以下の期間 100分の (2)65か月を超え12か月以下の期間 100分の (3)12か月を超える期間 100分のの (3)12か月を超える期間 100分のの (3)12か月を超える期間 100分のの (3)12か月を超える期間 100分のの (3)12か月を超える期間 100分のの (3)12か月を超える期間 100分の (3)12か月を超える期間 100分の (3)12か月を超える期間 100分の (3)12か月を超える期間 100分の (3)12か月を超える期間 100分の (3)12か月を超える日の第一日の前日であると述れて (3)12か日であると述れての (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (3)12か日であると述れて (4)12か日であると述れて	4	4	4 4	2 4
1.4	433 妹	背牛町	4		妹背牛町議会	1	2	3	2	<b></b> 秋父別町議会会議規則	2			4	4	4 4	4 4
1	434 秩	父別町	2		核父別町議会	1	2	2	1	(欠原の躍出) 第2条 議員は 公孫 海県 出生、背景、景 東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	2			1	1	1 1	1 1
1.4	436 雨	竜町	4		雨竜町議会	3								3	3	3 3	3 3
14	437 dt	竜町	4		北竜町議会	1	1	2		北 教育議会会議規則 施名を、背流の原理にかかからず、議員が出 底がたら地質で終れいそれ、出書予度日の 選別に多十延のからためては「43個別 日から当社出産の日後の選問を指述する日まで の原理内において、今の関係であったが、 5のにから、 5のによった。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる。 5のになる	2			4	4	4 4	4 4
1 4	438 沼	田町	4		沼田町議会	3								2	3	3 3	2 1

	て1~4のU ある ないが、運用 無く、選用 禁族の 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家	連用上認め 連用上認め に事例か	か一つにOをつ めている めていない
□ 図	て1~4のU ある ないが、運用 無く、選用 禁族の 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家	連用上認め 連用上認め に事例か	か一つにOをつ めている めていない
2   京都の上が泉。   2   京都の上が泉を加入してください。   2   京都の上が泉を加入してください。   2   京都の上が泉を加入してください。   2   京都の上が泉を加入してください。   2   京都の上が泉を加入してください。   2   京都によりまかている。   3   不の他 具体例 が、運用上を扱かている。   3   不の他 大塚南の例がな   5   京都によりまかている。   4   京都によりまかている。   5   不の他 大塚南の例がな   5   京都によりまかまから   5   不の他 大塚南の例がな   5   京都によりまかまから   5   京都によりまかまから   5   京都によりまかまから   5   京都によりまかまから   5   京都によりまから。   5   不の他 大塚南の例がな   5   京都によりまから。   5   マール・ストット・ストット・ストット・ストット・ストット・ストット・ストット・ストッ			
過去に事例が無い。 ド ド 名		家族の 介護	疾病 その
應格可議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予 定日の意間を参数活動の場合にあっては、14 週間前の日から急性出産の目後を週間を経過 すらまずの影響に関係している。2 2 1 かにして、あらかじの課金リース大衆集を提出する 2 2 1 かにして、あらかじの課金リース大衆集を提出する 2 4 4 4	4	4	4 4
東神楽町職員自姓使用取扱受験	1	1	1 1
	1	1	1 1

都	市	市						市区		議 会 の 議 員 の 両		援 体 制	に関する調査					
府	BŢ	Ø	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出座を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択	問5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由につい。 記した規定記した規定記した規定	いて1~4のい ごがある ごはないが、運用 ごが無く、運用上	らの欠席事由にすれか一つに〇? 上認めている も認めていない	つけ
県コー	<b>村</b>	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の集文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2 明記 た祖宝		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明i 配偶者 の 出産	配した規定	家族の 家族 介	事例が無い	÷の他
۴	F	名		愛別町職員旧姓使用取扱要綱														_
				条例の「機能」とは近いないない。 第1条 職員、受別市職員、定数条例(昭和57年 金剛界7分)第1条に建定する一般回面員を いう。以下間に、がが開業、手子機能での他の事 から、以下間に、がが開業、手子機能での他の事 がは、影響ののの中間のは、以下は、この 発制の定めるため、一般でのできなが、は、下は、この 経過の定めるため、では、この 経過の定めるため、では、この 経過の定めるため、では、この 経過の定めるため、では、この 経過の主めるという。 には、他の主が優別するためは、には後用率 がから、という。 との事情等)、 のかり、 のかり、 のがし、 のが														
1	456 愛別	師	1	京必通知書(別記第2号様式)/より当該帳員に 通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記第3 号様式)により整理し、職員履歴票の事項欄に 使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入 しなければならない。	愛別町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4
				(旧姓使用の中止等) 第3条 第2条第2項の承認を受けた職員(以下 「旧姓使用職員」という。が旧姓の使用を中止し ようとするときは、あらかじめ旧姓使用を用止属 (別記第4号様式)を町長に提出しなければなら ない。														
				2 町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務 遂行上又は事務処理上支障があると認めるとき は、当該承認を取り消すことができる。 3 町長は、第1項の届の提出があったとき又は 前項の取り消しがあったときは、職員関歴票の														
				前項の取り消しがあったときは、職員履歴票の 事項側に旧姓使用中止(取り消し)年月日を記入 しなければならない。 4 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を 使用することは、原則として認めないものとする。														
				(旧姓を使用できる文書等) 第4条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に 批解するおそれがな、専ら職員側で使用してい る文書等又は軽易な文書等で職務連行上又は 等懲項里上誤解や混乱を招くおされかないもの であって、おおむれ別記1に関げるものとする。														
				2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記 2に掲げるものとする。 (職員の責務) 第5条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める														
				文書等において統一して旧姓を使用するととも に、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職 責などに誤解や混乱が生じないよう努めなけれ ばならない。														
				2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して 適切な運用が図られるように努めなければなら ない。 (その他)														
				第6条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則														
				この要綱は、平成29年12月1日から施行する。 承認請求書・節分休業承認請求書 対勤・短時間出張命令書 超過勤務命令 過程の回転を取りば、日勤な時期制度亦再等														
				選件ロの振替及び半日勤務時間割振変更薄 付終日指定簿 原稿執筆 研究論文 その他旧姓使用により職務進行上又は事務処 理上支護が生じるおそれがないと町長が認めるもの														

都	市	市						市区	町村;	議会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
道府	区町	Z ~	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明配した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	間4 間1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につし るか。	した場合、休暇期 で減額の規定はあ	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	て、以下( てください 1.明) 2.明) 3.明	り事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	はないが、運用上記が無く、運用上記	にか一つにOをつけ 忍めている 恐めていない
	T	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前座後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前座後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明 配偶者 の 出産	育児	が無く、過去に事例 家族の 看護 介護	疾病 その他
ĸ	ř	名		別記2													
1	456 强	<b>处别町</b>		1 職員の身分側係に係る文書等 任急期係書類(計令、処分説明書、人事身令、 理整書、建職部とど、監查書。向分配明書と、 、日本の大事を 、 日本の大事を 、 日本の大事を 日本のより 日本のも 日本のも 日本のも 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり 日本のたり													
1	457 <u>1</u>	EJII町 東川町	4		上川町議会 東川町議会	1	2 2	3 3	2 2		2 2			4	4	4 4 4 4	2 2 2 4
1	459 원	英瑛町	1	表現可能無用時使用和設委補 公表していない。	美球町議会	,	2	2		原規可議会会議規則 (久度の選出)、公既、傷病、出産、胃児、者 生態を認め、 を発表の出 は、自動をの他のやむを称よい場合のため出 の理由がもの他のやむを称よい場合の には、自動をではいたがよう。 に関す出ばければなら 2 議員は、自動会中においても、フロリ上議員活 あいてきない等は、その目を登議人に国出出けれ ままかできないをは、その目を登議人に国出出けれ ままかできないをは、その目を登議人に国出出けれ ままかできない事とは、その目を登議人に国出出けない ままかできない事とが表したなったともの時本とする。た をしたとなったととなったときもの時本とする。た ないたとないたともの手を表している。 ないたとないたともの手を表している。 は、当まかできない事には、 には、自動を由か欠な (2) 議員が知から募集されて機能活動した影 (3) 前見が出場する会議、又は町の要請により には、最後ができる。 (4) 議長が出場する会議。又は町の要請により には、 (5) 行会機により、 (5) 行会機により、 (5) 行会機により、 (5) 行会機により、 (6) である。 (7) よのの表しまとの表しました。 (6) である。 (7) よのの表しまとの表しました。 (6) である。 (7) よのの表しました。 (7) よのの表しました。 (7) よのの表しました。 (8) である。 (7) よのの表しました。 (8) である。 (7) よのの表しました。 (8) である。 (8) である。 (7) よのの表しました。 (8) である。 (8) である	2			1	1	1 1	1 1

都	市	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 正	立 支	援 体 制	に関する調査				
道府県	BŢ	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	した場合、出産	問5 問4で1.を選択した場合 誘当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択し 間の報酬につい るか。	た場合、休暇期	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	り事由につ 記した規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4のいずオ	忍めていない
п 	п	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護 介護	疾病 その他
1	⊬ 460 J	名上富良野町	4		上高良野町議会	1	2	2		上面良野市議会会議規則 第1章 制則 第2章 制則 第2章 表明の規定しかかわらず、議員が出産のため の出業でなれてきは、出産予定日の金額が の出業でなれてきまし、出産予定日の金額が の出業では、北京・大学の場所を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、				4	4	4 4	4 4
		中富良野町南富良野町	1		中富良野町議会	1	2	2		中高良野可議会会議規則 (小屋の選出) 第4年 編集は、公孫、傷疾、出意、背界、考 第4年 編集は、公孫、傷疾、出意、背界、考 第4年 高集曲は、公孫、傷疾、出意、背界、考 第4年 高年 他のため出版でないときは、その理由 はずれまながない。 かりまった。 の出版では、出着学 写日の意思を の出版では、出着学 写日の意思を の出版では、出着学 写日の意思を の出版では、出着学 写日の意思を の出版では、、は一部では、出着学 写日の意思 施工の事態をないた。、は、日本学 写日の意思 施工の事態をないた。、は、日本学 写日の意思 施工の事態を 施工の事態を を が、これ、一般を のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	2			1	1	1 1	1 1
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4		用品及57 <b>円</b> 總安	,	1	3	2		1		品質性素金融の議員報酬及び費用弁信等: 等する条例 第3条系では、品質性資金金額契制(第402) 第3条系では、高質型は一次金額要別という 条系では、一次金額要別という。 条系では、一次金額要別という。 を表現では、の出いこと、議員が重かできないない。 の期間は、「「「「「「「」」」、「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、		2	2 2	2 2

都	市	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	立 支	援 体 制	に関する調査				
府	町	区	職員の通称又は旧姓の使用を認	めていますか。	/	問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	能な休業期間は、次の	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1. 明 2. 明	事由につ 記した規定 記した規定	いて1~4のいず	の欠席事由につい れか一つに〇をつけ 認めている 忍めていない
果コー	#i	村	1. 明記した規定があり、 左記で 認めている。 2. 明記した規定はない が、適用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 適用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	、1. を選択した場合 分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、連用上級のている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より指しい。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2 田印 た相定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明語 配偶者 の 出産	Bした規定 育児	が無く、過去に事 家族の 看護 介護	別が無い
k.	ř.	名	和實際	職員改姓の報告及び旧姓使用取扱要綱													
			〇和寒 網 (令和2: (趣旨) 策1 美	町職員改姓の報告及び旧姓使用取扱要 年12月22日告示第43号) この要綱は、職員が頻頻、養子縁組その 由以ぼ下頻頻等」という。」によって戸籍上 変数が土場合、改姓の報告及びその後も引													
1.	164 和湯	作用工	き続き いう。 が な 事項 ( 適用 第2条	療姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」と を職場において使用することに関し、必要 を定めるものとする。 は員) この要綱の規定は、一般職に属する職	和寒町議会	1	1	3	2		2			4	4	4 4	2 4
			条の項第次 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連	少級商法は明認29年主義第26年)開設 1913、原立条の50年度が1952年の代表 とび第2項の規定により採用された機構。 2000年第2項に乗りを会社事業に受して 2000年第2項に乗りを会社事業に対し 1月の2000年第2項に乗り、運用する。 1月の2000年第2回に乗り、運用する。 1月の2000年第2回に乗り、運用する。 1月の2000年第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 第2回に乗り、2000年である。 2000年													
			それへ強要、情態 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ないもの 力の行後に係るもので氏名を明らかにす のあるもの、職員の身分関係を規定する 属の権利以譲勝に係るもので特別な 係を生じせるおそれのあるもの、その他 おそれのあるもの等については、旧姓を使 とはできない。 報告 、 職員は、規領等により戸籍上の氏を改め は、改技報告・旧姓使用等申出書(別記 は、改技報告・旧姓使用等申出書(別記													
			告 旧出 に提供 第6条 を中止出 ればな (旧姓 第7条 に当たく 2 下 2 マ	(用者の責務) 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用する り、町民及び職員に損解又は混乱を生じ いように努めなければならない。 課長は、所属職員の旧姓使用に当たり。													
			その適 ればなく (補則) 第8条 項は、5 附 附	切ぶ運用と必要の円塊な運営にあめなけ なない。 この受調に定めるもののほか、必要な事 削に変める。 別は、公布の日から進行する。													
H	-									剣淵町議会会議規則							
1	165 剣訓	朝町	4		剣淵町議会	1	2	2	1	第2条 2 前項の規定にかかららず、議員が 社産のため出版でされいときは、出産予費日の 6週間(参照技編の場合にあっては、14週間)割 の日から施設社の日後を団形を過ぎます。 までの範囲内のおいて、その開閉を明らかにして、あらかした。 た、あらいしか議長に欠席間を提出することが できる。	2			1	1	1 1	1 1
1	68 下J	IIBŢ	2		下川町議会	3								4	4	4 4	4 4

都市	1	市			/	1		市区	町村	議 会 の 議 員 の 間	页 立 支	援 体 制	に関する調査						
追府町県村		z ij	職員の通称又は旧姓の使見				た場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	合、取得することが可能な休業期間は、次の うちどれか。	した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の余文(本文)を記入してくださ い。	間の報酬についるか。	した場合、休暇期 で減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由につい。 記した規定記した規定記した規定	の両立のも いて1~4 ごがある こはないが、 こが無く、道 ごが無く、道	のいずれ 運用上認 用上も認	か一つに めている めていない	:Oをつけ
n n	1	Ħ	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも超い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1 469	美深町		2		美深町議会	,	2	2		表深可議会会議規則 (小風の間出) 第29年 接続は、公務、疾病、出産、育児、看 暖、介度、必得水の出産維助での他のでもで 特別ない等血の上産維助での他のでもで 特別ない等血の上産維助では、2004年 日本のは、1000年 日本のは、10	2			1	1	1	1	1	1
1 470	att of T	z rhs++	2		音威子府村議会	2										3		3	3
1 471	中川町	π	4		中川町議会	1	2	2	1	中川町海会規制 混え業の実施である。 が出金のため出席できないときは、出席予定日 が出金のため出席できないときは、出席予定日 前の日から臨業出金の日秋の間形を検測いる。 までの範囲所にして、その間形を検測いる。 での範囲所にして、その間で、その間で できないた。 できないたないたないたないたないたないたないたないたないたないたないたないたないたな				1	1	1	1	1	4
1 472 1 481	増毛即	Ţ	4		増毛町議会	2				<b>小豆中经人办</b> 经+600				2	2	2	2	2	2
1 482	小平町	η	4		小平町議会	,	2	2		小平再落金融銀期 第2名 独創は、公務、傷病、出去、再見、者 第 介理、配偶者の出資材物やの一般のやむだ 特化が事由のため間接付物がですないさせ、 地ではいましたが、 出口が自ながらない。 2 前項の規定しかからず、議員が出産の場合 (多胎状態の場合にあっては、川温助 即の口 の範囲的において、一々の期間を明られて、 あったのが あったのが あったのが のが のが のが のが のが のが のが のが のが				1	1	1	1	1	2
1 483	苦前買		4		苫前町議会 河嶼町議会	1	2	2	1	高前可議会会議規制 第2章 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のた の出業で定れくをは、出産予定日の名間で、 が財産の場合にあっては、14週前の日か ら当該出産の日本の週前を経過するまでの認 が、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	Ð			1	1	1	1	1	1

都	ī	市						市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査					
遊府県	η	区町	職員の通称又は旧姓の使			して明記した規定(産休を 含む)があるか。	いつ制定されたか。	うちどれか。	期間の明記はあるか。	勝5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	るか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	り事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが、 が無く、運	点からのク のいずれた 運用上認め 用上も認め 去に事例か	<b>かていない</b>
1	1	村	1. 明配した規定があり、認めている。 2. 明配した規定はないが、連用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めばない。	1. 明記した規定 ) がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病 その他
1.4	85 初山	名」別村	4		初山別村議会	1	2	2		新山原村議会会議提問 (大原の層出) 第2条 議員は、公務、傷病、出 走、胃児、考覧、介閣、民間会の出産利助でし を、胃児、考覧、内閣、民間会の出産利助でし は、一般の自己を対し、自己の知識を持ちてい また。同日の地域を対し、自己の知識を対している をは、自己の自己のは一般に変した。 を対していまった。 を対していまった。 を対していまった。 ののは、日本の自己のに対していまった。 ののは、日本の自己のに対していまった。 の別期を明らかにして、あらかじめ議長に文度 都を提出することができる。	2			1	1	1	1	1 1
1 4 1 4 1 5	86 違別 87 天塩 11 猿払 12 浜頓	町  町   4村   別町	4 4 4 4		遠別町議会 天塩町議会 猿払村議会 浜頓別町議会	2 3 1	2 2	3 3	2 2	中頓別町議会会議規則	2 2			2 4 2 4	2 4 2 4	2 4 2 4	2 4 2 4	2 2 4 4 2 2 2 4
1.5	13 中領	到町	2		中頓別町議会	1	1	2	1	(欠原の選出) 第2条 議員は、公孫、傷病、出産、資産、等 第2条 議員へ出産情報での、他のできた 東ノ油、記略等の出産情報での、他のできた のでする。 日本付け、毎日の会 福時刻までに議長に届出 なければならない。 2 前項の規定にかからず、議長が出産のた が加速でないときな、出手を担の目があ 計算機の場合にあっては、44割割割の目から が開発したが、その数形を呼かられて、あらか に必要した。 10 単級において、そのか にか にか にか にか にか にか にか にか にか にか にか にか にか				1	1	1	1	1 4
15	14 枝幸	i BŢ	4		枝幸町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2 4
1 5	16 豊富 17 礼文	CRT CRT	2 4		等富町議会 礼文町議会 利尻町議会	1	2 2	3 2	2 1		2 2			4 2	4 2	4 2	2 2	2 4 2
1 5		間 富士町	4 4		利尻町議会 利尻富士町議会	1	1 2	2 3	1 2		2			4	4	4	4	2 2 4 4
1.5	20 幌延	画	2		幌延町議会	1	2	2		模型可議会会議規則 第2名第24章 前項の規定にかかわらず、議 員が出途のために出席で守ないと呼ば、成長予 温期 前の目から無数に長の日後の間を提出 でも日本での範囲において、その製造を持つ かにして、あかが、が議長に文席器を提出する ことができる。	2			1	1	1	1	1 1
1.5	43 美幌	是町丁	4		美視町議会	1	2	2		美明可議会会議規則 第2条、議員は、公務、保育、出産、再見、看 進、介法、民情等の出足補助その他のやむを 得ない等品のから出席でないとせば、その理 ははいければならない。と 前項の理定したい もがませばいない。と 前項の理定したが もず、議者が出産のため出席でないとせば、 は、14週間前の日から出版は座の日後8日 施を持づら日といの機におい、その期間 を持ちかにして、あらかに、その期間 を持ちかにして、あらかに、から は、14週間を持ちが、日本の間において、その期間 を持ちかにして、あらかにから継ば、日本の様と はずることができる。	1		美税可議会議員の議員報酬等の特例に関する 条柄 第名条 議員が需要、長期不在その他の理由は とり、前議会の金属等を長期限次度によどめ 議員報酬は、その間になりに議員報酬を 会の金属等を大衆によら以より表しました。 会の金属等で大衆によら以より表しました。 等には無によりの目までの期間に切下が実 等に出版により出りまでの期間に関すての解しました。 規則という、に応じて、次の表に定める割合を 乗して得た級とする。	=	1	1	1	1 1
1.5	44 津別	即	1	湯別申職員は支援刑取扱要網 第2条 職員は、東係の承知を於けて、法合に反 するをそれがなく、由継承計工と以本事格の理上 支護がないと認められるときは、旧姓を使用する ことができる。	津別町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4 4

都	市	市			/			市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
道府県	区町村	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明配した規定(産休を 含む)があるか。	間2 間1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間4 間1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	間5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬についるか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下のてください	事由につ	いて1~4のい	の欠席事由につい れか一つにOをつけ 上認めている 認めていない 例が無い
n -	- I	Ħ.	1. 明配した規定があり、認めている。 2. 明配した規定はないが、適用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 適用上も認めている。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	を記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	り がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護 介証	D ## 20#
1	545 斜	里町	4		斜里町議会	1	2	2	1	新里用議会会議規制 欠集の配比 収集の配比 販売・課業の開発の出産権助きの他のやむを 環か・環境と随着の出産権助きの他のやむを 環化が事場のから加速者動きではいたきは、 はませけ、場合の開議を持まっては最大に届け と対の規定とかからず、議局が出め の出版でされいたきは、出産予定日の金額形を の出版でなれいたさは、出産予度日の金額形を の出版でなれてきない。 に関係していた。 は、出産予度のは、出産予度のは は、出産予度のは、 は、 により、 になり、	1		新里斯議会議員の議員報酬及び費用弁債等に関する条例 関する条例 (国書報酬の減額) 第2年の2 議員が開金活動ができななった男 原係業及は長根平在1に応じて、次の第1元 の信義を登録を表現不在1に応じて、次の第1元 の6日以上180日未第100分の30 180日上180日末第100分の30 180日上180日末第100分の30 180日上180日以上		1	1 1	1 1
1	546 清	里町 清水町 子府町 戸町	4		清里町議会 小清水町議会	1 1	2	3 3	2 2		2 2			4 2	4 2	4 4 2 2	4 4 2 2
1	550 置	士府町 戸町	4 4		訓子府町議会 置戸町議会	3 1	2	3	2	佐呂間町議会会議規則	2			4	4	4 4	
1	552 佐	呂間町	4		佐呂間町議会	1	2	2	1	第2条 議員は、公務、傷痍、出産、胃見、 選、水底、必降者の出産補助でといきやむでも 対し、自然の施制を対しては 対し、自然の施制をするに議会に届け出せが けい、自然の施制をするに議会に届け出せが ればならない。 当前の施定にかからず議員が出産のと 出版できないときは、出産予室日の場間修告 技術の場合にあっては、は週間前の日間を 放出度の日後の間にを参考する日本での範囲内 において、その制度等のあている。 議長に入席順を検討することができる。	2			2	3	3 3	3 3
1	555 遠	経町	4		遊秘町議会	1	2	2	1	温軽可議会会議規制 (大度の選出) 大児、原義、出点、月児、標 大児、福祉、小児、原義、出点、月児、標 東心、海山、海県市の出資場等からからやむた 様心、海山のため出度できないとせば、その理 は近ければならない。 を対象の規定したかからず、議員が出産のた の出版でなないときば、出音子と自りの認識(多 動態が定なないときば、出音子と自りの認識(多 動態が定ないときば、出音子と自りの認識(多 動態が定ないときば、出音子と自りの認識(多 動態が定ないときば、出音子と自りの認識(多 の出版でないときば、出音子と自りの認識(多 の出版でないときば、出音子と自りの認識(多 の出版でないときば、出音子と自りの認識(多 の出版でないときば、出音子と自りの認識(多 の出版でないときないときないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな	2			1	1	1 1	1 4
1	5559 湧	別町	1	湯別市職員旧班使用取扱規程 第2条 職員は、別等に関小さる事的において、法 等の可能定に反示されたのない。第56職件 で使用いているな書等について、総形総件上又 は海条衛型に上が現金生化ないものに限り、 旧姓を使用することができる。	澳別町議会	1	2	3	2				湯別町議会議員の議員報酬等の特例に関する 条例      茶名・	2	2	2 2	2 4

都市	ħ	市			1		市区	町村	議 会 の 議 員 の i	南 立 支	援 体 制	に関する調査						
道府県村	ij	区町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	間の報酬についるか。	た場合、休暇期	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明! 2. 明! 3. 明!	り事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	D両立の観 いて1~40 がある はないが、 が無く、運 が無く、選	のいずれが 連用上認 用上も認め	かている かていない	○をつけ
 	1	Ħ	1、明記した規定があり、左記で、1、を選択した場合 能力でいる。 2、明記した規定はない。 3、明記した規定が無く。 4、明記した規定が無く。 由去に事例が無い。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児		家族の介護	疾病	その他
F F		名	4	淹上町議会			2						4	4	4	4	4	4
1 56	61 興奮	ge al		與部町議会	1	2	2	1	展都可議会会議規則 第1章 約別 (李惠) 名称 (李惠) 名称 (李惠) 名称 (李惠) 名称 (李惠) 名称 (李本) 表情に公務、傷病、出産、育児、看 (東ケ) 集時に公務、傷病、出産、育児、看 (東ケ) 集時の間でない之をは、 自己の会。議論の間でないとは、 (東ケ) またい。 (東ケ) またい。	2			2	2	2	2	2	2
1 56	62 西里 63 雄音	興部村 計断	4	西興部村議会 雄武町議会	1	2 2	3	2		2			4	4	4	4	4	4
1 56	64 大雪	空町		大空町議会	,	2	2	1	大空間場会議規則 至空、無視、公案、復称、出名、再生、赤 進之、無視、公案、復称、出名、再生、赤 進之、無視、自己、主義、自己、主義、自己、 ・ は、当日の原議等利までしままします。 ・ はならない。 ・ お前のが定しかからず、議員が出名のから が出までなったは、出音を当日の形態を持ちいるという。 ・ お前をなったが、出音が目のが同じから ・ お話は他の日本のからでは、は一番であるのである。 ・ は、出音が目のが最大というできる。 が出まなる。 ・ は、出音が目のが表し、出音が目のが目から ・ は、日本が目のである。 ・ は、日本が日本のである。 ・ は、日本が日本のである。 ・ は、日本が日本のできる。 ・ は、日本が日本のできる。 ・ は、日本が日本のできる。 ・ は、日本が日本のできる。 ・ は、日本が日本のできる。 ・ は、日本が日本のできる。 ・ は、日本の原理を呼らかにして、あらかい ・ は、日本の原理を使じまする。 ・ は、日本の原理を使じまする。 ・ は、日本の原理を使じまする。 ・ は、日本の原理を使じまする。 ・ は、日本のできる。 ・ は、日本のできる。	: 	出産工程開減額の適用除外としている。		1	1	1	1	1	
1157	/ 1 要注	m#T	i i	<b>受漁町議会</b>	'		3	Z	壮瞥町議会会議規則	Z			2	2	2	2	2	2
1 57	75 壮智	營町	4	壮智可議会	1	1	2	1	次度等の周出) 策定・議員は、事故公孫、儀病、出産、育児、 等援、介護、死民機の出差権助その他のやむ を得ない権のため出席できないと対え、その はいまして、 はいまして、 はいまして、 、工業を対し、当日の協議を判まで、はませ、 のため出席できないと対よ、日教を定めて出る。 は、選続者等の発生版の場合にあっては、 は、選続者等の発生版の場合にあっては、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	5.1 Sel			2	2	2	2	2	2

都	市	市					市区	町村議会の議員の両	i 立 支	援体制に関	する 調 査						
通府県	Bī	区町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明配した規定(産休を 含む)があるか。	して明記した規定」はいつ制定されたか。	能な休業期間は、次の うちどれか。	問名 問5 問5 日間1で1・2番目にた場合 した場合、出度 該当部分の条文(本文)を記入してくださ に係る意前産後 い るか。	間の報酬についるか。	問7 で1. を選択した場合、休暇期 問7 で1. を選択して減額の規定はあ 該当部分の条文し、。	た場合 (本文)を配入してくださ	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	事と生活の り事由につ 記した規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~ がある はないが が無く、選	のいずれ; 運用上認 用上も認る	かーつにC めている めていない	)をつけ
п –	э 1	Ħ	・明記した規定があり、	さい。 議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			(趣旨) 第1条 職員他方公務員払明和25年注 201号別が条策2項に規定する一級報に 職員をいう、以下同じ、が増級その他の 下が開始でいう。以下同じ、が増級その他の では、規模等の前の严値の氏以下「日姓 う。だを基準に使用することに関しては、 網の定めるころによる。 (旧姓使用の申請等) 第2条 職は、日姓を使用することもと	pt 19													
1	584 润渝	<b>行湖町</b>	び戸籍の氏を従する基準を付化上向と経 1 物料素が配性有限・砂定が配性有限・砂定が 1 の成に提出し、あかがしめ来源を受けない らない。 2 町長は、物質の承認をしたときは、川田 京送金融資料を持て数字がしていました。 前して当該環境に基準するとともに、川田 角と機・別が接てまた。今日である。 1 日	使用来 川して にはな 原発 を経 を打職 のとす	2							4	4	4	4	2	1
			選挙に使用する印度及び日後使用開始 を包入しなければならない。 (旧姓使用の中止等) 第3条 第2条第2項の実態を使けた職員 「日始使用服員」という。2010年の使用 ようとするときは、あるたいの日後使用 に対す、2010年のでは、2010年の使用 だけてはない。 とこれないない。 2 頁域は、10世界服職員の目的の使用 変行上文は事務処理より関すると認 は、出路支援を別消すことが変わると認 は、出路支援を別消すことが変わると認	以下 中止し 間(別 産出し													
			は、当該承認を取り得すことができる。 3 起路課券は、第1項の出出があったと 前項の取り流しがあったとは。 前項の取り消し第月日を記入し切けれ い。 4 回接使用を中止した服員が再び同じ 用することは、原則として認めないもの。 他の任命者者かく異似した場合の取扱 他の任命者者かく異似した場合の取扱	又は 日姓使 ならな 性を使 る。													
			ある。 取扱がらた金融者から旧植物 認された職場が年入し又語せた。 1日はを使用しまうさするとさは、日建程序 1日前の一般があった。 です。 (日本を使用できる文章等) 第5条 日日を使用できる文章等は、法 報するおされかな、名歌場間で開発 文章等となった。	カとみ													
				ので 3別記 かる文 も も 長な													
			とに摘得や混乱が生にないよう努めなけ らない。 2 所属表は、所属範疇の目的の使用に 適切な適用が切られるように努めなけれない。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、思 姓の使用に似し必要な事項は、別に定め 財 別 別 別 別 別 に 別 の 別 に 別 の 別 に 別 の 別 の 別 に 別 の 別 の	ばな して なら													
	EOE ST	<b>平町</b>	この訓令は、令和2年9月1日から施行す	安平町議会	2								4			4	4

### APPLIES   1   1   1   1   1   1   1   1   1	道区	1,2			/			市区	町村	議会の議員の両	立 支	援体制	に関する調査						
The control of the	府町		職員の通称又は旧姓の包	<b>年用を認めていますか</b> 。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	間2 間1で、1.を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ	間5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 で減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下 てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由に い。 記した規策 記した規策 記した規策	Oいて1~ Eがある Eはないが Eが無く、3	4のいずれ 、運用上記 E用上も認	かーつにC がている めていない	Oをつけ
(1) 전로 전로 보고 보는 기를 보고 있는 것이 되었다. 그는 기를 보고 있는 것이 되었다. 그를 보고 있다고 있다고 있다고 있다고 있다고 있다고 있다고 있다고 있다고			認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、	左記で、1、左選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	<ol> <li>明記した規定はないが、運用上認めている。</li> <li>その他(欠席の例がな</li> </ol>	2. 2015年度以降	産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児			疾病	その他
(株式)	1 586 4		т 4		むかわ町議会	1	1	3	2		1		に関する条例 (第3条第2項)もかわ町議会会議規則第2条第 2項の届け出による議員活動が出来ななった 日から議員活動が出来ななった日から議員活動 動出来ることになった日から議員活 は、次の表に定める減額の割合に応じた総を割	2	2	2	2	2	2
1902  中設計   4   中設計金   1   3   2   2   2   2   2   2   2   2   2				(機能) (2) 下級 (2) である。 (3) である。 (3) である。 (4) である		1	2	3	2		1		関する条例  「最大の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の		4	4	4	4	4
1 607 満河町 4   瀬河町議会 1 2 3 2 2 4		新冠町 歯河町	4		五 新冠町議会 浦河町議会	3			_					4	,	4	4	4	4

都市	市				/			市区	町村	議会の議員の正	立 支	援 体 制	に関する調査						
进 府 軒	区町		D通称又は旧姓の使			含む)があるか。	して明記した規定」は いつ制定されたか。	能な休業期間は、次の うちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	間5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	間の報酬についるか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~ がある はないが が無く、選	見点からの: 4のいずれ 、運用上認 用上も認 法に事例:	か一つに めている めていない	:0をつけ
1 1	村	認めて 2. 明 3. 明 運用上 4. 明	記した規定があり、 にいる。 記した規定はない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	左記で、1、を選択した場合 族当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明紀した規定がある。 2. 明紀した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より指い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1 609	えりも町		4		えりも町舗会	1	2	2		又94.南議会会議規制 第2名。編員は、公務、偏係、出席、再完、考 度、介護、配得市の出席性前やで他のやむを 得ない事由のため出席できないと対よ、で回り 世代付、3日の前間等時まで「議長」が同日 出位けれならない。 2 新河の規定でないときは、出席子足日のご園であ が出版でないときは、出席子足日のご園であ 記録に高り口径の週間で表現することができる。 のは、大学のでは、大学の日本の日から 国際に高り口径の週間で表現することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1 610	新ひだか	NBT	2		新ひだか町議会	1	2	2	1	新ひだか南議会会議規制 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のた か出来でされいときは、出産予定日の名間間多 総計版の場合にあっては、14週間の日 当該出席の自任の名間を推進する日本での前 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。	2			1	1	1	1	1	1
1 631	音更町		1	意要可能員に延使用収益要額 (機管) 第7条 この要類は、職員が婚姻、妻子種植その他の事項に以下婚姻等」という。」といてでの他の事項に以下婚姻等」という他生物解析のものの用するとは、いき地生物解析のものの用するとは、これでは、ないません。「他の事業」とは、現在の事業を受けて、次の文書項にはまだ利用でよったができる。(1)名は及び名割(2)組織自然。及び機関圏(3)出版制度とが報酬機関(6)起来の事業を必要をは、1)名は及び名割(2)出版自然。及び機関圏(6)起来の事業を行うのようとないません。「1)名は及び名割(2)出版自然。というは、自然の表現を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	音更町議会	1	2	2		音更可議会会議規則 (欠集の間出) 窓企を議員は、公務、傷務、出差、再見、考 選、介建、記得者の出資補助での他のやむで 環、介理、記得者の出資補助での他のやむで 理がい事他のから記録できないとせば、出版す はなければならない。 と前の規定といかからりず、議員は、出版 にか出版でないとさば、出版すを目のの通知 から、監禁出他の目が表していませば、 がい、監禁出他の目が表していませば、 知識を対していませば、 を記録できないとできないとなる。 を記録できないとでは、となっていませば、 を記録によるといできないといませば、 を記録によるというできないといませば、 を記録によるというできないというが、 を記録によるというできないというが、 を記録によるというできないというが、 を記録によるというできないというが、 を記録によるというできる。	2			1	1	1	1	1	1
1 632	士幌町		1	職員旧姓使用取扱要補 使用限額 定名を職員は、明長の末距を受けて、法令等に 高づき身が関係を規定している文庫、公庫力の では、前年の大力を開発しませる。 では、1000年の大力を発生しませる。 には、1000年の大力を対しませる。 には、1000年の大力を対しませる。 は、1000年の大力を対しませる。 を利金のためが、1000年の大力を対しませる。 を利金のためが、1000年の大力を対しませる。 を利金のは、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 では、1000年の大力を対しませる。 1000年の大力を対しまする。 1000年の大力を対しまする。 1000年の大力を対しまする。 1000年の大力を対しまする。 1000年の大力を対しまする。 1000年の大力を対してもまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	士领町議会	2								2	2	2	2	2	4
1 633	上士幌町鹿追町	ī	4 2		上士幌町議会 廃追町議会	1 3	1	3	2		2			2	2	2	2 4	2	2

都	ħ	市			/			市区	町村	議会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査				
道府県	可	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 関1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	間5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択し 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	事由につ こした規定 こした規定 こした規定	いて1~4のいず	見めていない
п	-	#1	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 運用上認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の 家族の 有護 介護	疾病 その他
116	35 新作		1	(3)職務の海神・陽斯(係名文書等のうち、職行 原の同一位の部が高地で、また、大型、 上又、市事物を建上、実際が大型等、その他的長 上又、市事物を建上、実際が大型等、その他的長 が認める開発など、大型等、 を設定する文章を、中心を開き、大型等等が 理上、国体を打断になる文章、実際の身が開催。 理上、国体を打断になる文章、実際の身が開催。 第16年の下では、国体を使用する企業である。 3、日 日本を提用する事業は、国体を使用する企業である。 第17年できな、事業では、原体と関ーして「回域を使用しな」 ければならない。	新得町議会	1	2	2		市議会会議規制 第2条 議員は、小孫、孫病、世志、青児、泰 第2条 高海の山路卓線等との他やむを 様ない等血の活め出席できないを社よる。現 けなければからは、かからず、海豚が出途のため かがまっないとからまり、海豚が出途のため が出来なが、地方のより、海豚が出途のため かが高水は、出港庁を日の金別で移動とは、出港庁を日の金別 前は「一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	2			1	1	1 1	1 1
1.6	36 清2	KBT	4	芽室町職員旧姓使用取扱要綱	清水町議会	2							芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例	2	2	2 2	2 2
1 4	37 芽3	室町	1		芽室町議会	1	2	3	2		1		第3条第3項 享宜問題会会議条例(平成24年 条例開立号)第26至項の固出にる経済 動かできななった日から撮合活動ができると しかった日本での関い。以下機会活動かできると しかった日本での関い。以下機会活動かできる 区分にないた機能の耐合を終条又は着空間、 区分にないた機能の耐合を終条又は着空間、 第3条第4章 間項の第2による機構機能のよ 第3条第4章 間域の第2による機構機能の 第3条第4章 間域の第2による機構機能の 第3条第4章 間域の第2による機構機能の 第3条第4章 間域の第2による機構機能の 第3条第4章 間域の第2による機構機能の 第3条第4章 間域の第2による機構機能の 第3条第4章 間域の第2条第4章 日本代料限によって機構と 「中の日が同ないない。」 「中の日が同ないない。」 「中の日が同ないない。」 「中の日が同ないない。」 「中の日が同ないない。」 「中の日が同ないない。」 「中の日が同ないないない。」 「中の日が同ないないない。」 「中の日が同ないないない。」 「中の日が同ないないないないないない。」 「中の日が同ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	2	2	2 2	2 2
116	38 中#	北内村	1	平机内村販債日兌使用取扱要額 第2条 販員は、村後の承託を受けて、法律およ 総条制等の設定します。おきそれがなく服務差行 上又は非務保護上支援がないと認められるとき は旧述を使用することができる。	中机内村摄会	1	2	2	1	平利内村議会会議規制 (大席の部出)第2条 議員は、公孫、疾病、出 長、胃児、着族、介殊、医院者の出産補助その 他のからと情報、準由のため出産で使いとき をしましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	1		平利の計議会議員の議員報酬及び費用弁債 「提賞等機能の連額 原本会の2、職員が自己会会、疾病その他の事 原本会の2、職員が自己会会、疾病その他の事 のは、現場が自己会会、疾病を自己は もが認めた主義の技術等とはでは、 は、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	1	1	1 1	1 1
1 6	39 更5	則村	2		更別村議会	3								4	4	4 4	4 4
1.6	41 大村	日本 記画	3 3		大樹町議会 広尾町議会	1	2 2	3 3	2 2		2 2			2	2	4 4 2 2	4 4 2

都市	7	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 間	<b>与立</b> 支	援 体 制	に関する調査						
班 府 町	ī	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可能な休業期間は、次の うちどれか。	した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	間5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につし るか。	した場合、休暇期 いて減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の余文(本文)を記入してくださ い。	て、以下 てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由についた規定記した規定記した規定記した規定	いて1~ である にはないが が無く、退	現点からの 4のいずれ 、運用上設 選用上も認 番去に事例	か一つに めている めていない	:0をつけ
1 1	1	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より指しい。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
1 64	3 幕分	名	1	高別市職員旧姓使用取扱要網 第1条 この影響は、競技が解析、悪子接続子 の他の事態以下開発するという。バニンので声 株上の氏を他から使わ用水位解析法件を目的と に、引き接待物画の他の戸籍上の氏に以下 「日光上にか」。だ太警者と使用することに 、記を持ちたる。 を関は、一般部に対すると記を、 を開発して、一般時間に指示される観光を開する。ただ 、、協時的に指示される観光を開する。ただ 、、協時的に指示される観光を開する。ただ 、、協時のに指示される観光を開する。ただ 、のないと思かられるを観光を開する。ただ 、があります。 、 一般時間に指示される観光を開い、第2条 等 、 、 一般時間を行われない。かつ、観光後十支間 、 一般を関するとなった。 一般を関するとなった。 一般を表すした。 これた、 これた。 これた、 こ	幕別町議会	,	2	2	1	幕別町議会会議規制 第2条第24 第14の規定にかかわらず、議 身が出傷のと通常を動物できないと呼は、社 産子変の言語(多)始計場のが場合にあっては、 は過期間前の日から動は社会の目標の場合にあっては、 は週間前の日から動は社会の目標の場合にあっては、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	Ē			1	1	1	1	1	1
	14 池田		4		池田町議会 型頃町議会	1	2	2	1	型項別議会会議規制 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育労、考 援、介護、死務者の出産材助その他のやむを 得かは場面のため間ででないを対し 出を付け、当日の別議時刻までに議表に届け 出る行ればならない。	1		豊場内議会議員の議員報酬及び費用弁領等に 関する条例 第3条 議員が自己都会、長角その他の事命に 以上を始後、脳神会及び要角金数には議会が 起めた会議をが研究会(以下領海等という) はよった。 は、その間に応じたは、表の自由をでの場合を は、その間に応じたが、あられるを に出来できない場合に応じて、水の自由を のに出来できない場合が の自由を がある。 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 の自由を は、 のの自由を のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	1	1	1	1	1	4
1 64	46 本別	列町	4		本別町議会	1	2	2	1	〇本別申請会会議規則(昭和62年議会規則第 (日春) 2 表別申請会会議規則(昭和62年議会規則第 (日本) 2 表別申請会会議規則(昭和62年議会規則第 (日本) 2 表別申請会会議規則(昭和62年議会規則第 (日本) 2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別を、2 表別の規定とから他のやとを得ない事命の、いとさい。 2 前項の規定にかかわらず、選供が出産のたい。 2 前項の規定にかかわらず、選供が出産のたい。 2 表別の規定にかかわらず、選供が出産のたい。 2 表別の規定にかかわらず、選供が出産のたい。 2 表別の規定にからからに、2 表別の規定にからからに、2 表別の規定によって、2 表別の規定によって、2 の期間を明らかにして、あらした文集器を提出することができる。 3 本語	2			4	4	4	4	4	4

都市	5	市			/			市区	町村	議 会 の 議 員 の 正	立 支	援 体 制	に関する調査						
道府県	ī	区町	職員の通称又は旧姓の使用			含む)があるか。	して明記した規定」は いつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	間の報酬についるか。	した場合、休暇期	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明記 2. 明記 3. 明記	り事由についた規定にした規定にした規定にした規定	いて1~4 がある はないが が無く、選	R点からの: のいずれ: 連用上認 用上も認 法に事例:	かーつに めている めていなし	Oをつけ
1 1	1	村	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はない が、連用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
1 64	: 2	名		及審事職員は技使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、法律 及び条例等の規定に反するおされのない等の職 機関で使用している事で職で職務者にある。 所のでは、1000年では、1000年である。 所が定点を含むなされなされのないもの これで自発を使用することができる。	足寄町議会	1	2	2	1	度 3条 議院は、公務、偏病、出意、育児、看 選、介護、死場等の出産維助での他のやむを 特ない事にから、当日の制度を またり、自日の制度を またり、自日の制度を またり、自日の制度を はまれた。自日の制度を はまれた。自日の制度を は 議員は、開発にしまいて結婚を活動があ を は 議員は、開発にしまいて結婚を活動があ を は 無人は、理会を は の最大のとは、 は の日本のとは は の日本のと は の日本の	2			1	1	1	1	1	
1 64	8 陸分	列町	4		陸別町議会	1	2	ž	1	接別的議会会議規制 出産予定日の意間(多齢妊娠の場合にあって は14週間)制の日から当該出産の日後8週間 を軽適する日まで	2			1	1	1	1	1	4
1 64	149 津帕	見町	2		浦槻町議会	1	1	2	1	補限可能会会議規則 第2条 第2条 第2条 5. 第4億円度にかかわらず、開業的が協の 5. 第4億円度でなかとされ、総名予定日の 6.週間(多的妊娠の場合であっては、14週間前 が小議は出の日後の週間を経過するでは、14週間前 前のはおいて、その類間を明かれて、あらか しか議と、大変に関係を明かれて、あらか しか議を、大変にある。 かって、またが もまたが またが またが またが またが またが またが またが またが またが	i			1	1	1	1	1	4

## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	都	市	市			$\overline{/}$			市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	页 立 支	援 体 制	に関する調査					
### 100 (1997) 1 (1	道府	区町		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		/	問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ	問5 同4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問1で1.を選択し 間の報酬につい	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下( てください 1.明 2.明 3.明	の事由についた規定 記した規定 記した規定	いて1~ ごがある ごはないか ごが無く、	・4のいずれ が、運用上認 運用上も認	か一つにOをつけ めている りていない
100	# 	刊 コ I		認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、		名	<ol> <li>明記した規定はないが、運用上認めている。</li> <li>その他(欠席の例がな)</li> </ol>	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の		家族の	家族の	
	1	661 (90)	名	関語和職員の旧姓使用に関する規程 連目 第1条 この制令は、職員が、在職中に 子機能その他の事品以及下領所関等と より、厚重しの氏症状の性情報 上町の文章部に言いて管理することに 変革事で変かるものとする。 定義 第1条 この制令に対する環境に関する 東美 この制令に対する環境に関する 方も一般間に関する環境循係的いた日 に関する場所がないと認めら のまない事務を観音を表現を指揮なる に関する場所を表現してもは今年の のに対する場所を表現しているな が、現前途行り支援がないと認めら 等とし、からの号に制するとかできな かつ、職務途行り支援がないと認めら 等とし、からの号に制するとかできな。 (1) 単に氏名が整電に下る。 (2) 事を組織的部で保険されたもの (3) 職員の権利・最前に係る文章等の 第1条 にあるが表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	5.7に開始した。 1.7に対した (1.7)に対した (1.7)に対した (1.7)に対した (1.7)に対した (1.7)に対して (1.7)に				3	2				この条例の目的)  第1条 この条例は地方自治法(同和22年法律を 2009/開2の条の別度に基づいて知知師等開金 2009/開2の条の別度に基づいて知知師等開金 2009/開2の条の別度に基づいて知知師等開金 2009/開2の条の別度に基づいて知知師を開金 2009/開2の条の12年に基づいて元である  (1) 建長 月編 311、000円 20 期間長 月編 311、000円 20 期間長 月編 310、000円 20 期間長 月編 320、000円 20 1 20 月間 320、200円 20 1 20 日間 320、200円 20 日間 320、200円 20 1 20 日間 320の日間		2	2	2	2 1

都	ħ	市			1		市区	町村	養会の議員の両	i 立 支 援 体 制	に関する調査						
道府	T T	区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	間2 間1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	間6 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 関6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	て、以下の てください 1. 明記 2. 明記 3. 明記	記した規定が 記した規定に 記した規定に	ハて1~4 がある まないが、 が無く、運	のいずれが 運用上認 用トも認ん	かーつに( めている うていない	つをつけ
果コー	i	村村	1 明記した規定があり、 左記で、1 を選択した場合 認め取じた。規定はない が 3 開ルに認めている。 3 明記した規定が無く。 選用上と認めていな。 3 明記した規定が無く。 選用上を認めていない。 過去に事例が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上級力にいる。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より指収い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上がある。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		4.明 配偶者 の 出産	さした規定が	水無く、過 家族の 看護	まに事例が 家族の 介護	疾病	その他
	が 62 厚片		2	厚岸町議会	1	2	2		厚年可議会会議規則 (大度の事由) 完定、編集(共産・の地では、 第2条、編集(共産・の地では、 第4条、の地では、 が構造のため、 が構造のため、 が表現した。 をはならない。 2 前却のがより、 2 前却のがより、 2 前却のがより、 2 前却のがより、 2 前却のがより、 2 前却のがより、 2 前却のがより、 2 前却のがまり、 2 前却のがまり、 2 前却のがまり、 2 前却のがまり、 2 前却のがまり、 2 前却のがまり、 2 前却のがまり、 3 前却のまから、 3 前述の場合にから、 1 は、 1 は、 1 は、 2 は、 1 は、 2 は、 2 は、 2 は、 2 は、 3 は、 4 は、 3 は、 4 は、 3 は、 4 は、 4 は、 4 は 3 は、 4 は 4 は	2		1	1	1	1	1	1
1 6	63 浜口64 標子	中町 柴町	4 4	浜中町議会 標茶町議会	1	2 2	3 3	2 2		2 2		4	4	4 2	4 2	4 2	4
1 6	65 弟- 67 鶴 B	中町 将町 子屈町 苦村	4 2	標茶町議会 弟子屈町議会 鶴居村議会	3 3							4	4 4	4 4	4 4	4 4	4
	68 白和		4	白糠町議会	1	2	2	1	自由軍権会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため 出版できないとは、出産予定日の名間(多)値 出出版の日総名間が任場する日本での期間の 出出版の日総名間が任場する日本での期間の において、その制御等のにして、あらかしめ 議長して展園を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1 €	91 593	等町	4	別海町議会	1	2	2	1	別海町議会会議規則 第2名、議員は、公孫、疾夷、出産、背景、看 議、介法、記略等の出版補助その他のやもそ は、介法、記略等の出版補助その他のやもそ 由を付す。当日の開議等前までは議具に届け は付ければならび、 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産ので 2 前項の規定にかかわらず、機関が出産ので 3 前週の規定にかかわらず、 1 前週の開催を強いませ、 1 前週の開催を開からして、 1 前週の開催を開からして、あか しか議長し大席艦を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1 6	92 中机	標準町	4	中標澤町議会	1	2	2	1	中標準可議会会議提到 (欠席の選出) 第2条 議員は、公務、傷痍、出産、胃児、着 第3、水底、改略者の出産補助でも物かできる。 第3、水底、改略者の出産補助でも物かできる。 由を付す、当日の間離時制までに選集に個け 出び付ればからない。 出版できないときは、出産予定日の合間(多胎 出版できないときは、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 出版できないときな、出産予定日の合間(多胎 が出来したが、このから の課金に欠席値を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1 6	93 標準	耕町	4	標津町議会	1	2	3	2	羅臼町議会会議規則	2		4	4	4	4	4	4
1 €	94 羅E	3町	4	羅臼町議会	1	1	2		報目可能を英雄規則 第条処項 前別の規定にかからかず、議員が 出産のため出席できないときは、出席予日の の個別・参加性の場合にあっては、1987年 の日から議出地の日後の間形を搭載する日ま での範囲が上によって、の制間を得り入して、 で、この制度を見いて、 で、この制度を見いて、 でできる。	2		4	4	4	4	4	4

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

北海道

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都	कं कं				市区	町	村 議	会の議員の配	立支援体制に	関す	る調	查			
商	区	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に 設置または提供されているか。	間10 議員の利用することのできる授乳室等が 会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.	を選択した	場合、行っ	ている取組みは、次のうちどれか。	博13 間12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問14 男女共同参画 修(ハラスメン るもの以外) を すか。	に関する研 ト防止に関す	姓の使用を認めています	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当都局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
<b>果</b> コ ー ド	対断が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対	または提供がされてい	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授現・第に必要な場所の設置または提供 がされている。(職時のものもませる) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 共 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておむず、今後 取組む予定もない。	定等 )がある に関する規定 (倫理規	を設置している する議員向け相談窓口 2 . ハラスメントに関	を行っている に関する議員向け研修 3 . ハラスメント防止	4 そ そ の 他 そ そ の 他		1. 行っている 2. 行っていな 組む予定であ 3. 行っておら 組む予定もな	いが、今後取 る。 ず、今後、取	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定はない。 3. 明記した規定がなく、連 月、日本記めていない。 4. 明記した規定がなく、通 人工機能がなく、通 大工機能がある。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい なし。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 装当部分の規定を記入してください。
$\Delta$	1	0	2	3	0	0	0	0			!	7		3	
$\square$	<u> </u>	1	5	19	0	0	0	0	<u> </u>	2	0	19		155	
		0	0	156	0	0	2	0		15	66	4		21	
Z	<u> </u>	177	171	0	0	0	0	1			)	148			
1	00 札幌市	4	4	3	$\vdash$				1			2		2	函館市地域防災計画
1.2	02 函館市	4	4	3						:	3	2			図面地で水切ぶる川地 域製売の生活発程に関すること 住民機能との連続に関すること 安客情報の開会の受理と情報の選択に関する こと 霊支援に関すること
1 2	03 小樽市 04 旭川市	4	4	3							1	2		2	
1 2	04 旭川市	4	4	3					<u> </u>			2	室蘭市議会議員の通称等の使用取扱要綱	2	
1 2	05 室蘭市	4	4	3						:	ı	1	第2条 信頼的は、議長の承認を受けたときは、次に掲げ 右事項を除さ、進移又は婚姻等の前の市路の 氏以下これらご義等等にいう」を使用する によいてなる。 19 無難に関する 6回 出書類 (3) 時間、提用片間・その他生船に関する書類 (3) 時間、提用片間・その他生船に関する書類 (5) 数位配とび解散の申請 (5) 数位配とび解散の申請 (7) 市場企業機長大多名に関する各種圏出等 (7) 市場企業機長大多名に関する各種圏出等 (7) 市場企業機長大多名に関する石質器出の 記を生じる売れがあると議長が判断するもの	2	
1 2	06 釧路市 07 帯広市 08 北見市 09 夕張市 10 岩見沢市	4 4	4	3 3	1			<del>                                     </del>	1	1 - 3		4		2 2	
1 2	08 北見市	4	4	3								4		2	
1 2	50 万城市 10 岩見沢市	4	4	3								4		3 2	
1 2	11 網走市 12 留萌市 13 苫小牧市	4 4	4 4	3 3	1				+	+		4		2 3	
	13 苫小牧市 14 稚内市	4	4	3						:		1	権内市議会議員旧姓使用取扱要網 第3 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲 げる事項を除き、旧姓を使用することができる。	2	
	1														
Ш	10 200-								1	1		A			
112	15 美唄市 16 声別市	4	4	3 3				<u> </u>	<del> </del>			2 2	<u> </u>	2 2	
1.2	17 江別市	4	4	1				市表劇局に賞楽した江別市ルック スメント等止に関する特別に基づ き、環境の維持等に努めている。 4				4		2	
1 2	18 赤平市	4	4	2								4		2	
1 2	18 赤平市 19 紋別市 20 土別市	4 4	4 4	3 3				<del>                                     </del>	1	1 - 3		4		2 2	
1 2	21 名寄市	4	4	3								4		2	
1 1 2	21 名寄市 22 三笠市 23 根室市	4 4	4 4	3 3				<del></del>				4 2		2 2	
112	43 依主印			3	1 1							4			

市					町	村 議	会(	の議員の両			查			
K	問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.	を選択した	場合、行っ	ている取組	みは、次のうちどれか。	問13 開12で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す	間15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	間16 間17 間15で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ にめに実施していることか い。	地域防災計画や避難 (の) 含む)に、男女共同参 場体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
村	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	がされている。(臨時のものも含む)	後取組む予定である。	定等 )がある に関する規定 (倫理規	を設置している を設置している よいラスメントに関	を行っている を行っている を行っている	4 .その他	・の他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用土上認めていない。 4. 明記した規定がなく、連 去に使用した事例も判断し たこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左配で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
干歲市	4	4	3							3	1	田の連州が出る地域である。 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、	3	
漁川市 砂川市	4	4 4	3 3							3 3	4 4	歌志内市議会議員旧姓使用取扱要網	2 2	
歌志内市	4	•	3							3	1	(承認) 第43 元 不認か予定としています。 第53 元 第45 元 第55	2	
深川市	4	4	3							3	2		2	
	斯 村 名	設置または提供されてい らか。  1. 人員及び場所の設置 または提供がされてい ら、場前のものが最初の 設置または提供がされてい ら、場前のものが最初の 設置または提供する しる。場所のものも含 し)。 対策である。 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	図	関の利用することの「最高の利用することのできる終見重等が議会を有機を受けるいか。	図	面	(株) (	(国際	(株)	日本の地域である   日本の地域である   日本の地域である   日本の地域である   日本の地域である   日本の地域の	1	### 1997 (1997)	## Committee of the com	## Company of the com

都市	市									<b>可立支援体制に</b>							
府町	Ø	問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1. ?	を選択した	場合、行つ	ている取組	みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する 修(ハラスメント防止に るもの以外)を行ってい すか。	問15 ・研 議会において、通称又はII 関す 生の使用を認めています か。	間16 問17 関17 財17 財17 財18 対18 対18 対18 対18 対18 対18 対18 対18 対18 対	分野の男女共同参画の に実施していることがあ ご記入ください。	地域防災計 含む)に、男 具体的な役	計画や避難 日女共同参 と割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
果 村 コ ー ド ド	村	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。協時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	定等 )がある に関する規定 (倫理規	を設置している する議員向け相談窓口 2.ハラスメントに関	8 . ハラスメント防止	4 . そ の 他	の他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今 組む予定である。 3. 行っておらず、今後 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、記 飲取 めている。 2. 明記した規定はない、 取 が、運用上記がている。 3. 明記した規定がなく、通 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく。 去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけ 定がある。 2. がを 3. その他( 3. その他(	すられた規 すられてい (不明等)	左記で、1、を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
	登別市	4	4	3							3	,	空所市議会議員に歴使用を放棄領 (本認) 無知は、議長の承託を受けたとかは、次 記念は、事務を命念、記述を使用することがで さるものような場合である。 19 選出に対する日出書類 (2) 選集性がある日出書類 (3) 選集機の実施の会議 (3) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		2		
1 231	恵庭市	4	4	3							3	4			2	!	
1 233 1 234	恵庭市 伊達市 北広島市	4 4	4 4	3 3					<u> </u>		3 3	4 2			3		指定避難所運営マニュアル
	石狩市	4	4	3							3	3			1		相定 妊娠所逮盗 ベースプル 避難所では"女性"の視点に立った配慮が必要 となるので、本部長、副本部長には、女性を1名 以上選出します。
1 236	北斗市	4	4	3							3	4			2		
1 303	北斗市 当別町 新篠津村 松前町	4	4	3							3	4			2		
1 331 1 332 1 333	松前町 福島町	4	4 4	3 2							3 2	4 3			2		
1 333	松則町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町	4	4	3 3							3 3	4 2			2		
1 337	七飯町	4	4	3							3	4			2		
1 343 1 345	森町	4	4	3							3	4			3		
1 346	採門 八雲町 長万部町	4	4 4	3 3							3 3	4 2			2		
1 361	江差町	4	4	3							3	,	工業可譲会議員の基例を写っ使用に関する規 第一条 この規定は、工業可能を請情(以下 第一条 この規定は、工業可能を請情(以下 「議員によう。)が認めにおいで開する氏名 について、公職基準法統行を切削し工事収定 する議会の規用が認定された名(以下「通称 する議会の規用が認定された名(以下「通称 する議会の規用が認定された名(以下「通称 なるなどの任用、主法権が領拠、基本機関を 事由(以下下開始等)という。」とより严格の氏を のなったの任用、また権が領拠、基本機関の 事由(以下下開始等)という。」とより严格の氏を のなった後の手機を、した一定判断的系統 関帯の前の下降の長を使用することについて、 の表とを を表した。		2		
1 362 1 363 1 364	厚沢部町 乙部町	4 4	4	3 3							3 3	4 4			3 2		
1 367	上/国町 厚沢部町 乙部町 曳尻町 今金町	4	4	2							2	4			2		
1 371	せたな町	1	4	3							3	3			2		
1 371 1 391 1 392 1 393	コピカリア を 主要な 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を	4 4	4 4	3 3						1	3 3	4 4			2		
1 393	黒松内町 蘭越町	4 4	4	3 3	$\vdash$				<u>,                                      </u>	1	3 3	4	1		2		
1 394	二七二町	4	4	2							3	4			3		
1 396	呉 <u>对刊</u> 留寿都村	4	4	3 3						<u> </u>	3	4			2		
1 398	具衍行 留寿都村 喜茂別町 京極町 明知町 共和町 治村	4	4	2				T		+	2 3	4	1		2		
1 400	俱知安町	1	4	3							3	4			2		
1 401	共和町 岩内町	4 4	4 4	3 2	$\vdash$					<u> </u>	3 2	4 4	1		2		
1 402	泊村 神恵内村	4	4	3							3	4			2		
1 404	<del>け</del> 思内村 精丹町	4	4	3						<u> </u>	2 2	4	<u> </u>		3		
1 406	古平町	4	4	3					_		3	4			2		
1 404 1 405 1 406 1 407	全市町 全市町	4	4	3							3	4			2		
1 409	赤中町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町	1 1	4 4	3					·		3	4 4			2 2	_	
1 424	奈井江町	1	4	3							3	2			2		
1 425	上炒川町 由仁町	_4	_4	3						<u> </u>	3	4	<u> </u>		2 2		
1 428	長沼町 栗山町 月形町	4	4	3					_		3	4			2		
1 430	月形町	4	4	3							3	4			2		
		1 1	4 2	3 2					·		3 2	4 4			2 2	_	
1 433	新十津川町 妹背牛町	1 4	4	2							2	4			2		

都市	市市市市 市区町村議会の議員の両立支援体制											k 制に関する調査						
府町	区	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	間10 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.	を選択した	場合、行っ	ている取	組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	間15 議会において、通称又は 対の使用を認めています か。	問16 目問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や 含む)に、男女共 具体的な役割が	避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 同参画担当部局又は男女共同参画センターの 明確に位置づけられているか。		
果コー・	村	る。(陈時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(職時のものも会び 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	に関する規定(倫理規に関する規定(倫理規	を設置している する議員向け相談窓口 2 . ハラスメントに関	を行っている に関する議員向け研修	4 . その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後即 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	2. 明記した規定はない	E &		1. 位置づけられ 定がある。 2. 位置づけられ ない。 3. その他(不明 <sup>4</sup>	た規 左記で、1 を選択した場合 議 部分の規定を記入してください。 (本)		
1 434 1 436	発 株父別町 雨竜町	4	4	3	- RIL	山岡	18° II.				3	4			2			
1 43	北竜町	4	4	3							3	4			2			
1 452	沼田町 鷹栖町 東神楽町	4	4	3							3 3	4			2			
1 453	東神楽町	4	4	3							3	4			2	災害対策本部の各部所掌事務		
	当麻町	4	1	3							3	4			1	社会福祉機能の被害顕著に関すること。 この意料の解析及りがされの発展に関すること。 を設ますの解析及りがされの発展に関すること。 を設ますの影響を関連を経過を開すること。 当時町社会報道協議をは「無難がランティブ 通貨金組の学校の販子が開すること。 被災者の生活保護に関すること。 を記者の意味理に関すること。 を記者の意味理に関すること。 この世代を実施を対しまる対象に関すること。 この世代を実施を対しまる対象に関すること。 に要素の健康を要求、感染を企びま対策に関すること。 に要素の健康を要求、感染を企びま活環境の把握に関すること。 に要素の基準を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		
1 455	比布町 愛別町 上川町	4	4	3							3	4			2 2			
11458	車川町	4 4	4 4	3			3				3	4 4			2 2			
1 459	美瑛町 上富良野町 中富良野町	4	4	3 3							3 3	4			2			
1 46	中富良野町	4	4	3							3	4			2			
1 463	南富良野町 占冠村	4	4	3							3	4			2			
1 464	市富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町	4 2	4 2	2 2							2 2	4	1		2			
1 468	下川町 - 美空町	4 4	4	3 3							3 3	4	<u> </u>	<u> </u>	2 2			
1 470	音威子府村 中川町	4 4	4 4	3 3							3 3	4 4			2 2			
1 472	幌加内町	4	4	3							3	4			2			
1 483	増毛町 小平町 苫前町	4	4	3							3	4			2			
1 484	羽帽町	4	4	3							3	4			2			
1 485	初山別村 遠別町 天塩町	4 4	4	3 3							3 3	4 4	<u> </u>	<u> </u>	2 2			
1 487	天塩町	4	4	3 2							3 3	4	-		2			
1 512	猿払村 浜頓別町 中頓別町	1	4	3 3							3 3	4			3 3			
1 513	中頓別町 枝幸町 豊富町	4	4	3							3	4			2			
1 516	受高町 礼文町	4	4	3							3 3	4	<u> </u>	<u> </u>	3			
1 518	礼文町 利尻町 利尻富士町	4	4 A	3 3							3 3	4			3 2			
1 520	代廷町 美報町	4	4	3							3	4			2			
1 543	表照町 津別町	4 4	4	3 3						<u> </u>	3 3	2	<u> </u>	<u> </u>	2 2			
1 545	津別町 斜里町 清里町	4 4	4	3							3	4			2			
		4	4	2							2	4			2			
1 549	加子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町	4 4	2 4	3							2 3	4 4	<u> </u>	<u> </u>	2 2			
1 552	佐呂間町	4	4	3							3	4			2			
1 559	湧別町	4	4	3							3 3	4			2			
1 560	湧別町 滝上町 興部町	4 4	4	3 3				-			3 3	4 4	1		2 2			
1 562	西興部村	4	4	3							3	4			3			
11563	雄武町	4	4	1 3	1					1	3	1 4	1	1	1 3			

府町県村町	K	問9 議員の利用することので	間10								関す						
県 村 国		きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.	を選択した	場合、行っ	ている取れ	組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問14 男女共同参画 修(ハラスメン るもの以外) を すか。	画に関する研 ノト防止に関す を行っていま	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	間16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	-地域防災計画や避難 含む)に、男女共同参 具体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
コ コ + 	Ħ	る。(陈時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常投) 2. 投乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(臨時のものもまむ) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	に関する規定(倫理規 に関する規定(倫理規	を設置している する議員向け相談窓口 2.ハラスメントに関	に関する議員向け研修 3.ハラスメント防止	4 . その他	その他内容		1. 行っている 2. 行っている 組む予定であ 3. 行っておら 組む予定もな	ないが、今後取 ある。 らず、今後、取 い。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定がなく、連 用上も認めていない。 まに使用した事例も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1、を選択した場合 該当都分の規定を記入してください。
1 564 大空町		4	4	3								3	4		これまで政策決定の場に参画 する機会が少かった女性以 して前取への参画機会を提供し 行政に対して関心の参画機会を提供し 行政に対して制定の、生活に密着した女性 切接点から、生活に密着した女性 提案をといただくことを目的とする と共に大空前で年記念事業の一理として「大空前」の年記念本 使複複編会。を平成28年2月に 開催した。	2	
1 571 豊浦町 1 575 社警町	Ţ	4	4	2								2	2			2	
1 575 社督町	=)	4	4	3								3	4	白老町議会議員旧姓使用取扱要網		2	
1 578 白老町		4	4	3							:	2	1	(銀貨) 那条 この要側は、白老甲舗会議員(以下「議 泉」という。)が参加 長子は総合での他の申組 規入という。)、1分等加 長子は総合で他の申組 成のた。後、引き様や物場場の前の戸籍上の氏 になり、後、引き様や物場場の前の戸籍上の氏 には、「は、企業を構る機と使用 に関いた。」の表現を発して、企業を表現 が表現。 第2条、議員は、基準の不満を受けて、別表に 別が6年場合物を、日校を使用することができ 6。		2	
1 581 厚真町 1 584 洞爺湖	胡町	4	4	2 3								3	4			2 3	
		4	4	2								2	4			2	
1 586 むかわ 1 601 日高町 1 602 平取町 1 604 新冠町 1 607 浦河町	可	4	4 4	3 3	1					1		3	4			2 2	
1 602 平取町	į	4	4	3								3	4			2	
1 604 新冠町	l) It	4	4 4	3	1					1		3	4 4			2 2	
1 607 浦河町 1 608 様似町 1 609 えりも 1 610 新ひだ 1 631 音更町	Ì	4	4	3								3	4			2	
1 609 えりも	当か町	4	4	3	<del>     </del>					1		3	4			2	
1 631 音更町	ī	4	4	3								3	2			2	
1 632 士陕町	ET EERT	4	2 4	3 3	1					1		3	4			2 2	
1 634 医連即 1 636 新米町 1 636 新米町 1 636	Ţ	4	4	3								3	4			2	
1 636 清水平	u N	4	4 4	3	-			-+				3	4			2 2	
1 637 芽室町	Ť.,	4	4	3								3	4			2	
1 638 中札内	지 <u>취</u>	4	4	2 2	-			-			-	3	4			2	
1 641 大樹町	BT .	4	4	3								3	4			2	
1 642 広尾町	Ţ	4	4	3					•			3	4			2	
1 644 油田配	ey Bit	4	Z 4	3	<del>     </del>					1		3	4			2	
1 645 豊頃町	ij	4	4	2								2	4			2	
1 646 本別町	T .	4	4	1 3	-		3	-			-	3	4			2 2	
1 648 陸別町	i	4	4	3								3	4			3	
1 649 浦幌町	Ţ	4	4	3								3	4			2	-
1 661 釧路町	T .	4	4	3 2	-			-			-	3 2	2			2 2	
1 663 浜中町	i	4	4	3						<u> </u>		3	4			2	
1 664 標茶町	ī_	4	4	3								3	4			2	
1 665 弟子屈 1 667 鶴居村	田町	4	4	3 3	-			-				1 3	4			3 2	
116681 白卵田	lπ	1	4	3								3	3			2	
1 691 別海町	ij	4	4	3								3	4			2	
1 692 中標津 1 693 標津町	卑町	4	4	3	$\vdash$				·			3	4			2	
1 694 羅日町		1	4	3						1		3	4			3	